第５２回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成25年８月30日　開会
平成25年９月６日　閉会

南　部　町　議　会

第５２回南部町議会　定例会会議録目次

第　１　号（８月30日）

○議事日程……………………………………………………………………１
○本日の会議に付した事件…………………………………………………２
○出席議員……………………………………………………………………２
○欠席議員……………………………………………………………………２
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２
○職務のため出席した者の職氏名…………………………………………３
○開会及び開議の宣告………………………………………………………４
○議会運営委員会委員長の報告……………………………………………４
○会議録署名議員の指名……………………………………………………５
○会期の決定…………………………………………………………………５
○諸般の報告…………………………………………………………………６
○町長提出議案提案理由の説明……………………………………………６
○議案第８２号から議案第１０１号の上程、委員会付託……………１２
○陳情第１号の上程、委員会付託…………………………………………１３
○散会の宣告…………………………………………………………………１３

第　２　号（９月２日）

○議事日程……………………………………………………………………１５
○本日の会議に付した事件…………………………………………………１５
○出席議員……………………………………………………………………１５
○欠席議員……………………………………………………………………１６
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１６
○職務のため出席した者の職氏名…………………………………………１６
○開議の宣告…………………………………………………………………１７
○一般質問……………………………………………………………………１７

工　藤　幸　子　君……………………………………………………………… １７
山　田　賢　司　君……………………………………………………………… ２３
立　花　寛　子　君……………………………………………………………… ２６
中　舘　文　雄　君……………………………………………………………… ３５
○散会の宣告………………………………………………………………………… ４１

第　３　号（９月３日）

○議事日程…………………………………………………………………………… ４３
○本日の会議に付した事件………………………………………………………… ４３
○出席議員…………………………………………………………………………… ４３
○欠席議員…………………………………………………………………………… ４４
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名………… ４４
○職務のため出席した者の職氏名………………………………………………… ４４
○開議の宣告………………………………………………………………………… ４５
○一般質問…………………………………………………………………………… ４５
沼　畑　俊　一　君……………………………………………………………… ４５
川守田　　　稔　君……………………………………………………………… ５２
工　藤　久　夫　君……………………………………………………………… ６１
根　市　　　勲　君……………………………………………………………… ７４
○散会の宣告………………………………………………………………………… ８０

第　４　号（９月６日）

○議事日程…………………………………………………………………………… ８１
○本日の会議に付した事件………………………………………………………… ８２
○出席議員…………………………………………………………………………… ８２
○欠席議員…………………………………………………………………………… ８３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名………… ８３
○職務のため出席した者の職氏名………………………………………………… ８３

○開議の宣告……………………………………………………………………………………８４
○報告第１４号の上程、説明、質疑……………………………………………………………８４
○報告第１５号の上程、説明、質疑……………………………………………………………８５
○報告第１６号の上程、説明、質疑……………………………………………………………８７
○報告第１７号の上程、説明、質疑……………………………………………………………８９
○議案第８２号から議案第１０１号の委員長報告、討論、採決……………………………９０
○議案第１０２号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………９３
○議案第１０３号の上程、説明、質疑、討論、採決…………………………………………９８
○議案第１０４号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………１０２
○議案第１０５号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………１０５
○議案第１０６号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………１０６
○議案第１０７号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………１０７
○議案第１０８号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………１１１
○議案第１０９号の上程、説明、質疑、討論、採決………………………………………１１２
○陳情第１号の委員長報告…………………………………………………………………１１３
○陳情第１号の質疑、討論、採決…………………………………………………………１１４
○常任委員会報告……………………………………………………………………………１１６
○日程の追加…………………………………………………………………………………１１６
○発議第１号の上程、討論、採決…………………………………………………………１１７
○発議第２号の上程、討論、採決…………………………………………………………１１７
○発委第２号の上程、説明、討論、採決…………………………………………………１１９
○閉会の宣告…………………………………………………………………………………１２１

○署名議員……………………………………………………………………………………１２５

平成２５年８月３０日（金曜日）

第５２回南部町議会定例会会議録

（第１号）

第52回南部町議会定例会

議事日程（第１号）

平成25年８月30日（金）午前10時開議

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　町長提出議案提案理由の説明
第　５　議案第82号　平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
第　６　議案第83号　平成24年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
第　７　議案第84号　平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　８　議案第85号　平成24年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　９　議案第86号　平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　10　議案第87号　平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　11　議案第88号　平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　12　議案第89号　平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　13　議案第90号　平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
第　14　議案第91号　平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　15　議案第92号　平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　16　議案第93号　平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　17　議案第94号　平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
第　18　議案第95号　平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　19　議案第96号　平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
第　20　議案第97号　平成24年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第　21　議案第98号　平成24年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第　22　議案第99号　平成24年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第　23　議案第100号　平成24年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第　24　議案第101号　平成24年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第　24　陳情第１号　ＴＰＰへの参加に反対する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司　君	2番	八木田憲司　君
3番	中舘文雄　君	4番	工藤正孝　君
5番	夏堀文孝　君	6番	沼畑俊一　君
7番	根市　勲　君	8番	河門前正彦　君
9番	川井健雄　君	10番	中村善一　君
11番	佐々木勝見　君	13番	馬場又彦　君
14番	立花寛子　君	15番	川守田　稔　君
16番	工藤久夫　君	17番	坂本正紀　君
18番	東　寿一　君		

欠席議員（１名）

12番　工藤幸子　君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直　君	副町長	坂本勝二　君
総務課長	小萩沢孝一　君	企画調整課長	坂本與志美　君
財政課長	小笠原　覚　君	税務課長	谷内恭介　君
住民生活課長	極檀義昭　君	健康福祉課長	髙森正義　君
農林課長	川守田　貢　君	農村交流推進課長	西村幸作　君

商工観光課長	福田　　修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村　　久君	農業委員会事務局長	北山　　哲君
代表監査委員	山口裕貢君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君）　これより第52回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時34分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君）　ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長　河門前正彦君　登壇）

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君）　おはようございます。

去る８月23日に議会運営委員会を開催し、第52回南部町議会定例会の運営について協議をいたしましたので、決定事項を報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が報告４件、平成24年度各会計決算認定20件、条例など５件、平成25年度補正予算３件でございます。なお、平成24年度各会計決算認定につきましては、決算特別委員会を設置し、付託して審議することにいたしました。そのほかの案件といたしましては、陳情１件、常任委員会報告がございます。一般質問は８名からの通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。また、陳情書は所管の常任委員会に付託して審査することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日８月30日から９月６日までの８日間といたしました。

なお、８月31日、９月１日は休日のため、また、９月４日と５日は決算審査のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をお願い申し上げまし

て、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君）　議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において13番馬場又彦君、14番立花寛子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日８月30日から９月６日までにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。

会期は、８月30日から９月６日までの８日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました８日間の会期中、８月31日、９月１日は休日のため、また、９月４日と５日は決算審査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの４日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より、平成25年度財政援助団体等監査の結果について報告がありましたので、その写しもあわせて配付しております。

今期定例会の上程は町長提出議案28件、報告４件、陳情１件、常任委員会報告です。日程により、それぞれ議題といたします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君）　日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第52回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出案件の概要をご説明する前に、７月臨時会以降の情勢について触れさせていただきます。

内閣府が発表しました８月の月例経済報告によりますと、「景気は、着実に持ち直しており、自立的回復に向けた動きがみられる。」との基調判断が示されました。

また、先行きについては、「輸出が持ち直し、各種政策の効果が表れはじめているなかで、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、景気回復へ向かうことが期待される。」とする一方、「海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」との警戒感を示しております。

一部輸出企業では、設備投資にも持ち直しの動きが出てきたことから、10カ月ぶりに「回復」の表現が盛り込まれ、物価動向についても、デフレ状況ではなくなりつつあるとも報告されてお

ります。

業績の改善した自動車産業などの影響で、大手企業の夏のボーナスの平均は前年より増加したと報じられておりますが、中小企業や地方経済においては、まだ景気の回復を実感できるまで至っていないのが実情であります。

我が国の借金は、６月末時点で、1,000兆円を突破したとの報道があり、今年度末には1,100兆円を超える見通しとなっております。

政府は、今後の財政政策について、「経済成長を促進させて収入を増やすことと歳出の効率化の両方を積極的に行い、バランスさせるようにする」とし、経済最優先で政権運営に取り組む方針を表明しているところであります。

当町においても、各種工事の早期発注を図るとともに、町内の経済活性化対策として、プレミアム商品券の発行などを通じ、一刻も早い地域経済の回復に寄与できるよう取り組んでまいります。

次に、気象庁は、本日から、特別警報の運用を開始いたしました。

今月９日には、秋田県及び岩手県において、「これまで経験したことのない大雨となっている。」と発表し、最大級の警戒を呼び掛けたところであります。

当町においても、馬淵川の水かさが増し、洪水警報が発令され、更に水防団待機水位を超える状況になったことから、消防団等関係機関と連携し、警戒活動にあたったところであります。

当町におきましては、被害はありませんでしたが、全国各地で集中豪雨による被害が相次いでおり、特別警戒の発令前にも、災害が起こりうる危険性があることから、有事の際には、関係機関と緊密な連携のもと、町民の安全・安心のために、万全の備えを図ってまいります。

次に、高知県四万十市で41度の国内最高気温を更新するなど全国各地で猛暑日が続き、熱中症で救急搬送される方が例年に比べ、増加いたしました。当町の庁舎では、節電対策のため、冷房は控えているところでございますが、昨年の９月定例会の一般質問により、ご提言いただいておりました熱中症対策の一環として、猛暑が予想される日に、緊急的に冷房を稼働し、福祉公共施設を開放いたしました。実施期間は、１日間のみであり利用者はございませんでしたが、今後においても、町民の住みやすいまちづくりのため、可能な限りの対応に努めてまいります。

次に、町内における農作物の状況についてであります。水稲については、春の低温の影響により田植えが遅れ、その後の生育が心配されておりましたが、出穂の進ちょく状況は、平年に比べ、２ポイント高くなっており、出穂の終わりも２日程早く、作柄においても平年並みに回復しております。

リンゴについては、７月中旬まで日照不足により、小玉化が懸念されておりましたが、８月に入ってから気温の上昇と適度の雨により、生育は、平年並みに回復している状況であるようです。

今後の気象情報に注意しながら、関係機関と連携を密に、病害虫の予防防除、果実の肥大促進に努めるなど、情報提供や営農指導にあたってまいります。

次に、国際グリーン・ツーリズムについてでありますが、政府によりますと、７月の訪日外国人旅行者数は100万人を超え、ひと月ベースの過去最高を更新したとの発表がありました。円安を背景に日本への旅行が割安になったことや格安航空会社などによる航空路線の拡充が訪日客の増加につながっている模様であります。

当町におきましても、６月に韓国のイェサングン、サプキョウ村より、行政、農協関係者の方々が町内観光施設等の視察や農家民泊を体験したほか、キョンサンプクトの農協関係者が、町内の農業関係施設や果樹園の視察を行ったところであります。

更に、来月にはイェサンりんご農協関係者が、来町されることとなっており、町内施設の視察及び町民との交流も計画しているところであります。

ＮＰＯ法人「青森なんぶの達者村」においても、６月下旬から１カ月間ほど、韓国の国民大学の女子大生が研修の一環として勤務し、町内や東京都など、町特産のさくらんぼのＰＲに奮闘されました。

韓国から当町へのお客様は、少しずつではありますが、増加の傾向にあります。一つ一つの縁を大切に育てながら、今後とも韓国内旅行エージェントを始めとする関係機関に対して、当町で実践している農業観光と、歴史、文化などを合わせた独自の観光資源の情報発信に努めて、来町される諸外国の文化などを考慮しつつ、更なる国際グリーン・ツーリズムを推進してまいる所存であります。

次に、昨年制定された通称「鍋条例」についてでありますが、来る10月20日に本条例の制定記念イベントを行う予定であります。毎月22日を「鍋の日」として、家族や友人、仲間同士で一緒に鍋を囲んでコミュニケーションを深めるために始めた取り組みでありますが、「鍋条例」の更なる促進を図るため、俳優の梅沢富美男さん、女優の中村玉緒さんと鍋を囲んでバラエティーショーを企画しておりますので、多数ご参加いただけるようＰＲに努めたいと考えております。

さて、明後日には、青森県民駅伝競走が開催されます。先の世界陸上、女子マラソンで銅メダルを獲得した、本件出身の福士加代子選手が最後までレースを諦めず走り続け、満面の笑顔でゴールを迎えたように、選手団一同には、当町の代表選手としての誇りを胸に町の絆のタスキを繋ぎ、日頃の成果をいかんなく発揮し、チームが一丸となって笑顔でゴールテープを切れるようが

んばってほしいと願うものであります。

次に、なんぶサマーフェスティバルの開催についてであります。馬淵川の治水事業により、開催場所をこれまでの「すみやの河川公園」から、隣接地へ変えて開催しましたが、当町出身の「坂本サトル」さんを始めとする各アーティストの音楽と融合したいつにも増して、華やかな花火大会を実施することができました。関係者の方々とご来場いただいた多くの観客に御礼を申し上げます。

また、今月は、各町内でのお祭りも行われております。本職も各町内のお祭りに一緒に参加して、町民の皆様と直接触れ合いながら、様々なご意見を拝聴し、地域の伝統や特徴を活かすことで、活力ある地域づくりに努めてまいる所存でありますので、議員各位の更なるご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件でありますが、報告４件、平成24年度決算の認定20件、平成25年度一般会計ほか、各特別会計補正予算案、その他条例の一部改正などの案件が８件の、合わせて32件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第14号、損害賠償の額を定め和解することについてでありますが、去る７月19日、平字広場地内の町有地で発生した物損事故に関し、相手方と損害賠償の和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、専決処分したものであり、地方自治法の規定によりこれを報告させていただくものであります。

次に、報告第15号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてでありますが、事業団の平成24年度決算状況について、特定事業及び特定事業以外の決算書が提出されましたので、地方自治法に基づき、付属書類、審査意見書を添えて議会に報告するものであります。

次に、報告第16号、平成24年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてでありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成24年度南部町の普通会計において、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

次に、報告第17号、平成24年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてでありますが、報告第16号と同じく、平成24年度南部町の各公営企業会計について、資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

報告第16号及び第17号につきましては、いずれも赤字額、資金不足額がないことから、監査委員からは、是正改善を要する事項について「特に指摘すべき事項はない」との審査結果をいただいております。特に、健全化判断比率につきましては「実質公債費率が平成23年度の15・７％か

ら14・５％になったこと、将来負担比率も平成23年度の45・０％から32・２％になったことなど、町財政の健全性は保たれていると認められる」との評価をいただいたところであり、今後とも引き続き財政の健全化に努めてまいる所存であります。

次に、議案第82号から議案第101号までですが、平成24年度の各会計決算20件につきまして、監査委員の意見を付して議会の承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては、会計管理者及び各担当課長からご説明いたしますので、私からは一般会計決算の概要についてご説明申し上げます。

議案第82号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてでありますが、予算総額は歳入歳出それぞれ106億9,105万3,000円で、これに対し収入済額は105億1,471万5,217円、支出済額は101億7,578万7,645円となりました。この結果、歳入歳出差引額は３億3,892万7,572円でございますが、このうち１億2,089万4,000円が繰越明許費繰越額として翌年度に繰り越しになるため、実質収支額は、２億1,803万3,000円となり、このうち地方自治法の規定により、財政調整基金に１億円、減債基金に1,800万円、合わせて１億1,800万円を積み立てしております。

監査委員からは「財務事務及び財産管理についても概ね適正に処理されているものと認められた」との総括意見をいただいておりますが、今後とも町税等歳入の確保を図るとともに、歳出においては行政運営の合理化・効率化に努め、財政基盤を強化し、住民サービスのより一層の向上に努めてまいる所存でございますので、議員各位には更なるご指導ご助言をお願い申し上げます。

なお、平成24年度の主要施策の成果につきましては「行政報告書」と題して別冊にし、お手元に印刷配布しておりますので、決算審議のご参考に供していただきたいと存じます。

次に、議案第102号、南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、入所児童数の減少と老朽化が進んでいる、現在休止中の５児童館を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第103号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、法律の題名が改正されたことから、その法律を引用している条例について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第104号、南部町霊園条例及び南部町共同墓地公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、墓地の利用区画について制限を緩和するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第105号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてでありますが、平成26年４月か

ら二又簡易水道事業を八戸圏域水道事業の給水区域へ編入することに伴い、企業団規約を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号、町道の路線認定についてでありますが、医療健康センターの整備に伴い新設される道路について、町道として新規認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第107号、平成25年度南部町一般会計補正予算についてでありますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,755万5,000円を追加し、予算の総額を96億9,913万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容ですが、総務費については、旧福地小学校校舎の解体工事に係る工事請負費、今年度建て替え予定の荒町及び諏訪ノ平集会施設の解体事業に係る集会施設整備事業補助金、定住自立圏の連携施策の充実を図るために新設された定住自立圏振興基金への定住自立圏連携事業負担金などをそれぞれ追加しております。

民生費については、子ども・子育て支援法の新制度施行に向けて必要となるシステム及びニーズ調査に係る委託料を追加したほか、平成24年度事業費確定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を減額しております。

農林水産業費については、さくらんぼの雨除けハウスの追加事業に係る特産品果樹産地育成等確立事業補助金、高瀬・野場の農道工事に係る青森県営中山間地域総合整備事業負担金などを追加しております。

商工費については、プレミアム商品券の発行事業補助金及び小企業経営改善資金利子補給事業補助金、健康増進センターの修繕料などを追加しております。

土木費については、道路橋りょう維持費に修繕料、除雪委託料、除雪機械借上料、道路維持工事請負費などを追加しております。

消防費については、医療健康センター敷地内の消火栓設置に係る八戸圏域水道企業団負担金を追加いたしました。

これらに充当する財源といたしましては、臨時財政対策債及び農業施設整備費事業債のほか、地方交付税、県支出金、基金繰入金など、所要の財源を充当するものであります。

次に、議案第108号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算についてでありますが、歳出においては、前年度退職者医療交付金の確定による返還金及び基金積立金を追加したほか、健康センター建設事業債の利子償還を一般会計において行うため減額し、歳入においては前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額したもので、歳入歳出それぞれに2,881万5,000円を追加

し、予算総額を34億9,830万円とするものです。

　次に、議案第109号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算についてでありますが、歳出においては、前年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金確定による返還金などを追加し、歳入においては、前年度繰越金などを追加したもので、歳入歳出それぞれに1,453万5,000円を追加し、予算総額を24億3,135万9,000円とするものであります。

　以上、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第82号から議案第101号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君）　お諮りいたします。

　この際、日程第５、議案第82号から、日程第24、議案第101号までを会議規則第37条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。

　よって、議案第82号から、議案第101号までの平成24年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を一括議題といたします。

　お諮りします。

　ただいま、議題といたしました議案第82号から議案第101号までの決算認定議案20件については、委員会条例第６条の規定による議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第101号までの議案20件については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第９条第２項の規定により、委員会で互選することになっております。委員長及び副委員長を互選するための決算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。本日、本会議終了後、この議場において、決算特別委員会を開催いたします。ご了承願います。

◎陳情第１号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君）　日程第25、陳情第１号を議題とします。

本日までに受理した陳情１件は、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配布しました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は、本日、決算特別委員会終了後に開催します。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、９月２日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時39分）

平成２５年９月２日（月曜日）

第５２回南部町議会定例会会議録

（第２号）

第52回南部町議会定例会

議事日程（第２号）

平成25年９月２日（月）午前10時開議

第　１　一般質問

12番　工　藤　幸　子

１．少子高齢社会について

２．既存の跨線橋拡幅について

１番　山　田　賢　司

１．産業振興について

14番　立　花　寛　子

１．政府による年金引き下げ計画に対する町長の見解について

２．公立保育所の存在意義について

３番　中　舘　文　雄

１．行政改革と庁舎のあり方について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	山　田　賢　司　君	2番	八木田　憲　司　君
3番	中　舘　文　雄　君	4番	工　藤　正　孝　君
5番	夏　堀　文　孝　君	6番	沼　畑　俊　一　君
7番	根　市　　　勲　君	8番	河門前　正　彦　君
9番	川　井　健　雄　君	10番	中　村　善　一　君
12番	工　藤　幸　子　君	13番	馬　場　又　彦　君
14番	立　花　寛　子　君	16番	工　藤　久　夫　君
17番	坂　本　正　紀　君	18番	東　　　寿　一　君

欠席議員（２名）

11番　佐々木　勝　見　君　　15番　川守田　稔　君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	髙森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村久君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君）　これより第52回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君）　日程第１、一般質問を行います。

質問の回数は３回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭にお願いします。

なお、制限時間５分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、質問者は通告の内容から外れないようにご協力のほどお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番　工藤幸子君　登壇）

○12番（工藤幸子君）　おはようございます。

早速でございますが、２点について町長にお伺いいたします。

まず１点目でございますが、少子高齢社会、出産に係る費用の支給の拡大についてであります。

今、国は分権化をめぐる改革の方針やトレンドの中で、まずは１つ注目すべきなのは、生活者の視点に立つ地方分権改革推進委員会の第一勧告であります。地方自治体を地方政府と呼ぶにふさわしい存在にまで高めていかなければならず、そのためには何よりも住民に最も身近で基礎的自治体である市町村の自治権を拡大し、これを生活者視点に立つ地方政府に近づけていくことであるとされております。

また、少子化に伴う地域活動の減少などから地域の人々がともに活動する機会が減少し、結果として住民自治の基本となる住民のきずなやつながりも脅かされているのではないか。少子化した社会、またますます高齢者が多くなることを重く受けとめ、自治体を見直し、地域社会を構築し、それぞれの自治体らしさを発揮することを求められているのであります。そこで、特に少子化を少しでも取り戻すためにも、まずは人口減少問題を考えなければならないのであります。

人口減少が地域を衰退させるのではなく、人口減少に対応した計画が実施されないとき、地域は衰退するのであります。人口が減少しても生活の質を低下させず、むしろ生活の質を上げるために少子化対策を早く本格的に進めるべきでありますが、それでも人口減少は避けられないかもしれません。かつてのように兄、弟、５人、６人とはならないことや、人々の価値観が多様化し、結婚しない人、子供を生まない人もふえているのですし、放置していくと首都圏への一極集中が進むということで、日本というより第１次産業を発展させるためには地方で一定の人口を確保しなければならない。そのためには、もちろん生活のバランスの実情を考えるとき、町の支援が必要であり、前にも進言させていただきましたが、出産時の町支援の増額のアクションが必要であります。そこから段階的にであれ、支援の拡充の意思を示さなければと思いますが、町長のご決断をお願いするものであります。

次に２点目でございますが、既存の跨線橋拡大について、南部町大向字中居構にある跨線橋改善工事についてであります。

前回のぼたん園のアクセス道についての中でも質問させていただきましたが、南部町大向中居構にある跨線橋の拡幅工事でございますが、この跨線橋は赤石からの農道と赤石からの県道をも結ぶ道路にもなったため、非常に便利になりました。しかし、前にも提言しておりますが、利用する車が大変便利になったためか、利用する方が多くなり、交通がスムーズではなく、橋の拡幅が必要と痛感している日々であります。

また、昭和42年に設置され、平成11年11月に修理し、再稼働した橋であるためか、橋桁の部分が傷んでいます。コンクリートが落ちてしまえば大惨事になります。しかも、電車の通る線路上でありますので、その状況を見逃しておくことは危険なのではないかと思います。かつての東北本線と違い、青い森鉄道になっているので、どのような交渉展開になるかわかりませんが、安心安全のまちづくりとして、よき町長のご判断をされますよう、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、出産に係る費用支給の拡大についてのご質問でございますけれども、平成21年９月の第24回定例会においても出産費拡大の援助について、出産育児一時金も含めてご質問をいただいたところでございます。

工藤議員ご承知のとおり、出産育児一時金については健康保険法施行令及び南部町国民健康保険条例によりまして39万円、産科医療補償制度に加入する医療機関において出産され、医学的管理のもとにおける出産であると認めるときは３万円を超えない範囲内で加算した金額42万円とされているところでございます。

出産によって人口がふえることが町発展のもちろん基本でございます。費用の拡大についてのプラスアルファということも前回ご提言いただきました。

平成24年度の国民健康保険出産育児一時金の実績について述べさせていただきますが、22件でございました。算定基準はいずれも42万円でございました。約６割の方が医療費42万円以内のお支払いで済んでございます。また、42万円以下の方にはその差額を個人へ差額支給分として支給しているところでございます。なお、完全個室のご利用等では42万円を超える場合があります。また、帝王切開等での出産の場合は高額医療費の支給対象となることがございます。６割の方々が個室以外であれば大体42万円以内でおさまっているということをまずご理解いただきたいと思います。

少子高齢化が進展する中で限られた財産の中、本当にどこの部分を支援していくか、一部分だけに限らず、全体的な視点、角度からさまざま施策または環境整備が必要であると思っております。

町ではこうした中、議員各位のご指導ご協力をいただきながら、町独自の施策であります南部町子供医療費助成事業を平成４年度から新規事業として展開しております。乳幼児医療費給付費事業を町独自に拡大し、子供の医療費助成として中学校修了前までの子供に係る医療費の無料化を実施しているものでございまして、これは全町が行っている事業ではなく、独自に拡大をしながらサービス向上を図っているという内容でございます。

ちなみに、平成24年度の子供医療費助成事業の実績は、対象者数835人、給付件数3,773件、給付額1,321万6,915円となってございます。また、乳幼児医療費の助成につきましても、参考に平

成23年度給付件数5,101件、給付額1,400万9,000円、平成24年度でございますが給付件数が5,378件、給付額が1,543万8,000円という状況でございます。

子供医療費助成開始に伴い、一部負担がなくなったため、平成24年度は給付件数及び給付額ともに増加している状況でございます。このことは保護者の方の経済的ご負担が軽減され、子供の保健の向上と健全な育成に寄与されているものと思っております。

出産に係る費用支給を拡大し、支給額が多ければ大いに支給を受ける方々からは当然喜ばれるということは承知するわけでございますけれども、将来的に向けたさまざまなご負担も考慮していただきながらということになってこようかと思っております。先ほど申し上げました、大半の方々は現在の支給額で間に合っているということも再度ご理解賜りたいと思います。

出産に係る費用支給の拡大についても子育て支援、少子化対策になろうかと思います。町では平成22年３月に南部町次世代支援地域行動計画を策定し、140項目の事業を掲げて子育て支援、少子化対策を総合的に実施しているところでございます。子育て支援、少子化対策については行政全般にわたる取り組みが必要とされ、現行の施策のうち、どれか一つの施策に注力すれば効果があらわれるというものでもなく、子育ての世代のさまざまなニーズや各年齢層、生活様式に対応した施策を総合的に実施していくことが重要であると考えてございます。

また、少子化は晩婚化、晩産化の進行に加えて未婚化が大きな原因の一つと言われておりますが、結婚・出産は個人の選択によるものであることは尊重しつつも、少子化対策は極めて重要な施策であることから、社会全体で取り組む必要があると考えてございます。

今後においても子育て世代のニーズを踏まえながら、引き続き子供が住みやすい環境、あるいは子育てのしやすい環境、働きやすい環境、また住みやすい環境など、環境整備を進め、まちづくりに向けて限られた財源の中で効果的な施策を検討しながら、町の全体的な部分も考えながら取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、妊産婦委託健診の回数でございますが、これは平成19年度に２回から５回に拡大しました。また、さらに平成21年度には14回に拡充してございます。平成24年度１月からは、多胎妊婦について７回分の追加交付を行ってございます。

以上、いろいろ取り組みをしながら今後も住民の方々、サービス向上を図ってまいりたいと思ってございますが、将来的な財政見通し、こういう部分も視野に入れながら一つ一つ実現できるように常に考えてまいりたいと思ってございます。

次に、２点目の跨線橋拡幅についてお答えを申し上げます。

ご指摘の中居構にある跨線橋でありますが、大向道跨線橋として町で維持管理してございま

す。この跨線橋は幅員が狭く、通行に支障を来しておりますが、拡幅工事につきましては町道の改良工事と一体とした計画としなければならないものと考えております。

まず、大向地区は都市計画区域でございます。この路線も一部、都市計画道路に計画されているため、２車線に歩道がついた改良計画となり、事業費が多大となると考えてございます。事業実施のためには交付金事業を活用するなど、町財政と調整を図りながら進めていくこととなり、南部町橋梁長寿命化修繕計画も考慮しながら、現在、交付金事業で実施しております北本村・南古舘線道路改良工事の完了後、慎重に計画をして早期の事業着手に向けて検討してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君）　再質問ありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君）　ここ数年の間にいろいろ行政でも考えていただいていることは、その旨はよく存じ上げておりますが、ただ、ニュアンスとして三十何万円、二十何万円、四十二、三万円という、そういう細かいことはもちろん大事ですけれども、ある程度ちまたの方々の話もよく聞こえてくると、どこどこの町村はもう50万円なんだという話も聞こえてきておりますので、やはり今ほとんどの方々が女性も正職ばかりじゃなくてパートとかそれからいろいろな形で毎日働いているわけですので、その辺も加味しますと、どちらを先行するかということを考えると、やはり出産のこと、あるいはその後の育児のこと、いろいろあるわけですので、その辺を理解していただいて、もし例えば50万以上ということであれば、あるいはその意識も変わるのではないかなと。やはり町の人口減少を考えると、仕事を休んででもそういうふうにして出産すべきという意識の拡大も大変大事だと思いますので、町長にしてみれば一、二万のことなのでとお考えの部分もあるかもしれませんけれども、意外とこのニュアンスという頭に置かれる、そういう状況は大事なことだと思いますので、私はそれは余りけちらないでとは言いませんけれども、みんなが納得するような金額を提示していただいたほうがむしろもう少し減少に歯どめをかけるのではないかなと思っておる次第でございます。そこのところを大いに町長、理解していただいて、できればそのようにできれば段階的にでもよろしいかとは思いますけれども、頭に置いていただきたいと思っております。

それから跨線橋ですけれども、橋桁がまず一度改良というよりも修理という感じで老朽化しているコンクリートもありますし、もう既に表面が落ちてコンクリートが出てきている状態が二、三カ所あるわけですので、私はすぐできなくても、もし急がなければならない部分であれば、先

ほども申し上げましたように電車の上の道路ですので、これは大惨事になるなということも考えまして、それと狭い道路ですので先を急ぐために橋が非常に傷だらけということの状態でございますので、町長、どうぞ現場検証をしていただいて、おわかりかとは思いますけれども、再度見ていただいて、できれば早くそこのところを改善していただければいいと思っております。まず拡幅をしないとそういう状況が解決しないと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、お願いで、あとは町長のほうからお話があれば承りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　まず、出産費に係る件でございますが、それぞれの自治体で金額、50万のところがあるかもしれません。一つ議員にもご理解を賜りたいのが、さまざまな子育て支援があるわけでございます。他町にない町独自の助成事業を行っているのも当町にもたくさんございます。そういう中で、全て他町村の当町より上の数字になった場合に、やはり我々は一つは将来的にきっちりと継続をしてサービスを提供していかなければならないということがまず第一に考えていかなければならないわけでございます。あるときは上がって、財政が厳しくなって支給を下げざるを得ないと、こういうふうにならないようにもしなければならない。ですから、住民の方々にもご理解を我々もしっかりいただいていかなければならないということは、１つだけ捉えられれば他町村のほうがすぐれている部分もあるでしょう。しかし、そのところではやっていないのを町が独自でやっているということもあって、総合的にサービス、ここの部分は少し少ないかもしれませんが別な部分では逆に多いんだということもご理解をいただきながら、我々もできるサービスというのが今後もどういうふうな形でしていければいいのかということは常に検討しながら、できる体制になればそういうふうにしてまいりたいと思いますし、我慢もしていただかなければならないときはしっかりそういう説明を申し上げながら取り組んでまいりたいと。

いずれにしても少子化、今後、独身の方々も非常に当町も多いものですから、そういう部分も一つは結婚してもらえる、する、そういう環境をつくっていくにはどうすればいいかということも考えていかなければならないと思ってございます。

それから、大向跨線橋の件でございますが、橋でございますので、また青い森鉄道が走ってございます。非常に工事的にも難題な工事になろうかと思っておりますけれども、先ほど申し上げ

ました北本村道路、今やっと用地補償のほうもまとまりまして本格的な工事に入ってございます。まずそこを完成させ、また６月定例議会では議員さんからは三戸駅の向こう側、三戸町さんとの境の道路、ここもご要望いただきまして、その後担当課長と私も行って見てまいりました。そこもある程度の幅員がある道路でございますけれども、何とかもう少し広げるために、どこまで可能かということを見ました。建物にかからない中で１メートルか１メートル半ぐらい広げられるのではないかと。その分広がれば今の幅を考えて、ある程度の十分な幅はとれると。ですから、我々もできるだけ予算拡大にならない中で、できる範囲、そういう部分も現地を見ながら検討してきました。そこの要望もございますし、今回の要望もあるわけでございまして、まず一つ一つをやりながら、そのやっている間には次の事業としてどういうふうにしてどういう事業を持ってきて活用して町負担を少なくしてできるかということを常に考えながら取り組んでいきたいと思ってございます。

〇議長（坂本正紀君）　ほかに質問ありませんか。

〇12番（工藤幸子君）　前向きなご答弁、大変ありがたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。
　以上で終わります。

〇議長（坂本正紀君）　これで工藤幸子君の質問を終わります。
　１番、山田賢司君の質問を許します。山田賢司君。
（１番　山田賢司君　登壇）

〇１番（山田賢司君）　おはようございます。
　きのうは県民駅伝、町の部優勝、大変おめでとうございました。関係者の皆様、また選手の皆様、大変お疲れさまでございます。私たち町民にとっても大変勇気をいただいたというか、大変うれしい出来事だったと思います。来年もぜひ総合優勝を目指して頑張っていただきたいなと思います。
　それで今回、私は産業振興という大きなテーマで質問させていただきます。
　さきの参議院選挙で与党は安定多数を確保いたしました。衆参のねじれが解消され、政策の決定が早くなるでしょう。このことは私は決して悪いことではないと思います。消費税、社会保障、

ＴＰＰ、原発等、課題はたくさんあります。この問題は私たちに直結します。中でもＴＰＰの問題は産業構造を大きく変化させるのではないでしょうか。農業、工業、商業、全ての産業にかかわる問題です。国は大きな分野での対策は講じると思いますが、細かな点は地方が地域に合った施策を講じなければならないと思います。例えば後継者の問題、労働力の不足等、人口の減少による問題はこれから先、年々深刻になると思います。その中でどのようにして生産活動を維持するのか、産業振興をどのようにするのか、官民の連携が重要になるでしょう。町長が目指す町民とのキャッチボール、鍋条例、笑学校の開設などの斬新な発想がますます大事になると思います。

６月議会では、来年の選挙に向けてきれいな花を咲かせたいという町長の気持ちをお聞きしました。あれから数カ月がたちました。周りの意見も聞けたのではないでしょうか。どのような結論が出たのでしょう。お聞かせください。

今回大きなテーマで質問させていただきました。答弁も大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、山田賢司議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

総体的な考え、また取り組み等を答弁させていただきたいと思います。各課のほうもそれぞれ準備はしておりますけれども、総体的な中で、そしてまた私の考えも述べさせていただきたいと思います。

まず、議員ご指摘のとおり、国会はねじれが解消され、今までよりは国政のスピードが図られるものと期待をしてございます。それにあわせて当然、我々地方自治体がこのスピードにしっかり対応できる、そういう体制をさらにつくっていかなければならないものと思ってございます。そのような中で継続して取り組んでいくもの、また新たな事業展開をするなど、さらに創意工夫が大事になってきますので、職員一丸となってまちづくりに努めてまいりたいと思ってございます。

基本的にはやはり長期的に安定したまちづくりを推進するためには、やはり財政の健全化が不可欠であります。将来の南部町を見据え、コストの削減、費用対効果も考慮しながら、そういう中においてやらなければならない事業というのものは、これはしっかりと実現をしていかなければならないなと考えているところでございます。

教育、産業、医療福祉、私は常にこの３つを三本柱にしているところでございます。以前にも申し上げたことがございますけれども、人がこの世に生まれて育ち、そして誰もがいずれは亡くなると、人生を歩むわけでございますけれども、親のしつけ、そしてまた学校の教育、社会の教育、これを受け、学び、それを生かし、今度は産業につく、これが農業であり、商業であり、工業であり、そういう分野につくわけでございます。そして、いずれやがて誰もがやはり医療に世話になり、福祉に世話になり、そういうときが来るわけでございます。ですから、人が生まれて、また亡くなっていく、この期間においてこの３つというのを基本にしながら、その中でまちづくりを進めていかなければならない。そこには大きな３本の枝がある、そこには枝もあるわけでございます。そして花が咲きと、こういうことを１つずつ取り組んでいくことによって大きな木になっていく。これがまた将来の南部町の姿、花がいっぱい咲いた木、そういう町を目指していきたいと思ってございます。

６月の定例議会において、河門前議員さん、そしてまた山田議員さんからも来年に向けてのご質問等をいただいたところでございます。その後、私自身の後援会の役員会を開催していただきまして、自分の考えとご相談をいたしました。後援会長初め役員の皆さんから、次回に向けて強い要請をいただいたところでございます。先ほど申し上げました、それぞれの取り組まなければならないことがいっぱいあるわけでございますけれども、合併して８年目、そういう中で新町建設計画に基づいてまずしっかりと取り組んできたこと、そしてまた合併後に新たな課題が出てきた、そういう部分も並行しながら解決し、まちづくりをしてきたつもりでございます。合併前の建設計画についてはおおむね実行できておりますけれども、当然その後出てきた課題等々というのはこれはこれからのものもございます。そういう部分もしっかりと南部町の大きな花を咲かせるために、私自身、また次回、町民の皆さんからもご理解ご支援をいただきながら取り組んでまいりたいと思ってございますので、議員各位のまたさらなるご支援ご協力もお願いをしながら、南部町発展のために全力を尽くしてまいりたいと、こういう決意でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　再質問はありませんか。山田賢司君。

○１番（山田賢司君）　今、町長から３期目に向けての決意をいただきました。今、きのうの県民駅伝の町の部優勝というのもやはり教育が子供を育て、そういう選手を育ててきたと、そういう部分が実った一つではないかなと考えております。ぜひ来期に向けてまた一層頑張っていただ

けるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君）　これで山田賢司君の質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩します。

（午前10時40分）

○議長（坂本正紀君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

○議長（坂本正紀君）　一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番　立花寛子君　登壇）

○14番（立花寛子君）　日本共産党の立花寛子でございます。

９月定例議会に当たり、一般質問を行います。

１点目、政府による年金引き下げ計画に対する町長の見解についての質問です。

参議院議員選挙が終わった途端に、医療、介護、年金、保育の各分野で引き下げの計画が提案されています。安倍政権の社会保障制度改革国民会議が首相に提出した年金についての報告書はとんでもない改悪案になっています。安倍政権はことし10月、来年４月、再来年４月の３段階で年金を2.5%引き下げます。賃金、物価が上がっても、年金の増額を１%程度抑える仕組みを実施する構えです。さらに国民会議は賃金や物価が下がったときに、それ以上の年金引き下げを検討するとしています。年金支給開始年齢の先延ばし、65歳を68歳から70歳にする計画は、検討作業を速やかに開始するように強調しています。年金課税の強化が考えられております。今でも年金だけでは生活できない、年々生活が苦しくなっていると言っています。苦労して納めた割には年金の額が少なくてがっかりしているとも言っています。年金の額が少なくなるほど日常の生活費に回され、余裕のない生活になり、購買力は低下していくのではないでしょうか。今でも年金に対する不安や不信、不満が渦巻いているのに、これ以上の改悪が計画されていては地域経済に対してもよい方向へは向かわないと考えます。

年金問題をこの場で取り上げてもどうしようもないとお考えになるでしょうが、地域経済を支え、地域の活性化を促す力になるのはお年寄りでもあるはずです。こういう考えから年金問題を

考えることは大事ではないでしょうか。年金引き下げは地域経済にどのような影響を与えるとお考えでしょうか。年金引き下げ計画にどのような姿勢で臨まれるでしょうか。答弁願います。

次に、公立保育所の存在意義についての質問です。

町の保育所を民営化する計画が発表されてから、保育所がいつまで安心して使えるようになるのか不安を抱いたまま数年たちました。いつどうなるのかわからない保育所を使い続ける心情はいかばかりでしょうか。町では子ども・子育て会議を設置し、地域の保育ニーズなどを調査した上で、子ども子育て支援事業計画を策定するとしています。保育所利用者からさまざまな要求が届けられ、その都度、改善してきました。これからも要求は届けられると思いますが、それは公立保育所だからではないでしょうか。町が運営し、公務で行っているからこそ、信頼し、安心だからこそ要求できるのではないでしょうか。町の歴史からして、公立保育所でなければならない理由があったはずです。町の事情を考慮せず、民営化せよとは、国の不当なやり方ではないでしょうか。一番不安に思っているのは保育所の利用者です。この不安を一日も早く解消してほしいがため、この質問をしているわけであります。そのためには、今までどおり公立保育所として保育所を運営していってほしいと考えています。

国や自治体には児童を心身ともに健やかに育成する責任があり、保育所において保育しなければならないのです。保育所をつくり、運営することがその基本です。これこそが公立保育所の存在理由ではないでしょうか。さらに、営利を目的としない公立保育所が存在し続けることは、保育の市場化に歯どめをかけ続けることになります。

以上の理由から、公立保育所を守っていただきたい。質問の要旨は、１、公立保育所の存在理由はどこにあるとお考えでしょうか。２、公立保育所を存続させるお考えはおありでしょうか。３、政府の保育行政に反対していくお考えはおありでしょうか。質問するものであります。答弁願います。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご案内のとおり、現在支給されている年金は平成11年から13年の物価下落時にマイナスの物価スライドを行わず、特例措置により年金額を据え置き、その後も物価の下落が続いたため、本来よりも2.5％高い水準の年金額が支給されてございます。これを受けて平成24年11月に成立

した法改正は、老齢基礎年金等の年金額の特例水準2.5％について今年度から３年間で解消し、今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで将来の受給者の年金額確保及び年金財政の改善を図ることを目的としてございます。議員もお話しされておりました。平成25年10月からマイナス1.0％、平成26年４月からマイナス1.0％、平成27年４月からマイナス0.5％の改定が行われます。

参考に、南部町の年金受給者の状況でございますが、平成25年３月末現在で国民年金は3,870人、年金総額約23億円、厚生年金保険は4,802人で、年金総額約43億円でございます。船員保険は５人で、年金総額約500万円。合わせて8,677人でございます。年金総額約66億円となっております。仮に１％引き下げによる支給額について、国民年金の場合では65歳で満額支給の方を例に挙げますと、年額約8,000円の減額となります。月額約666円という数字になります。

議員ご質問の年金引き下げが地域経済に与える影響についてでありますけれども、年金受給者の方々、当然ご高齢の方々が多く、その方々に関しては町内のお店で買い物をしていただいている方が多いのではないかと思ってございます。そういう意味では、高齢者の買い控えなどによる地元商店の売り上げが減少することも予想されます。今後、関係機関とも連携しながら、地域経済に及ぼす影響について注視してまいりたいと考えてございます。

町では、今回の補正予算においてプレミアム商品券の助成額も計上してございます。他のまた融資のほうも新規に計上してございます。また商工会さんのほうとも発行に当たって、以前にも高齢者プレミアム商品券という形でも発行してございますので、そういう部分で町のほうでも高齢者の方々を支援しながら事業を展開してまいりたいと思ってございます。

次に、年金引き下げ計画にどのような姿勢で臨まれるかというご質問でございますが、将来年金を受給される方の年金額確保及び年金財政の改善という立場からは、法改正についてはある程度いたし方ない部分もあるかとは思っておりますが、年金受給世帯の生活の安定について、先ほどもさまざまな町独自の施策も取り入れながらしっかりと見守ってまいりたいと思ってございます。

一つはアベノミクスによって経済の回復、景気回復が見込まれてきているところでございますけれども、地方においてはまだまだその実感が感じられないと。そして、今は平成11年、13年のときの状況に比べてマイナス改正をするわけでございまして、ただ、今アベノミクスによって逆に円安になってきているわけでございます。ということは、輸入品が高くなると。日本の場合、食料初め輸入品も多いわけでございまして、そういう中においては経済が回復ありながら、あると言われておりますけれども、同時に値段が高くなるという現象も出てくるわけでございますの

で、そういう部分もしっかりとして今後恐らく今はもうことしの10月に１回目やるということでございますので、そういう形で進められるだろうと思いますが、今後さらにそういう場合というものは両面から見て決めていただきたいと。しっかりバランスのいい形にしていかなければならないと思ってございます。

年金につきましては、非常に現役世代の方々よりも給付を受ける方々が多いわけでございまして、今納めている方々が将来自分たちが受け取るときになりますと当然少子化になっておりますから、自分たちが受け取るとき、さらに厳しい状況になるだろうと思ってございます。そういう将来の支給も考えながらいかないと、今の現役世代の方々はさらに大変になってくるのではないかなと思ってございますので、しっかりと将来性も見た中で年金額というものは決めていかなければならないと感じてございます。

次に、公立保育所の存在意義についてお答え申し上げます。

まず、公立保育所の存在理由はどこにあるかというご質問でございますが、議員ご承知のとおり、保育所の根拠法令は児童福祉法に基づいており、日々保護者の委託を受け、保育に欠けるその乳児または幼児に対して家庭教育を補完する役割を通じて、その児童の福祉を推進することを目的とするということになります。

町立保育園は昭和30年から40年代において、保育ニーズの増加に対応するために施設整備を行ってまいりました。特に朝夕の延長保育、児童虐待の防止、アレルギー児への対応などに先駆的に取り組んでおります。また、これまでのノウハウを生かし、町の子育て支援事業初め地域活動に対しましても積極的に参画しているところでございます。同じ水準の保育サービスを行うことによって町全体の保育の質の向上が図られることから、地域の身近な子育て支援の拠点として重要な役割を担ってございます。

次に、公立保育所を存続させる考えということでございますが、国では平成24年８月に公布された子ども・子育て関連３法の本格施行に向けてさまざまな子育て支援施策についての議論がされております。当町においても、今年度に子育て世代を対象としたニーズ調査を実施し、その結果を踏まえ、地域のニーズに合った保育園を初めとする児童施設のあり方を子ども・子育て会議のご意見を聞きながら検討していきたいと考えてございます。今現在、子育て会議で検討もしている最中でございますので、お願いしているそういう状況の中で今、自分自身が今後の方向性を述べるということはまた委員の皆様にも失礼になるわけでございまして、そういう部分、意見をお聞きしながら方向性は決めていかなければならないと考えてございます。

次に、政府の保育行政に反対していく考えはということでございますが、国における子ども・

子育て支援新制度の目的は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、また保育の量的拡大、確保、そして地域の子ども・子育て支援の充実の３点が挙げられております。当町においてもこの３点は今後、子育て支援施策を検討していく上での重要な課題であると捉えております。今後の国の動向を踏まえながら、新制度の利点を生かした施策の推進を図ってまいりたいと思ってございます。

先ほど、昭和30年から40年に公立保育所が開設されてきたわけでございますが、戦後十数年という中で、恐らく大変な時代だったわけでございます。そしてまた、大変当時は子供も多い中、そういう状況の中で恐らく今の時代とは違って民間で行う状況ではなかった。だからこそ、恐らく公立として保育所、保育園を開設して行ってきたものと考えております。今、非常に民間のサービス向上も図られ、非常に民間経営が多くなってきております。また、市町村においても指定管理含めながら民間委譲というのが大変ふえてきている状況でございます。これは、当時の昭和30年、40年代とやはり今は時代が変わってきているということでもあると思っております。公立、民営、いずれにしても両面、メリット・デメリット、当然あるわけでございますので、そういうメリット・デメリット等、両面から検討しながら方向を示していかなければならないものと考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　年金に対しては、大変細部まで内容を詳しくご答弁いただきました。ありがとうございます。

そこで、この年金問題についてでありますが、先ほど町長がお話しした将来の年金者の均衡を図るためと、これは政府もこのように答弁しておりますが、現在、若い皆さん方が非正規雇用などの増大で年金を納められない世帯がふえている現実も見なくてはならないのではないでしょうか。私は今、支給される年金をいただくというとおかしいのですが、支給される皆さん方の生活実態を中心に訴えたわけでありますが、今の高齢者の生活を保障する国の責任を投げ捨てるのが政府の年金に対する考え方ではないかと考えております。

そういうことで、もう少し公費での拡充や積立金の活用、そして一番大事なのは年金の支え手となる現在働いている皆さん方の雇用の拡大や少子化の克服、そういうことを改善してこそ、減らない年金と最低保障年金を実現することができるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

要するに今この年金のことに対して、年金だけで生活できない現実的な悩みがたくさんの皆さん方から歩くたび訴えられます。そういうことで、今までこの年金問題についてのやりとりが少なかったのではないかと考え、どうしてもこの年金に対しては国の考えが多く反映されるのでしょうけれども、地方議会からもやはり現実的には年金をふやしてもらわなければ生活できない世帯が多くなっているということで、町長にぜひとも年金の改善を訴えてほしいということで、この場でお話ししているわけであります。

それで、具体的には、先ほどもお話ししましたけれども、安倍政権の社会保障制度改革国民会議に対してしかるべきところで町長が年金問題に対してもう少し地方経済を豊かにするためにも今の年金制度では苦しいということをお話ししていただけないのか、こういう要望を持っての質問であります。いかがでしょうか。

そして、特に私が要求するときは、町の予算のことに対してでもあるのですが、国の予算の使い方に対してのやりとりに対する批判が多いわけです。ですので、財源問題としましては、無駄遣いの一掃と大企業と富裕層に応分の負担を求める、国民の所得をふやす、内需主導の経済成長で税収をさらにふやすことで賄えるのではないかなと考えております。そして、年金問題に対しましては、年金の削減政策を中止し、低年金を底上げし、最低保障年金を創設する、無年金・低年金を根本的に解消することを政府に求めてほしいわけでありますが、町長もこのようなお考えに立たれるのかどうか、お聞きするものです。

次に、保育問題についてでありますが、先ほどの町長の答弁では、政府が考えている町でも重要と思われる３つの課題ということが話されましたが、それ以上に今その公立保育所を民間に経営させるという国の保育行政の弊害について訴えたいと思います。

要するに、現在、公立保育所でどうしても運営することが難しいと考えられる原因はどのような原因があるとお考えでしょうか。これは国から来る予算の問題でありますが、頑張って町の予算をやりくりすると公立保育所を存続できるのかどうか。この予算の面でどのような縛りが今考えられているのか、その原因をどう思っておられるのか、財政面のほうからお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして今、さまざま社会福祉法人とかその他の事業所に保育所を運営させる、いわゆる民間の保育園がたくさん出ておりますが、その内容は大変お母さん方には不満であり、不安を抱かせる保育内容です。また、保育士として働いている保育者も園の方針に従えないというか、余りにもお粗末な内容で続けられないということで保育士の皆さんの離職も進んでいる状況もあります。そういうところにこの当町の保育行政を任せられるのか、その点をお聞きしたいと思って質問し

たわけでありますが、会議で検討している最中で答えられないというようなお話でありましたが、今までの保育行政の何回か取り上げてきました私とのやりとりで、政府は、では一体保育行政をどのように持っていこうとしているのか、どういうお考えなのか、町長からお聞きしたいと思います。再質問です。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　まず、年金の部分について先に答弁いたしますけれども、議員おっしゃるとおり、まず現役世代の方々がしっかり納めていただくことによって支給されている年金受給者の方々も安心して受け取りができるわけでございまして、そのためには当然雇用の確保、雇用があって自分たちが給料をしっかりもらえる形ができて当然納めることができるわけでございますので、今少しずつ経済回復しつつある、また青森県も若干でございますけれども求人倍率が少し上がったという報道がされております。アベノミクスによってしっかりとした雇用確保を図りながら、これは国がしっかりと政策をまとめていくことが年金にも関係してくるものと思ってございます。

この年金につきましては、議員もご理解はいただいていると思います。現在受け取る方、片方では現在納めなければならない方、その方々が現在納めていく方々も将来自分の年金を受け取るときに不安にならない状況もやはり今からつくっておかなければならない。逆に現役世代の方々は、今度は自分たちが本当に幾らもらえるんだろうかと、そういうことを非常に心配するわけでございます。ですから、今受け取っている年金受給者の方々とあわせて現役世代の方々の将来ということも、これは年金というものは考えなければならないものと思っております。

そういう中におきまして、私ども町村会、これは一南部町の町長一人で声を幾ら上げてもなかなかこれは、議員もご理解いただけると思いますが、非常に難しい部分があります。そのために県町村会があり、全国町村会があるわけでございます。県町村会におきましては、私も以前会長をやっておりましたので、それぞれの町村の要望を聞き、それを県町村会として全国町村会に届けていくと、整理していくと。全国町村会においては役員がまた国のほうに要望をしていくと、こういう形になってございます。ですから、年金につきましても当然、町村会のほうでも同じような要望事項が出ております。再度また県町村会を通じながら全国町村会、そしてまたしっかりと国のほうにそういう声が届くように、これは私自身もまた県町村会のほうにお話をしていきたいと思っております。

それから、保育所の件でございますが、細部の部分は担当課長等々からも答弁をさせますが、公立であれば安心、ただサービスが民間のほうがいいよと、こう言われることもございます。逆のパターンもあるでしょうけれども。非常に民間保育園の方々もいろいろな工夫をしながら取り組んでいる状況でございます。また今、郡内をとっても他町村、民営化のほうが完全に多いわけでございますが、決してだから結果がそうだということではありません。そういう両面から検討会議のほうでもメリット・デメリットを出していただきたいと。そういう中で、国のほうの方針は出ておりますが、全て民間に今すぐしなければならないということではないと私は思っておりますが、はっきりとした部分がちょっと間違っているかもしれません。いずれにしても、今は公立でも民間でも、同じ子供たちを預かるわけでございますので、これは同じ気持ちで取り組まなければならない。そしてまた、保育士という職業は専門職でございます。決して公立の保育園でなければ自分は勤められない、民間の保育園ではだめだということはないと思います。保育士の基本というのは子供が好きで、その子供たちの将来のためにこの仕事を選んだと、そういう方々であろうと思いますので、公立、民営限らず、やはりそれぞれが切磋琢磨をしながら、またサービスがどういう方向性になっていこうとも、サービスの向上というものをしっかり考えて取り組む必要があると思ってございます。

〇議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

〇健康福祉課長（髙森正義君）　議員の質問の中で予算面ということでしたけれども、財政面での差については、国で待機児童を解消するということで保育所等の増改築について民営であれば補助金が出ます。公営であれば出ません。そういう差があります。なお、子供についての補助金なりは、民営であっても公営であってもこれは変わりません。

それから、民間事業所が参入することについてですけれども、これは都市部での待機児童を解消するということで、先般、横浜市が全部解消したということでしたけれども、多くの都市部で解消はできていないんですね。それで、待機児童を解消するために保育所の建築を進めなくちゃいけない。ところが都市部では土地が高いということで、なかなか待機児童の解消ができないということで、民間事業者の参入を認めることになったわけなんですけれども、郡部ですね、特に当町では待機児童は現在ゼロです。ゼロの状態がずっと続いております。そこで、民間事業者が参入しても任せるはずがない。これが民間の場合、近隣の事業所及び民間会社が入った場合、当然経験もない事業者に任せるわけがないですし、恐らく参入しないのではないかと思っておりま

す。

以上です。

○議長（坂本正紀君）　ほかに。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　いみじくも今、課長の答弁にありましたように、待機児童解消のために企業の参入を促している、そういうところから質の向上よりは企業の営利の目的のために保育所運営に携わる企業が出て、しかしうまくいかずに倒産など撤退しております。現実的にそれはあります。そうしますと、そこの保育所に預けられている皆さん方の子供をどういうふうにするか。そうすると、また規模の大きい民間企業がその児童を引き取る。そうすると、定数がたくさんになる。ご存じのように、定員数というものが決まっております。それ以上に見ることは法律では現在では認められておらないために、定員以上に利用される企業にはそういうのは規制緩和で数をまず引き上げてもよい、罰せられない法律までつくろう、こういうふうに動いている現在です。そうしますと、子供の成長よりも企業優先で、さまざまな弊害が出ているのが現実にも見受けられます。

当町の場合は、先ほどもお話があったように待機児童はゼロで、参入はないだろうということで、そうしますと何としてでも予算を工面していただいて、公立保育所で残していただいたほうが後々子供のためにも、働く保育士のためにもよいのではないかと考えております。この点を何としてでもお酌み取りいただいて、当町の場合は公立保育所で残していくと決心していただけないのでしょうか。

まず今、国では保育問題を経済の論理、つまり経費がかかるかどうか、予算が減らせるかどうか、これ国の予算ですけれども、こういう考えにとらわれているのだと思います。新制度のもと、国は消費税で財源を確保し、市場化を進めやすくし、さらに利用者の負担もふやすなどして市町村の負担を軽減する。これをいいというふうにご理解されれば全く話が別なのですが、結果的には市町村の負担を軽減する、こういうふうに働くようです。これでは保育の質の向上や保育士など保育者の権利、これ有資格者が大変頑張っておられるので質の向上も図られるのですが、働いている皆さんの保育者の権利は守れるのでしょうか。私は守れないと思います。そして、第一の被害者は子供であり、安心感が得られない子育て中の保護者ではないでしょうか。そして現在、たくさんの社会福祉法人の保育者たちが民営化に反対しております。この地域では余りそういう気持ちはお酌み取りいただけないのでしょうけれども、全国的には社会福祉法人の皆さん方が民

営化に反対している運動が大きく盛り上がっております。社会福祉法人と公立とでつくり上げてきた公的保育制度を守るため、地域の子供と保護者を守るために今一生懸命頑張っております。この気持ちをお酌み取りいただきまして、公立保育所を守るため最大限に町長にはご努力していただきたいと考えておりますが、ご心情のほどをお伺いして一般質問を終わります。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　議員のご意見、ご要望という形で承っておきたいと思ってございます。

○議長（坂本正紀君）　これで立花寛子君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時まで休憩します。

（午前11時39分）

○議長（坂本正紀君）　それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後１時00分）

○議長（坂本正紀君）　一般質問を続けます。

３番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（３番　中舘文雄君　登壇）

○３番（中舘文雄君）　私は、今定例会に臨むに当たり、町誕生から８年を経過されようとしている現在、行政改革や財政改革を進める中で、本来目指した南部町誕生は限られた財源の中で効率的な行政運営を進めなければならないことへの理解と共通認識として生まれたものと私は思っております。

町内の諸団体等には統合または統一的組織を求め、指導しており、既に実行されたもの、実現されたものもあるわけですが、町民関心の庁舎問題は残されたままになっております。私も委員として参加しておりました合併時の協議会でも行政のスリム化の重要性は理解されながらも、当時利用されていた庁舎を当分の間有効利用し、住民のサービス低下への不安を解消する手段として分庁舎方式を実施して今日まで至っております。庁舎問題は町民の間からも、いつまでこの分庁舎方式を継続するのか、また無駄な経費がかかっているのではないか等の声が聞こえるように

なりました。

住民サービスの確保は、窓口業務であれば分庁舎でなくても縮小された窓口の設置等により解決されるものと思います。各地区にある公共施設の活用方法等も考え合わせ、検討が必要だと思います。

人口減少が明らかであり、財政問題や地方分権が叫ばれる中で、私は末端の自治体の重要性がますます強くなると思います。そのようなことを総合的に考えますと、この８年間を振り返り、町政運営のかなめとなる総合庁舎の実現に向けての検討、準備を開始する時期が来たのではないかと思います。合併特例債の活用等も考え合わせ、また町民の声を聞きながら、係る諸問題の検討も大事でありますので、短期間での方向性を決定するにはいろいろな問題があるかもしれませんが、南部町のまちづくりのためにも庁舎問題は避けて通れません。南部町誕生10年目を見据えて取り組むべきだと思い、通告しておりました基本となる次の問題について質問いたします。

初めに、求められる行政のスリム化と総合庁舎のあり方についてどのような考えがあるか、お尋ねいたします。

次に、公共施設の有効利用と住民サービスの確保についてどのように考えておるか、お聞きいたします。

緊急時の対応や経費削減にも結びつくと思われる総合庁舎への取り組みを今後どのように進めるのか、町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、求められる行政のスリム化と総合庁舎のあり方についてでございますが、行政のスリム化につきましては大きく２つの方法があると考えております。

１つ目は、現在のサービスを低下させることなく、事務事業の見直しや組織改革、職員の意識改革により人員や経費の削減を図るというものであり、２つ目はサービスそのものの必要性や提供方法を見直すということになろうかと思います。

これまでは、どちらかといえば組織改革や業務の見直しによる人員の経費の削減が主でありましたが、指定管理者制度の導入やＮＰＯ法人への業務の移行、町民との協働によるサービスの提供方法の見直しも始まっております。これまでもさまざまな方法を組み合わせながら行政改革と

して行政のスリム化を図ってきているところであり、普通会計職員数においては平成18年度の247人から平成25年度においては60人減の187人であります。これは第３回南部町定例会でのご質問にお答えした平成27年度の目標とした191人や、南部町総合振興計画の平成24年度目標値である213人を下回る職員数となっております。しかし、単に職員数を減らせばよいということではなく、町民が求める行政のスリム化とは、無駄を削り、必要なことに人員も予算も配分するということでありますから、限られた予算の中で町民が求め、本当に提供していくべきサービスは何なのかを常に考え、今後も適正な定員管理を行っていくとともに、今年度策定予定の第２次南部町行政改革大綱実施計画に基づき、さらなる行政のスリム化を図っていかなければならないと考えてございます。

総合庁舎につきましては、第39回南部町定例会でのご質問にお答えしたとおり、現段階においては現在の分庁舎方式を維持していかなければならないということは変わってございません。現在は本庁舎、南部分庁舎、名川分庁舎、中央公民館という４つの庁舎の体制でありますが、来年６月に開業が予定されている医療健康センターに現在の名川分庁舎から健康福祉課と住民生活課名川サービス班が移転する予定となっております。そうなると、現在の名川分庁舎には商工観光課だけになるわけでございまして、この商工観光課につきましても名川分庁舎から移転することを検討しているところであります。

議員ご案内のとおり、分庁舎方式にはデメリットがあるわけですが、現在の建物もまだ十分使用できると思われます。しかし、今後もこの方式でよいかとなると、決してメリットばかりではございません。住民へのサービス低下につながることのないように、財政面も考慮し、議員の皆様、また町民の皆様からさまざまなご意見を伺いながら検討していきたいと考えてございます。当然、合併前、それぞれの旧町村に庁舎があったわけでございますので、これが総合庁舎となると前より不便になったと、当然そういう比較をされますとそういうこともあるわけでございますが、非常に分庁舎方式という中で非効率的な部分というのもあるのもデメリットとして生じているわけでございます。近隣におきましても合併した市町村、やはり当初から一つの庁舎で行ってきている自治体、また近隣ではおいらせ町さんも一つの庁舎に新築するという計画が報道されておりました。当然、我々も今後のことはしっかりと検討していかなければならないわけでございますし、そういう中においては当然財政面から考えれば合併特例債活用というのは視野には入れなければならないと思ってございます。

いずれにしても、その後進めるにおいても現在の庁舎、活用もどういうふうにしていくのかということも並行して考えていかなければならないだろうと思ってございますので、今後またそう

いう声も当然住民の方々からも、今の方式がいいという住民もいらっしゃるでしょうし、やはり一つにしていくべきだというご意見もあるかと思います。そういう中で、最終的な方向を示していかなければならないと思ってございますが、若干の時間というものはやはりかかるのかなというふうにも感じてございます。

次に、公共施設の有効活用と住民サービスの確保についてでございますけれども、町が管理している施設の中には十分使用にたえるため有効に活用していくべきものと、老朽化により使用できないもの、また売却に向けて購入希望者を募集しているものがございます。例えば福地地区の旧麦沢集会所においては、土地と建物を一緒に売却することとして価格を公表しておりますが、購入希望者がいないため、引き続き募集しているところでございます。また、名川地区の旧ひろば保育所でございますが、現在は倉庫として使用しておりますけれども、老朽化が著しいことから、将来的にはこれは取り壊し、更地としまして駐車場等としての活用を予定しているところでございます。また、南部地区におきましては、もう既に旧保育園を町内の町内会館として、またはスポーツ施設として活用してございます。

これまでも住民サービスの確保を最優先に考え、本庁舎や２つの分庁舎では町民の利便性を確保するため、証明書の発行やその庁舎に担当課がなくても各種手続ができるような窓口を設置してあります。同様に、選挙の期日前投票の手続も３つの庁舎で可能な体制を続けているところでございます。今後においても住民サービスの確保を優先に考えるという姿勢は変わることなく、町民の利便性を損なうことのないように活用できる公共施設はできるだけ有効活用していきたいと考えてございますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君）　再質問はありませんか。中舘文雄君。

○３番（中舘文雄君）　今、町長からは当分の間は現体制を維持していかざるを得ないだろうというような答弁でしたけれども、ただ、私が見ていますと、私自身も専門課長さんに会いたいと思えば３地区回らなければなりません。それは同じ、町民もやっぱりそういう不便は感じていると思います。ですから、私がそろそろ検討に入る必要があるというのは、やっぱり総合庁舎の中で、例えば今現在、緊急時対応で課長さん方、担当者に集合となったときに何分ぐらいかかっているか。現実にその辺のところ、もしはっきりしていればお答えいただきたいと思います。

また、経費の面で、これはどこまで検討、今までしたことがないと言われればあれですけれど

も、本庁舎一本化した場合と現在の分庁舎、また名川地区は中央公民館も利用しながらやっているわけですけれども、そうした経費がどれぐらい多くかかっているものか。かかっていないという答えならそれはいいですけれども、私はそういう面ではやはり経費が一本化するよりは相当かかっているだろうというふうに考えますので、あえてここに質問しております。

それから、庁舎の管理上の問題でもやっぱりそれぞれ分庁舎、雨漏りすればここも直さなきゃ、次も３カ所となりますと、それなりに同じ問題をそれぞれ経費をつけてやっていかなきゃいけないというような管理上の問題も私はあるだろうと思います。

それから、一つはさっき町長の答弁ありましたように、医療健康センターが完成しますと健康福祉課がそこに入るということで、大分大きな人数がそこに統合されるということ。今でもここの本庁舎も、１階のあのフロアの状況というのは余り私はいい状況ではないと思っています。企画調整課とあと出納室があって、住民生活課が一部ありますけれども、空きのままになっている。へば、町外から来た人、あれ何だ、ここは何となくさみしい本庁舎だなという、私は感じがするだろうと思います。それから、南部分庁舎に行きますと、余裕ある職場を確保しているという点では確かにいいかもしれません。広々と、いつでも会議室もあり、いつでも使える場所があるというのはいいだろうと思いますけれども、特に名川庁舎についてはもう危険という問題があって中央公民館を利用するということが、見る人から見ればやっぱり相当財政的に豊かだからこういう方法がとれるだろうと思う人もあるだろうし、何で早くそういう問題に対して検討していかなきゃいけないんだろうなと思う人も私はいると思います。ですから、すぐに私も結論を出すのは、町長の答弁ありましたように時間かかると思いますけれども、総合的に検討する委員会なり、そうした組織はやはり立ち上げて、いろんな面での総合的な検討をする委員会を私は立ち上げる必要がそろそろ来ていると思います。

それから、さっき町長の答弁にありましたように、公共施設の中でも、私の確認したところでも、当初の目的外といいますか、もう体育館使えなくて倉庫がわり、倉庫として使っているところも、法師岡分館もそうですね。そういうところが多々見られます。ですから、倉庫であれば倉庫としてそれなりに簡易的な建物でも十分でありますので、やはり総合的に３地区、それぞれ町民の求めに応じて完成した施設であると思いますけれども、総合的に検討する委員会は私はもう立ち上げてもいいんじゃないかと。その中で、やはりまだもうちょっと待てというならそれでもいいでしょうけれども、そうしたことも、10年になります、合併10年、南部町誕生10年ということで、さっき午前中の答弁でも町長は３期に向けて、ある意味の決意はされました。ですから、名川町時代から工藤町長は南部町誕生のいきさつも知っています。それからまた、将来の南部町

を見据えた形のまちづくりのイメージといいますか、町民に対してそうした夢、希望というものを与える、私はそういう立場に十二分に応えられる町長だと思いますので、あえてそうした問題を立ち上げての検討を進めるべきだと思い、再質問いたします。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　議員お話しされましたように、合併10年というのは一つの節目、記念の年数にもなってくると思います。先ほども申し上げました、いずれの段階においてはやはり総合庁舎という形にしていかないと、逆に言えば何のために合併したのかということにもなってくると思っております。

先ほど効率的な部分においてはデメリットもあるというお話をさせていただきましたが、正直、名川分庁舎からですと出ても10分ちょっとかかりますし、南部庁舎からだと20分ちょっとと。そこにいて電話してすぐ来られる状態ではないわけでございます。逆に本庁舎に向かって来ている間に今度は来客が入り、しばらく待ってもらうと。そういう部分から考えますと、非常に非効率的な部分というのが分庁舎方式においてはあるわけでございます。やはり効率的な行政を進めていくにおいては、将来を見据えた、これは検討していかなければならないと私も思ってございます。その時期もそろそろ来ているのかなというふうにも感じてございますので、検討に入ってすぐ、当然建設かかるわけでございます。１年２年でこれは建てられるわけではございませんので、そういう部分も踏まえながら、一つの目標年度、そういう部分含めた議論、また分庁舎方式で今後もいった場合どうなっていくのかと、こういう部分もあわせて、そういう検討委員会というのは必要だと私も思います。そういう部分についてはタイミングを図りながら、またご相談をしてまいりたいと思っております。

そして、一つは庁舎を建てていく場合になりますと、先ほど言いました合併特例債、やはり我々財政も考えていくということを見れば、当然これは合併特例債を活用したほうがいいわけでございますので、その期間というのもこれは考えなければならないと思っておりますが、名川分庁舎、恐らく来年度は健康福祉課が医療健康センターに入り、商工観光課がどちらかの分庁舎のほうに配置がえになると思います。まだ庁舎、分庁舎に全職員が入れる人数ではありませんので、今のある庁舎の中で課が全部入れるということではございませんから、そういう中の期間というものをどのぐらい設けていけばいいのか。そしてまた、建物自体はまだ使える状況にもありますので、並行してその建物を民間なりで活用できる、またその後公共施設として活用するにしても、

両面で考えていかなければならないと思っております。経費的には当然、維持管理費、庁舎が３つ４つあれば当然、電気・水道全てにおいて維持管理費はかかるわけでございますので、そういう中も考えていかなければならないと思っております。ただ、総合庁舎方式にすれば、住民の方々が今の段階でひとり歩きしないでいただきたいなと。十分議論をして、そしてしっかりと住民の皆さんも理解していただける、そういう部分を詰めながら行く必要があると思ってございますので、きょうの答弁で住民の皆さんもすぐそういう形だと誤解のないようにしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君）　中舘文雄君。

○３番（中舘文雄君）　私もそういうのが一番理想的だろうと思いながら質問しております。ただ、この問題意識は町長だけでなく我々議員、議会としてもやっぱり考えていかなきゃならない問題だと思いますので、あえて今回の定例会で質問いたしました。

それから、担当者等は十分に調査、情報が入っていると思いますけれども、今、総務省では老朽化した、例えばそういう施設等に対する解体等に対しては支援するという方針で今もう検討に入っています。恐らく来年の４月からは、そういう問題が出てくれば十分に支援するだけの体制はとるということで総務省のほうで進めているということは情報が入っていると思いますけれども、そうした点も十分に活用しながら、やはり必要のない建物は解体して、何かの形に利用する方法があれば、そうしたものも今後、余り長い期間かけているわけにはいかないと思うんです。古いものを残しておくというのはあれですから、使える公共施設については十分に使っていただくとともに、必要ないものについてはそうした支援体制が組まれた段階で、今、国ではやはり地方自治体がはっきりした計画書を立てて申請すれば、それに対しては支援するという方針が示されつつありますし、また、来年度４月からはそれを実施するというような強い方針で進められているようですから、ひとつ町としても率先して、待ちではなくて攻める、自立する体制で今後進めていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君）　これで中舘文雄君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、９月３日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後１時24分）

平成２５年９月３日（火曜日）

第５２回南部町議会定例会会議録

（第３号）

第52回南部町議会定例会

議事日程（第３号）

平成25年９月３日（火）午前10時開議

第　１　一般質問

６番　沼　畑　俊　一

１．農業振興について

２．町道や町の施設の除草について

15番　川守田　　　稔

１．馬淵川河川改修について

16番　工　藤　久　夫

１．「滝沢村集中改革プラン」と講談社発行の「『日本一の村』を超優良会社に変えた男」を読んで

２．馬淵川の洪水、治水対策について

７番　根　市　　　勲

１．町内の公共施設のバリアフリー化について及び今後の公共施設のあり方について

２．名川中学校、新たに工事中の医療健康センター周辺の道路のかさ上げについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山　田　賢　司　君	2番	八木田　憲　司　君
3番	中　舘　文　雄　君	4番	工　藤　正　孝　君
5番	夏　堀　文　孝　君	6番	沼　畑　俊　一　君
7番	根　市　　　勲　君	9番	川　井　健　雄　君
10番	中　村　善　一　君	11番	佐々木　勝　見　君

12番	工　藤　幸　子　君	13番	馬　場　又　彦　君
14番	立　花　寛　子　君	15番	川守田　　　稔　君
16番	工　藤　久　夫　君	17番	坂　本　正　紀　君
18番	東　　　寿　一　君		

欠席議員（１名）

8番	河門前　正　彦　君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　　　長	工　藤　祐　直　君	副　町　長	坂　本　勝　二　君
総　務　課　長	小萩沢　孝　一　君	企画調整課長	坂　本　輿志美　君
財　政　課　長	小笠原　　　覚　君	税　務　課　長	谷　内　恭　介　君
住民生活課長	極　檀　義　昭　君	健康福祉課長	髙　森　正　義　君
農　林　課　長	川守田　　　貢　君	農村交流推進課長	西　村　幸　作　君
商工観光課長	福　田　　　修　君	建　設　課　長	工　藤　良　夫　君
会計管理者	若　本　勝　則　君	名川病院事務長	佐　藤　正　彦　君
老健なんぶ事務長	麦　沢　正　実　君	市　場　長	工　藤　敏　彦　君
教　育　長	山　田　義　雄　君	学　務　課　長	夏　堀　常　美　君
社会教育課長	西　村　　　久　君	農業委員会事務局長	北　山　　　哲　君

職務のため出席した者の職氏名

事　務　局　長	根　市　良　典	主　　　幹	留　目　日出子
主　　　　査	留　目　成　人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君）　これより第52回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（坂本正紀君）　日程第１、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

６番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（６番　沼畑俊一君　登壇）

○６番（沼畑俊一君）　おはようございます。

町長さんも初日あるいはきのうもおっしゃいましたけれども、現在の日本の状況はアベノミクスによる株高、円安による中央の輸出企業の好況状況が報じられていますが、当地方に関しては好況状況が感じられない状況にあります。さらに、さきのブルネイでのＴＰＰ会合が終了し、ますます不安、不明な情報もあるように思われます。さらに、９月からの電気料金の値上げ、また来年度、消費税の引き上げなど、まさに内憂外患の状況といえると思います。農業を取り巻く環境も同じではないでしょうか。

このような中、通告をしておりました２点について質問いたします。

まず１点目、農業振興についてですが、（１）国では人・農地プランを進めていますが、当町ではどのように取り組むのでしょうか。また、各地で集落営農の話題を耳にしますが、当町ではどのようにお考えでしょうか。

（２）後継者対策についてであります。新規就農、青年就農給付金など、国、県による助成制度により新規就農者の減少が穏やかにとまりつつあると言われておりますが、当町の状況はどう

いう状況なのでしょうか。新規就農者に対する教育、研修が必要と思います。また、あわせて嫁婿対策が必要と思いますが、お伺いをいたします。

２点目ですが、町道や町の施設の除草についてであります。

緊急雇用対策による除草作業が昨年まで実施されました。ことしはボランティア、各町内会、また関係者による作業が行われておりますが、年々高齢化等で手が回らなくて大変だという声があります。どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

以上、２点について答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、沼畑俊一議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、人・農地プランの取り組み状況についてでありますが、現在国では農業が厳しい状況に直面している中で持続可能な力強い農業を実現するため、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくことが重要との認識のもと、昨年度より全国の市町村に対し、人・農地プランを作成することで国からの支援を受けられるとの指導がありました。これは青年給付金、Ｌ資金の無利子化等々でございます。

当町では早急に支援対象となり得る青年就農給付金、これ年額150万円でございますけれども、この事業に対応すべく全町を対象エリアとし、地域性等を考慮し、３地区のプランを昨年９月27日に作成し、国及び県に提出いたしました。現在、人・農地プランで中心経営体に位置づけられた青年就農給付金の交付を６人の方々と２組の夫婦が国から助成支援を受けております。

次に、各地で集落営農が行われているが進める考えは、についてでありますけれども、議員ご指摘の集落営農とは法人化を目指す、または法人化した集落営農組織と考えられます。集落営農組織活動はまさに今、国が進めている人・農地プランの延長線上の一つにあり、集落、地域の農業をどうするか、集落、地域の農業を誰に託すのか、また中心となる経営体以外の兼業、自給的農家などを含めた地域農業のあり方について具体的に農地の提供、経理等の一元化など、農家自身のしっかりとした話し合いのもと進めていかなければならないと考えております。

昨年度作成された人・農地プランにおいては、更新など随時見直ししてまいりますので、県及び関係機関ともども農業者及び地域等への情報をしっかり提供しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、助成制度による新規就農者の町の状況についてでありますが、先日県が発表いたしました平成24年度新規就農状況では、平成では最多の267人が県内で就農してございます。これは対前年比141％となっております。

当町におきましては、国の事業展開に先立ち、平成19年度から町単独事業として新規就農者支援事業を展開してまいりました。平成24年度まで延べ27人に対し支援をしてございます。

参考に、2000年の農林業センサスの農業就農人口3,859人に対し、聞き取りなどによる新規就農者は約８人で、2010年では農業就農人口2,601人に対し、町の事業による新規就農者は５人となっております。大きな変化等は見られない状況にありますけれども、就農者には大変評価されている状況でございます。

次に、新規就農者に対する教育、研修等が必要と思うが、についてでございますが、議員のご指摘のとおり、特に新規の就農者の方々には経験不足等がございますので、諸先輩方からの助言、また関係機関等の研修会等へ積極的に参加されるよう情報提供してまいりたいと思っております。また、それぞれの協会、団体等からの研修等々の要望があった場合、また現在においても要望に対して補助金等を出して活用していただいているところでございます。

次に、嫁婿対策が必要と思うがというご質問でございますけれども、近年、嫁婿、いわゆる結婚問題については農業分野に限らず、全国的な大きな社会問題となっております。働く女性がふえ、経済的自立による晩婚化や結婚しない男女の増加などが要因となっております。農業を基幹産業としている当町においても、農業後継者の結婚については深刻な問題となっております。

過去に３カ年、これ平成18年から20年度にかけてでございますけれども、三八地区農業委員会連絡協議会、三八地区農業改良普及事業協議会及び青森県農業会議の共催で三八地区花嫁花婿対策農業後継者交流会を開催し、男女の交流の機会が少ない方々に出会いの場を提供する企画をしましたが、成果的には期待どおりとならなかったと伺ってございます。

また、八戸市農業委員会と農業体験交流会実行委員会の共催で農業体験交流会を平成21年度から年８回程度、八戸市農業経営振興センター等において開催され、苗植えや草取りから収穫までの農作業の体験、農園の農家の見学、レクリエーション及び昼食会等で交流を深める内容でございました。八戸市以外の方も参加できるため、今年度は募集人数、男女各25人の50人に対し、男性25人、女性17人の42人で、当町からは７人が参加していると伺ってございます。平成23年度の交流会で出会い、24年に１組が結婚されたというふうに伺ってございます。

嫁婿対策、いわゆる結婚となりますと、多岐にわたっての原因があると考えられますので、本当に大変難しい部分もございますが、行政としましては農業者の方々もしっかり自信を持てる農

業のために支援策を講じるなど、よりよい農村環境をつくっていくことが大切な役目だと考えてございます。また、そういう機会があったときには、独身者の方々、積極的に参加をしていただきたいと願うところでございます。

昨日のたしか新聞だったと思いますけれども、なかなかおつき合いをする経験がないという記事が載ってございました。対象年齢は30歳から40歳、その方々であっても女性の場合はたしか27%ぐらいの方々が今までに異性の方と交際したことがない、また男性はたしか44%ぐらいの数字だったと思いますけれども、そういう経験がないと、こういう少しびっくりする数値でございますけれども、なかなかそういう機会をやはりそれぞれの団体なりつくっていかないと、なかなかそういう若い方々だと思っておりましたけれども、機会がないなということを感じながら記事に目を通したわけでございますけれども、やはり機会をつくりながら、また商工会さんのほうでも以前も申し上げました、昨年そういう会を、きっかけをつくっていただきましたので、ことしもまたそういう機会をつくっていただき、一人でもまたそういう結婚に結びつくようなケースができていけばというふうに考えてございます。

次に、町道や町の施設の除草についてでございますけれども、集落内の道路におきましては町内会の皆様により環境美化活動の一環として草刈り等の清掃作業を実施していただいており、町では町道清掃作業報奨金制度により補助金を交付しているところでございます。町の除草活動はイベント等に合わせながら道路状況を確認し、主に交通量が多い主要路線やバス路線を重点的に行ってございます。町の施設の除草につきましては、それぞれ管理している担当課の職員が対応しているところでございます。

ご指摘のとおり、いろいろな活動においても町内会、世帯の高齢化により参加者が減ってきているという状況でありますが、町内会等から除草活動が困難であると依頼があった場合には、状況を確認し、対応策を検討してまいりたいと考えてございます。

昨年度まで緊急雇用対策事業、国からの資金が助成あったわけでございますけれども、その事業がなくなり、当町独自で予算を計上してやっている部分のたしか４名のグループがあります。昨年度に比べると、緊急対策事業で活用していたメンバーがなくなりましたので、その分職員なり、また町内会の方々にもお願いをし、何とか除草活動をしていかなければならないと思ってございます。153平方キロメートルの町内でございますので、なかなか全て行政で行うということも困難な状況でもございますので、町内会さん、またはそれぞれの他の団体の方々にもご理解をいただきながら、環境美化、除草活動を実施してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　再質問はありませんか。沼畑俊一君。

○６番（沼畑俊一君）　答弁ありがとうございました。

最初の１番目の１つ目の点ですけれども、現在、皆さんもご存じのように地域の農業を担っている中心は我々60代から70代がほとんどで、後継者がいるのは数えるほどしかいないというふうに皆さんも見ていると思いますけれども、地域を回って見ますと、やはり山の近くとか、それから傾斜地、最近では優良農地と言われる第１種農地ですか、農振地域の中にも耕作されていないような畑や田んぼがぽつぽつ見えるようになってまいりました。このような地域の状況というのは大変高齢化、それから人口減少等、いろいろ自然的にそういうふうになっていかざるを得ないという状況であるとは思いますけれども、やはり地域に現在住んでいる方、あるいはこれから育っていく方々のことを考えると、やはり地域の維持というのが大変重要な問題ではないかなというふうに認識をしております。

その中で、国で進めている人・農地プランというのは、非常に我々としてはそういうふうになって地域が何とかして存続していければなという感じで見ておりますけれども、農地プランにもありますとおり、鍵はやはり担い手ではないかなというふうに私は思っております。

それで、担い手の教育ということになりますと、旧南部町のときに助役さんが中心になってアグリビジネス南部塾というのをつくって、町内の若い青年、20代から30代の青年を集めて研修会をし、満期には海外旅行ということでみんなで希望を持って勉強したり研修をした事例がありますけれども、そういう何か楽しみというものも、勉強だけでなく、必要ではないのかなと思います。議員あるいは各町の委員におかれましては、たまに海外研修というのもありますけれども、やはりこれから次代を担っていく若い人をそういう研修といいますか、そういうのをぜひともやれないものかなと思います。

ＴＰＰ関連におきましても、海外を見て、それから海外の状況を見て、それから我々の現状を見て判断できる人間を、人材を育てていく義務があると思います。その点をもうちょっと質問で答弁をお願いいたします。

もう一つ、嫁婿対策ですけれども、私も役職柄、非常に嫁さん婿さんという相談があります。その中で、何といいますか、家族は嫁さん婿さん欲しい。本人も表面上ははっきり言わないんですけれども、ある方が私に、私実は50過ぎたんだけれども、何とかして嫁さんもらってけねがべが、そういう機会を町でつくってけねがべがという相談を受けたことがあります。これは簡単に

は解決できませんけれども、何といいますか、根気よく続けていかなければならないなというふうに考えております。

町長さんがおっしゃいました三八の農業委員会で３年間ですか、交流会をやって、私も当時、農業委員をやって実際に参加しておりましたけれども、農業サイドからの見方ではなく、商工会さん、あるいは第三者的な立場から見た人選といいますか、そういうのも必要ではないかなと、そのときに考えました。

以上、答弁できる部分について、ご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君）　農林課長。

○農林課長（川守田　貢君）　沼畑俊一議員のご質問にお答え申し上げます。

以前まではそれこそ４Ｈクラブがすごく活動をしてございまして、当時、私が役場に入った頃は青年団とか４Ｈクラブの方々が多数おりまして、活動し、研修等も行ってございました。

議員おっしゃるとおり、農業後継者の数もまさしく減ってきてございます。そして高齢化と、そして遊休地、要するに空地という田んぼ、畑もたくさんございます。こうした中で後継者の方々も年々減少しているわけでございます。

若い30代の方でしたけれども、ちょうど１カ月ぐらい前でしたけれども、若い人の農家の方々のそれぞれの年代の方で話をしたいなと、お話をできるチャンスがないということも伺っています。

農林課としまして後継者の問題で、若い方々が話ができる相手として、一緒に農業をやっている方々と話をしたいということもおっしゃっておりましたので、そういう機会づくりも考えてこれから進めてまいりたいと思います。

また、時代の流れといいますか、それこそ20年、30年前とは現状は大分変わってきていると思いますので、そういう機会をつくりまして、その中から研修というものもまた考えていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　非常に後継者、担い手育成というのはまさに数年前からもう重要なわけ

でございまして、町のほうも国の事業に先駆けて町単独事業で新規就農者支援事業を行ってきました。その後、昨年、国のほうで同じような事業をし、やはり国の予算規模が違うものですから、全くもう150万という数字、違いがありますけれども、我々も町でできる中でしっかり支援策を講じていかなければならないと、こういう思いはその当時からありまして町の単独事業を行ってきました。ここは国の事業があっても、町として単独事業は残してございます。また、国のほうの条件はある一定の条件がございますので、全ての方々が手を挙げて全ての方が採択になるというわけでもございませんので、国の事業のほうの採択にならなかった方々は町独自のほうを活用していただくようにするとか、そういう形をとっておりますので、今後ともしっかりと支援できる体制をつくってまいりたいと思ってございます。

それと、海外研修等を含めてでございますが、今若いメンバーの方々が南部太ネギ初め梨、そういう部分で今、行動を起こしていただいております。ここの若い方々にはしっかりと応援体制を組むようにということでそれぞれ関係する課のほうに指示をしてございますけれども、そういうやる気のある方々、ここはしっかりと育てていかなければならないなと思ってございます。

そういう中で、どんどんそういう若い方々からも提案型にしてもらうと、そういう形もつくっていかなければならないと思っておりますので、研修等につきましては財政状況あるわけでございますけれども、新規に組む場合に全額町が出していくのではなくて、参加する方々、そういう方々も一部事前に積み立てをしながら一定の負担をしながら、そこに町が助成をしていくと、これは海外研修にしても、そういう形をとっていければ町のほうの予算も少し抑えながら事業展開は可能だと思っておりますので、そういう部分を今後、今ご提言いただきましたので、それぞれ担当課のほうにそういう希望もあればそういう計画も立てて、何年後に行くんだという形をつくっていくためにも今からまず行動しなければならないだろうと思ってございますので、体制はしっかり整えてまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質問はありませんか。沼畑俊一君。

○６番（沼畑俊一君）　先ほど言い忘れた部分がありますけれども、草刈りの点ですけれども、それなりの助成がある。ただ、やる人がまずないというふうな状況。それから機械が、個人では持っていますけれども、そういう機械類を補助事業の中で用意できないものか、その辺を何とかして機械を地域に貸すとか、そういう体制を整えていただければなというふうに思います。

それともう一つ、研修の件ですけれども、実はアグリビジネス南部塾の卒業生というのは、現在の旧南部地区の主な役職あるいはリーダーがほとんどそこの卒業生であります。ぜひともこの点は実現するようにお願いしたいと思います。

それともう一つ、嫁婿対策でありますけれども、昨年度、鍋条例が制定され、ことしの10月にイベントが予定されているということを聞いておりますけれども、今後、合コン、街コン、鍋コンが開催され、カップルが誕生することを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　これで沼畑俊一君の質問を終わります。

15番、川守田　稔君の質問を許します。川守田　稔君。

（15番　川守田　稔君　登壇）

○15番（川守田　稔君）　おはようございます。

私は、馬淵川の河川改修について伺いたいと思います。

ゲリラ豪雨と言われるような非常に局地的で、かつ甚大な被害をもたらすような大雨の発生というのは、かつては非常に都市部に特徴的な現象であるという認識から始まりましたが、昨今の状況を見ていますと、都市部のみならず、地方各地域においても気象的な条件がそろえば容易に発生し得る、そういったきょうこのごろになったという認識が私にはあります。皆さんもそれなりにそういう、それぞれの印象をお持ちなのだと考えます。

そこで、現在、洪水対策として河道掘削という手法でもって氾濫を繰り返す馬淵川の河川改修というのが現在行われております。今行われている河道掘削、非常に鳴り物入りで登場した、大変公共事業としてもすぐれた事業ではあると思うのですが、その効果についての町当局の認識をお伺いしたいと思います。

１つ目に、その河道掘削工事完了後の被害に対する軽減効果をどのようにお考えなのか。具体的な数値を踏まえて、例えば流域面積ですとか、想定する降雨量、降雨時期、局所的な集中豪雨なのであるのか、もっと広域的に続く長雨なのか、いろんな要素があると思います。そういった数値を踏まえまして、具体的に説明いただきたいと思います。

２番目に、法師岡よりも下流、便宜上、狭窄部といいますか、曲がりくねってなおかつ河床的には狭くなっている場所があったりするわけですが、その周辺の整備が進まないことには根本的な馬淵川の洪水対策ということは解決されないんじゃないんでしょうかというような話が一般的だと思います。私もそう思います。その点について、町当局はどのようにお考えでしょうか。

お伺いします。

３番目に、平成23年９月に限ったことではないのですけれども、それらの非常に何十年ぶりかの洪水でした。その苦い経験を踏まえて、防災計画の見直しのような、改正のようなことがなされたのだと考えます。どのように改正が進んでおるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、川守田　稔議員にお答えを申し上げます。

まず、河道掘削工事完了後の洪水被害の軽減効果についてのご質問でございますが、以前にもご説明申し上げておりますが、この事業は青森県が平成20年度から土地利用一体型水防災事業に着手し、平成24年度からは継続事業として床上浸水対策特別緊急事業に格上げし、平成27年度までの計画で実施されております。当初、平成29年度まででございましたけれども、２年間、今短縮をして計画していただいているところでございます。

洪水被害の軽減効果についてでございますが、県では20年に一度発生する工事に対して宅地の浸水被害を防止することを目標として河道掘削、輪中堤の整備を行ってございます。あくまでも今申し上げました宅地の床上浸水被害の防止ということで、我々は農地に関しても非常に被害を受けているわけでございますけれども、人的部分の優先ということで計画になってございます。

20年に一度発生する洪水は降雨量で評価しますと、八戸市大橋地点上流域の２日雨量で約130ミリメートルとなってございます。

次に、河道掘削工事が完了しても根本的な解決につながるのかというご質問でございますけれども、法師岡狭窄部の改修がなされなければ、議員ご指摘のとおり根本的な解決にならないと考えてございます。このことにつきましては、狭窄部につきましては私も町外の方でございましたけれども専門的な方から狭窄部についての助言をいただいたことがございます。ここを指摘したほうがいいよということで、地域づくり懇談会議において狭窄部についてご指摘をいたしました。なかなか狭窄部について前向きな部分が感じられなかったんですけれども、ただ、やはり狭窄部は間違いなく原因になっているということで、最終的には整備計画の中に狭窄部も影響しているという文言を追加していただきました。これは文言に載ったということは当然そこを意識し

てほしいということはまずご理解をいただいたと思っておりますが、今、河口から10キロまでは国直轄事業、国管理、その上流が県管理となっているわけでございまして、今私どもの福地橋から三戸までの区間で河道掘削を行っているわけでございますけれども、ただ、その河口10キロ、八幡橋付近までの工事もやっぱり行ってもらわないと、議員ご指摘いただいたとおり効果というのは、効果はあると思っております。ただ、より効果を上げてもらうためにはその区間というのも今後お願いをしていかなければならないと思ってございますので、今後また馬淵川とともに生きる期成同盟会の八戸市、三戸町と連携を図りながら、期成同盟会の活動を通してまた河川改修の推進、国による馬淵川の一体管理、これは三村知事もお願いをしているわけでございまして、国管理を中流部についてもお願いをしたいという要望も継続してまいりたいと思ってございます。

２年前の一昨年の水害、雨量的には合併のときの水害のときよりは少なかったわけでございます。ただ、その５日、６日ほど前だったと思いますが、降っていた雨で川が増水していた、そこにまだ水がはけない状況に雨になったということで大きな被害になったわけでございまして、そのときの雨量だけではなく、その以前の雨量の状況がどうであったかということも考えながら対応策を考えていかなければならないと考えてございます。

次に、ハザードマップと防災計画等の改正についてでございますけれども、まず洪水ハザードマップにつきましてはことし３月、国で洪水ハザードマップ作成の手引きを改正し、現在、国直轄部分の河川について浸水想定区域等の方針を行っているところでございます。国の洪水ハザードマップの更新は今年度末を予定していることから、県では来年度以降、県管理区域の更新を検討することとしているものであり、町の洪水ハザードマップの見直しにつきましては、細かな修正は行っているものの、抜本的な見直しは県の更新の終了後になる見込みでございます。

また、地域防災計画につきましては、ことし３月に県で公表した地域防災計画修正の手引きをもとに青森県地域防災計画との整合性を図りながら、来年度の修正を目指して現在見直しを進めているところでございます。計画の中では、避難誘導に当たっては災害時要援護者を優先すること、避難の勧告等は町で定めた避難勧告等の判断基準に基づくことを明記するほか、洪水時の水防活動や応急復旧に対応する拠点である河川防災ステーションの整備も検討していくことなどといった対策を盛り込む予定としているところであります。

洪水ハザードマップ、防災計画とも、町民の生命、身体、財産を守る実効性のある内容にしていかなければなりません。国のハザードマップの更新では、浸水区域の見直しはもちろんでありますが、住民が避難行動や出水時の心構えをわかりやすくするため、現在５段階で色分けしてい

る浸水ランクを３段階に変更することなども含まれてございます。町におきましては国、県との整合性を図りながら、経年による確認を実施しながら、それぞれの見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございますけれども、具体的詳細部分等につきましてはまたそれぞれ担当課長等々からも答弁してまいりたいと思ってございます。

○議長（坂本正紀君）　再質問はありませんか。

○15番（川守田　稔君）　数値的なことを踏まえた部分の答弁をお願いします。

○議長（坂本正紀君）　建設課長。

○建設課長（工藤良夫君）　お答え申し上げます。

20年に一度発生する宅地に対しての洪水でありますけれども、県のほうでは宅地につきましては平成23年の台風15号と同規模程度の洪水防止をするということでありますけれども、当時の床上・床下浸水の被災がありました約300戸の宅地につきまして解消する事業を目標で進めております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　川守田　稔君。

○15番（川守田　稔君）　町長もおっしゃいました、課長もおっしゃいました20年に一度、前から言っているんですけれども、50年に一度だの100年に一度ですとか、そんなことを想定してという枕言葉がよくつきます。ですけれども、私も議員になって20年かもうちょっとたつんですけれども、その間に結構川を越えているんですよね。平成23年９月の洪水が、あれはもしかしたら20年に一度、何十年に一度だったのかもしれません。ですけれども、何かそういう床上だ床下浸水だ、河川敷の田んぼと畑が水かぶるとかというのは何年か置きにしょっちゅう起きているわけですよ。町長おっしゃいましたけれども、人的な被害を想定しているとおっしゃいましたけれども、一番は命は大事だと思うんですけれども、ところが、こうしょっちゅう洪水が起きたりしていますと、せっかく作付した、それで生活しているわけでもない人たちも結構いるんだと思うん

ですけれども、手塩にかけた畑が水かぶったから、ことしは食用菊は持ってきてけらいねがったもんやなんて、そういう人たちもいるわけですよ。そういったのを見ると、そういった機会あれするごとに非常に痛わしいといいますか、見ていられなくなるわけですよね。

そういったことを勘案すると、いつまで20年に一度だの何十年に一度のあれを想定してと言っているんでしょうかと申したい気持ちがあるんですよ、私は。だったら、例えば20年に一度なのであれば、毎年の平均の数値に比較するべきその20年に一度という降雨量であれ降雨パターンであれ、そういったものが想定されていなくてはならないと思うんですよ、一つは。そういったことを当然、洪水を事業として事務処理なさる担当の方々というのは当然わかっているものだと思って私、質問したんですよ。ところが何かそうでもないのかなというような印象であります。知っているか知っていないかと今さら言ってもしようがないんですけれども、いろんなパターンがあるわけですから、一つのパターンを想定してというようなことの説明の仕方はそれは確かに難しいんだと思うんですよ。説明のしようがないと思うんですよ。特に平成23年９月のパターンをあれしますと、集中的にすごい雨が降ってとかというわけじゃなくて継続的に降っていたところにベースが川の水位が高くなっているところにそれなりの雨が降って、その結果のああいった災害だったということは私もわかるんですよ。ですが、問題は結果的にどういう結果を招いたかということで、結局そういう視点に立って物を考える必要があるんじゃないのかなという印象を抱きました。

それから、２番目の法師岡部落よりも下流ですね、私ちょっとけさグーグルマップをあれしてみまして、どったら川の流れなんだろうとかというのを見てみました。確かに法師岡の手前で北高岩のところでぐにゃっと曲がって、さらに急な曲がりが２カ所ぐらいあるんでしょうか。海に対して右側ですから右岸ということになりますか、右岸のほうは切り立った岩の崖があったりとか、非常に難しい、じゃあ岩山削ってという、じゃあそういうのが現実的なのかといったらちょっと違うような気もするんですけれども、例えば法師岡のその下ですね、あそこ何といいました、これ何と読むのか、小行、小さい行うという地名があります。こういったところに、グーグルで拝見する限りは農地ですとかその類いだと思います、民家も見当たりません。そういったところ、バイパスを通すことだったら、あの地点だったら可能なんじゃないのかなと思うんですね。

それで、八木田のあそこバイパスを通したところと比較してみました。そうすると、大体ですから、バイパス通した新しい河道をつくった部分が大体500メートル、八木田のところは。今申した法師岡の小行と読むのか、その部分は小さい行うという地名がありますが、同じぐらいなんですよ。大体500メートルぐらい、川掘れば同じぐらいになるという。大体、川幅も約50メート

ルとして、そうするとあそこをとりあえず真っすぐにしてみると、非常に水はけ、八木田の掘削工事が有効な工事だったとするのであれば、その地点を河道を通すのは多分有効な対策になるんだろうと、そんなことを考えていました。それよりちょっと上流になったりしますとちょっと難しいですよね。新幹線が横切っていたり、下流ということになると高速道路が上を行っていたり、ちょっといろんな設計上の問題でそう簡単な事案ではないのかなとは思うんですけれども、そこ１カ所に関して具体的にそういった、ここにそういう新しいバイパスをつくってくださいのような要請の仕方、陳情の仕方というのが一つあると何かちょっと違うのかなという気がするんですよ。そういったところも考えて、提案するというわけではないのですけれども、漠然とした話ではなくて、具体的に事業を想定してそういったことに進むというようなことを考えたほうが、より具体的になるのではないのかなという気がしました。確かに地権者もあることですので、それは非常に簡単なことではないと思うんですけれども、ご一考いただきたいなと思いながらちょっとグーグルを眺めていました。

ただ、あそこの排水がそこスムーズに流れるようになると、それよりも田面木よりも下の地域が今度は問題になってくるんだと思うんですよ。果たしてそういったことに対処できるような改修が八戸市内のほうで完了しているのかというと、ちょっと疑問に思ったりもします。そうすると、やはり期成同盟会ということがあるのであれば、そういったことも含めて、管理が国であるから県であるからとかいうことを関係なくして、もちろんそういったことは話し合いにはのっているんだと思うんですけれども、何といいますか、河道掘削でもって、言われたんですよ、私、河道掘削でもって馬淵川の改修終わりかいという言われ方したんですよ。いや違うでしょうという話もしておりましたけれども、何かそういうふうな雰囲気でもって一つの区切り区切りというのができ上がってしまっている。区切らず、やはりそういった心配の種がある以上は、継続してモチベーションとそのトーンを落とさないような期成同盟会の活動であってほしいと私は思った次第であります。

町長に伺います。私さっき申したバイパスというのはこだわらなくてもいいです。具体的にどういった法師岡より下流の整備というのがなされたんでしょうか。話し合いがなされたんでしょうか。そういったちょっと具体的な内容をお話ししてもいい内容なのであればご答弁いただきたいと思うんです。

それからもう一つ、３番目の防災計画の件なんですが、国の計画を待って県の計画の完成を待ってとかという文言がちょっと気になるのですけれども、何といいますか、こういったものというのは非常に地域的に非常に狭い地域をどういった状況を想定するかということによってそれ

ぞれの地域地域でもって個々に想定しなくてはならないような事案だと思うんですね。ですから、マップつくりました、これで終わりですと、そういったことでは完成し得ないような事案だと思うんですよ。

先日、正孝さん言っていい、この前の。いいですか。正孝さんがこの前雑談で私聞いたんですけれども、大向地区の平成23年のときに向小学校に避難してくださいという話になって、何かぞろぞろ行ったら鍵があいていなくて、鍵は誰が持っているのと言ったら八戸の人が持っていますとか、何かちょっと笑えないなというような事案があったやに聞きました。例えばひとり暮らしのあそこのおじいさんだかおばあさん避難したかというと、見に行ってくるって、そのときには既に胸まで水があったとか、そういうことをどたばたがついて回る。どういった緻密な計画をつくっても完璧というのは多分あり得ないと思うんですけれども、余りにもちょっとお粗末ですよねという印象があるんです。これもいたし方ないわけですよね。訓練も何もしていないし、話し合いとかそういったことができていないということであれば、これは当たり前のことなわけですよ。ですから、もっと県がどうのこうの国がどうのこうのということ以前に、例えば大向地区が検討しなくちゃならないような事項ということは現にあるわけですよ。例えば私らみたいな剣吉の荒町もあのあたりがどういうことを想定しなくちゃならないかとか、そういったことを踏まえてやっぱり地域地域で密に話し合いですとか想定した机上訓練といいますよね、そういったことで。そういったことをある程度それぞれの人たちのイマジネーションに訴えるような、そういう取り組みも必要なんじゃないのかなと思いながら正孝さんの話を私聞きました。

今まで話したあれをどのようにお考えでしょうか。ご答弁いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　まず、20年に一度、また宅地だけではなく農地被害、多いわけでして、我々も何回も経験しているわけです。今、議員からご指摘いただいた部分、これやはり国管理でございます。予算も当町でできる予算ではありません。ですから、当然町からお願いをしていく。我々が農地に関しても懇談会また地域づくり懇談会で状況を言っております。懇談会の方々も航空写真も当然見せておりますので、把握はしているはずでございます。恐らくその中で予算というのが当然出てくるわけでございまして、今、議員からご指摘いただいた部分については会合のたびにしっかりと状況を訴えておりますので、今後においてもやはり我々行政だけではなく、議員の皆さんとまた一緒になって訴えて、今の河道掘削についても当然満足しておりません。これ

は言っております。将来的にやはり川幅を広げる、堤防を高くする、できないのであれば岩手県にダムをつくらなければならないんじゃないですかと、そういう部分も常にお話をしていますので、話しただけで実現しなければ意味ないわけでございます。根気強く、今の河道掘削で我々も納得していることではないということは言い続けてまいりたいと思ってございます。

法師岡からの上流部、八幡橋から上流部の計画でございますけれども、河口10キロは国直轄で大体ほぼ完成になってきたというふうに聞いております。やはり河口から、下流から整備しておかなければ成果が出ないわけでございまして、ですから我々は当初、八幡橋からのお願いということも含めてきたわけですけれども、最終的に計画は南部町、三戸町、甚大な被害が多いということでその区間を優先していただいたのかなと思うわけですが、抜本的な解決にはやはり我々のさらに下流部分からしないと効果は薄いだろうと思っております。このことはまた今月でしたでしょうか、懇談会がございます。そこでまたしっかりと要望を申していきたいと思ってございます。

また、バイパスでございますが、効果はそれなりにあるはずでございます。ただ、八木田のバイパス、結局そのバイパスもまた馬淵川本流に合流するわけですので、その下流以降は同じ水量になるということで、効果が全くないというわけではないですけれども、どのぐらいの効果があるのか、そういう部分を含めて法師岡のバイパス、あそこかなりカーブが激しいものですから、そういう部分もバイパス等もまた考えていただきながら整備を進めてもらいたいということもお話をしていきたいと思ってございます。

また、防災計画、これは本当にいろいろな災害状況が違うわけでございますので、その状況に応じて臨機応変にしっかりと対応できる態勢というのはとっておかなければならない。そのためには常に我々行政また職員もあらゆる想定を常に頭に入れておかなければ行動にならないと思ってございますので、そういう部分で町民の身体、生命、財産、そこを特に人的被害をまず起こさないということを第一にしながら、他の被害も最小限に食いとめていくという心づもりでしっかりと今後の計画並びに、随時年々細かい見直しはしてございます。そういうことも、その被害被害の状況状況での対応というのが大事になってくると思っておりますので、今後ともしっかりと安全対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　川守田議員には常に防災計画の見直しについては言われておりま

すが、いつも出すこの大きい、これはあくまでもやはり町の計画と申しますか、今、防災に対応するためにはやはり自助、共助、公助とよく言われます。自分のことは自分で、地域のことは地域で、町は町でと、公的機関と。これはあくまでも割と公的機関、公助の部分を取り決めているものでございまして、国、県のやり方を見直すとそれも見直してやっていかなければならないと。川守田議員がおっしゃっている中身は割と共助の部分、その地域に応じた防災計画ということだといつも思ってございます。これにつきましては、基本的には地域でやっぱり特性が違うわけでございまして、全然やっぱり馬淵川が増水しても、言っちゃなんですけれども影響がないという地域もある。大雨注意報が出ても気をつけなきゃいけないという地域もあるということでございますので、その地域に関しましては先ほど大向地区の例を言っていただきましたけれども、大向地区に出かけたときももう少し早く２年前の台風のことの話で行くのならもう少し早くやってもらいたかったなということは率直に言われました。また、遅くなった経緯もありますけれども、今後、南部地区を中心に、名川もやはりはっきり言いますとハザードマップを想定してちょっと越えている部分がございました。現在のハザードマップのほとんどエリア内でございましたけれども、名川地区が１カ所、南部地区が２カ所、これより越えてございましたので、これはもうこういうふうにして今ホームページに掲載してございます。これをもとに各町内また相談して、その地区での避難のあり方とか、そういうのを取り決めというんですか、そういうのを話していきたい。できれば、私もこの間大向地区でお話ししたのは、やっぱりその地区独自の防災訓練をやりたいというふうに申しました。今月の９月29日、町全体の防災計画があるわけですけれども、これはやはり大きなこういうことに基づいての町全体の訓練と。やはり共助ということに基づくその地域地域での訓練というものをやっていきながら、その地区の問題点、先ほど避難所の関係もありました。やはり個別に違います。そういうことも含めながら、そういう危険なエリアに関しましては年度内になるべく全部やりたいと思ってございますので、地区の皆様方に関しましてはぜひ自主防災会も立ち上げていただきながらやっていただくと非常にまた共助という部分では効率的かなと思ってございますので、ぜひ自主防災会の設立をお願いしながら地区の懇談会をまた進めていきたいと思ってございます。

〇議長（坂本正紀君）　ほかに質問はありませんか。川守田　稔君。

〇15番（川守田　稔君）　近いうちにまた川、越えるんですよ、多分。ことしになるのか来年になるのか、それぐらいのうちにですね。多分、私は越えると思っていました。越えなかったらご

めんないですけれども、多分越えると思うんですよ。いかにも役所的な20年に一度と。きのうも何か警報の出し方、ラジオか何か夕方聞いていましたら、30年に一度の雨降ったときにどういうあれとかなんとかと言いましたけれども、非常にむなしいんですよ、そういったことを聞くと。本当にこの前、田沢湖のあそこが時間当たり100ミリ降ったと何かニュースで聞きました。100ミリの雨というのはどういう雨なんだろうと想像できないんですよ。20年ぐらい前に、上町のあそこの国道のあれがずっと滑ったときの雨がたしか40ミリだか60ミリだか、何かその程度だったと思うんですよ。80なの。それにしてもですね。そのときの雨は私よく覚えていました。工場の前の側溝があふれて、私、手突っ込んでごみ取りながら、ぐしゃぐしゃになってあれしていた記憶があります。もうそのとき既に剣吉の踏切が何十センチか冠水していまして、歩いて渡れないというので、何かえらい遠回りして家まで帰った記憶があります。そのときですら、そんなものだったです。100ミリなんていうのは多分、秋田、田沢湖周辺、あのあたりにしても多分想定したことなかったんだと思うんです、今まで。ですけれども、そういったのが割と想像することがいつ我が身に降りかかるのかという、そういう量の雨が。そういったことって非常に人ごとではなくて、いつあれするんだろうということを、そういった感覚って大事なんだと思うんですよ。先手を打つというのはなかなか難しいと思うんですけれども、確かに何かしらちゃんと言いわけができるような責任をとれるような、あらかじめの対応というようなことを心がけていただきたいなと思いまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　これで川守田　稔君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩します。

（午前11時14分）

○議長（坂本正紀君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

○議長（坂本正紀君）　一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番　工藤久夫君　登壇）

○16番（工藤久夫君）　私は、今定例会で大きく２つの質問をさせていただきます。

本題に入る前に、私が最近感じていることを少し述べてみたいと思います。

ことしの６月末で、日本の国債の発行残高が初めて1,000兆円を超えたという報道がありました。南部町が合併した平成18年ごろの残高は600兆円ぐらいで、戦後赤字国債を発行したのは、私の記憶では第１次石油ショック後の1975年前後の福田内閣の時期だと思いますから、わずか38年間で国家の税収の20年分から25年分の国債を発行したことになります。

無制限に財政の規律を守れなくて国家の財政が破綻した、そういう国は1980年代以降、アルゼンチン、メキシコ、ロシア、そして1997年秋の韓国などがありますが、現在の日本の状況は加速をつけて国家財政の破綻に向けて突き進んでいるように思えてなりません。日本の財政が破綻した場合にどのように財政を再建するかというシナリオは、皆さんもぜひインターネットでネバダ・プランという言葉を調べてほしいと思います。財政がおかしくなれば、まずハイパーインフレになり、お金の価値が暴落します。私の記憶では、1970年ごろはＵＳの米１ドルが旧ソ連の１ルーブルぐらいのレートでしたが、私が商売でソ連崩壊後のロシアのウラジオストクとかハバロフスク、ユジノサハリンスクなどの都市を訪ねた1990年ごろはＵＳの１ドルが4,600ルーブルというレートにまで暴落していました。その後、新ルーブルの新しい札束を印刷してデノミを行って現在に至っているわけですが、同じように戦前の昭和の初期、ＵＳの１ドルが日本円では１円ぐらいのレートでしたが、太平洋戦争後、昭和47年ぐらいまでは１ドル360円の固定レートで動いていたわけですから、戦前の戦時国債は簡単に言えば360分の１に暴落して、紙切れ同然に価値が下がって、国民は大変な苦労をして今に至っていると思います。

翻って、戦後の1950年ぐらいからバブル崩壊までの40年間ぐらいは経済の高度成長の時代ですから、霞が関のエリートの官僚のシナリオどおりに、国から都道府県そして市町村へと縦割り行政のシナリオどおりに進めていけば経済も政治もうまく成長する時代だったと思います。しかし、バブル崩壊後のこの20年ないし25年間の政治と経済の結果を見れば、大変な間違った経過をたどってきたように思われます。中曽根内閣の時代に臨調で活躍した土光敏夫さんがもし今も健在であったとするならば、現在の日本の状況をどのように評価するのでしょうか。

そのような思いを胸に抱きながら本題に入りたいと思います。

私のところに町民の方からいろいろ連絡がありまして、「『日本一の村』を超優良会社に変えた男」というタイトルの本を読んで、議員や町長初め役場の管理職は滝沢村を訪問して話を聞かれたらどうですかという提案をいただきました。同時に、滝沢村の行政改革大綱実施計画や滝沢村集中改革プランをこれからの南部町の行政に生かしてほしいというアドバイスをいただきました。たまたま調べている最中に、町では南部町行財政改革委員会を設けて、年内の答申取りま

とめに向けて策定中だということも知りました。また、今回はコンサル担当会社のようなものには依頼しないで、企画課が中心となって自前で作業を進めているようだと聞いて、何となくそういう意識を持ってきたということはいい方向に変わってきたんだなと私はうれしく思いながら、この計画が、文案がまとまることを楽しみに期待しております。

さて、私はこの滝沢村の取り組みの講談社発行の本をネットで購入しようとしましたが、６年前に発行された本なのでなかなか購入できませんでした。そこで、ようやく三戸町の図書館にあるということで、８月上旬に借りてきて、きょうまで３回ぐらい読んで、改めて滝沢村の柳村村長初め管理職や職員の皆さんの取り組みに感動しながら、遅ればせながらも我が南部町でも参考にできる部分は少しでも取り入れて、行政に生かすべきだとの思いで今回取り上げることにしました。

しかし、ここにおられる大半の方はまだ読んでいないでしょうから、少し長くなるとは思いますが、概略を読んでみたいと思います。

その冒頭に、もしあなたがマンションや一戸建ての住宅を購入しようとしたら、どういう基準で購入、選定するだろうと。一般的な基準のほかに、これからの時代は生活することになる自治体の行政サービスや財政状況まで重視せざるを得ない時代になる。2006年に財政破綻した夕張市は、18年かけて国の管理のもとに再建に向かわなければならない。夕張市では約半数の職員は退職して、残った職員は約40％の給料の削減と残業手当も総額2.5％までしか認められず、さらにごみ収集の有料化や増税や各種手数料、使用料の増額をのまなければならなくなりました。現在生活している住民も移住を考えている方も、自治体の財政状況、つまり自治体の経営状況をよくチェックして選択しなければならない時代に入ったと。

1994年から３期12年間村長を務めた柳村純一さんが就任した役場は、お役所仕事が幅をきかせていた。縦割り行政で、前例の踏襲ばかりで、新しいことは受け付けず、スピードは遅く、昼は余り働かず、夕方になれば残業代目当てに机に向かう職員もいて、勉強しない、働かない、何も考えない空気が充満していた。危機感を持った柳村村長は職員の意識改革に着手し、役場を企業に見立てて民間の経営手法を取り入れた経営改革を断行。係長、課長補佐ポストの廃止による組織のフラット化。職員が課長を決める課長投票制の導入。能力重視で選んだ経営会議の新設。住民を顧客に見立てた顧客価値経営の考え方を取り入れた経営理念の確立と実践を通じた住民本位の行政の実現への取り組み。10年後にはこの成果が実って、岩手県でもトップレベルの財政の健全な自治体に生まれ変わった。この滝沢村の経営手法は、2006年には地方自治体初の日本経営品質賞を受賞しました。

全部でこの本は215ページにもなりますから、全てを読むことはできないし、読む方の受けとめ方も違うわけですが、私はこの本をここにいる全ての皆さんに読んでいただきたい。さらに全ての職員や町内会の関係者初め町民の皆さんにも読んでもらって、できるところから取り組んだら、10年後ぐらいには南部町も経営品質賞をもらえるような日本一の町になれるのではないかと思いながら質問のテーマに取り上げました。

組織の経営資源は人、物、金、情報の４本柱だと言われております。これらの資源がうまく組み合わされて初めて成果が上がるものでしょうし、考える、行動する、スピードも大事でしょう。私はもう少し調べて12月の議会でももう一回このテーマを取り上げたいと思いますから、よろしくお願いして、通告の点について答弁をお願いしたいと思います。

特にこの中で私が興味を持って知りたいのは、南部町の人口と職員数についてでありますが、隣の八戸市や滝沢村、五戸町、階上町、三戸町などの職員数といっても一般行政事務職の数ですが、人口１万人当たり50名前後、南部町は約80名となっていて、今後の少子高齢化を考えればまだまだ改善して効率のよい運営に努めなければならないし、同様に目標を達成することは可能だと思いますが、この点、町ではどのようにお考えでしょうか。

次に、馬淵川の洪水とか治水対策についてでありますが、先ほど川守田議員も質問しましたから重複する部分は省いて結構ですから、お答え願いたいと思います。

私は先月、８月９日の早朝に東京にいる兄と２人で大館の博物館に行きました。天気予報では前日、時間雨量が１ミリぐらいの予報でしたから、朝早く行ったんですが、途中の鹿角市も大館市も観測史上最大の１時間100ミリ以上を記録しており、途中で引き返せばよかったのですが、大館市の博物館とも資料の件で時間の約束もありまして向かいました。そのときの経験から感じたことを述べてみたいと思います。

私は博物館から昼ごろ帰ろうとして出たときは、多くの交差点で消防団員や消防車、警察官の方が交通整理をしていました。そして通行不能なところには柵をして、行くなと言ってくれたのですが、どちらも情報不足と連携が全くとれていなかったため、つまり非常時のマニュアルも連絡方法も指揮系統も全然とれていない感じで大混乱して、最悪の場合、こっちは大丈夫だからと指示された方向に向かって進んでも土砂崩れで通行できなかったり、膝より深い水で車が動けなくなったりで、危うく指示に従ったために帰れなくなるところでした。

同様の想定外の水害があった場合に、南部町の場合は大館と違って上流部の降水量とか洪水にも気を遣わなければなりませんが、警察や広域消防、上流の自治体や観測値のデータと県を越えた伝達方法などのマニュアルはどのようにつくられ、どのような連絡方法と、気象庁から新たに

特別警報という制度が出された場合の連携はうまく整備されているのでしょうか。詳しく説明と資料などを示してほしいと思います。

生命と財産を守ることは基礎的自治体の最も大事な役割だと思いますが、現時点で検討している訓練や対応のマニュアルの住民への周知方法はどのようになっているのでしょうか。

私の母は今でも昭和22年の洪水のときの話をしますが、66年前の水害を超える雨は今後起こることだと思います。その場合の事前の対応策は十分過ぎるということはないでしょう。命を守るのは１番で、財産を守ることは２番でしょうが、どのように情報を収集して予測と判断をどういう手順で行うか。そして対応をどうするのかという点。もし毎秒1,750トンで危険な土地や住宅街は今後どうする予定か。何回も同じ被害を繰り返さないためにすべきことは何かということについてお答え願いたいと思います。答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

何点かご質問いただいておりましたけれども、今２点３点ほど重点的なご質問がございましたので、そこに重点を置きながら、若干私の意見も述べさせていただきながら答弁してまいりたいと思ってございます。

まず、滝沢村集中改革プラン、日本一の村ということで、全部は私も読めませんでしたけれども、目を通させていただきました。先ほど工藤議員さんから冒頭の初めの項目のところだと思います。私もそこの部分を若干述べさせてもらおうかなと思っておりましたが、同じことを言っていただきました。

非常に、第一はやっぱり滝沢村の村長さんも行政に入ってきて、まず改革しなければならない、意識改革しなければならない、そういう思いでさまざまな取り組みをされてきたと思ってございます。役場を会社に例え、みずから村長を社長、職員を社員と、そういう呼び方でもきたと。これは民間的な考え、公務員の考え、そういう部分も変えていかなければならないという思いからの取り組み、そしてまた職員の意識改革とＩＳＯ取得と、こういう取り組みもしてきました。環境マネジメント、また品質マネジメント、そういう部分も取得し取り組んできたということで、私どもも参考にさせていただきながら、当町の職員意識改革、そういう部分を図っていかなければならないと思っております。

その中で、議員からもお話がありました、今後その町に住む、それを決定していく上でどのような行政サービスが現在されていて、このサービスが今後も続く、継続していける自治体の財政状況なのか、そういう部分を今後は住民の方々がしっかり判断していく時代になってくるだろうと。夕張市の例も掲げてありました。そういう中で、私どもは、再三申し上げておりますけれども、将来的に継続できる、そういう状況をしっかりと確認しながらサービスの提供をしていかなければならないと思ってございます。これはそのとき財政が厳しくなって今までのサービスができなくなるということになる場合は、その負担は後の住民に必ずのしかかっていくわけでございますので、そういう状況をつくっていかないという中でまちづくりはしていかなければならないと考えてございます。

そこで、今後の職員数の予測等でございますけれども、平成25年４月１日現在の当町の普通会計職員数、これは病院６件、専門職等は除いてございますけれども、187人でございます。南部町総合振興計画前期基本計画の平成24年度の目標値である213人を下回る職員数となっております。しかし、平成25年２月に策定した南部町総合振興計画後期基本計画において、町がコーホート法を用いて推計した将来人口推計値では、前期基本計画策定時の予測を上回るスピードで人口減少と少子高齢化も進むことを示唆してございます。平成37年の将来人口推計値は、平成22年の国政調査人口１万9,853人でございますが、その中で65歳以上の比率が30.9％、平成37年には人口では約5,000人の減少が予測されており、１万4,875人となってございます。また、65歳以上の比率は39.6％という、非常に厳しい数値が示されてございます。このことは急激に人口が減少する中においても、65歳以上の人口は大きく減らないことを意味もしてございまして、福祉関連のサービスは減ることはないと予想されます。10年後にあっても必要なサービスを提供していくためには、常に事業の必要性を見直し、社会情勢の変化に即応できる体制づくりに努め、職員をふやすことなく、必要な事業に配置していくことが必要だと考えてございます。後期計画では、平成29年度普通会計職員数の目標を189人としておりますが、職員数の目標数値は常に見直ししなければならないと思ってございます。現時点において、例えば平成37年における理想の職員数を具体的にお示しすることは難しい部分がございますが、当然、人口減少が現実に続いていくのであれば、現状より減らしていくことも当然でございますので、今後適正な定員管理に努めてまいりたいと思ってございます。

それと大事なのは職員の、人数的に頭数が必要な部分というのは当然あるわけでございますけれども、大事なのはしっかりと意識を持った、改革していく職員をいかに育てていくかということが大事になってくると思ってございます。職員一人一人が意識改革を持ち、またそれぞれの立

場で責任も持ちながら従事してもらうと。このことが仮に10人必要なところが９人でも、そういう意識改革を持った方々が９人そろえば、これは乗り切っていけるだろうと思ってございますので、今までも課長会議等々においては指導してきたつもりでございますけれども、さらにまた一丸となって意識改革に努めてまいりたいと。そういう部分において、今回の滝沢村の事例というものもまた参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、馬淵川の洪水、治水対策等でございますけれども、被害のシミュレーションと対策でございますが、県では平成17年６月に河川が氾濫したときの浸水の深さや浸水範囲を示した浸水想定区域図を作成、公表しております。その中の計算条件としては、100年に一度発生する降雨に対してシミュレーションを行ったもので、八戸市大橋地点で毎秒3,200トンとなってございます。

対策につきましては、河川の整備がなされていないため、洪水ハザードマップを参考に住民が自主的に最寄りの避難所に避難できるよう周知しております。この改修計画、後期目標でございますが、先ほど川守田議員のご質問にもお答えしたとおりでございまして、土地利用一体型水防災事業から床上浸水対策特別緊急事業に格上げをしていただいて、平成27年度までに完了する目標となってございます。

非常に一昨年の水害時においても、ある程度予測と、また予測以上の被害でございました。昭和22年、このときは剣吉地区、虎渡地区の鉄道の線路を越えた、そういう話を私も聞いたことがございました。想像がつかないような状況で聞いておりましたけれども、一昨年の水害は鉄道を越え、さらに国道４号、国道104号も越えたという状況でございますので、今後私どもはまさにある程度の想定をした中にプラス、さらにそれ以上のものも考えておいておかなければならないと思ってございます。この対策で十分だということはないと思ってございますので、過去の災害の経験を生かしながらしっかりとした構えをしておかなければならないなと。そのためにはしっかりと日々の訓練、そしてまた我々職員並びに住民の皆様方からもご協力をいただかなければならない部分があるわけでございますので、しっかりとした取り組みが大事になってくると思ってございます。

一昨年に限らず、避難指示等を出すわけでございますが、なかなか指示に応じてくれない方々もございます。一昨年も消防団含めながら、何回も避難指示を出してお願いに行ったわけでございますが、かたくなにまだいるということで、消防団のほうもここまでであればもう無理だということで一旦は引き揚げたわけでございますが、その後その方から今度直接連絡が入り、救助してほしいと、もうそのときは床上浸水になってございました。ボートで救助という形で、人的被害はなかったわけでございますけれども、やはり第一には避難、これを大事にし、生命をしっか

り守るということが第一になってくると思ってございます。そしてまた、それぞれの災害、防災もちろんでございます。その前にしっかりやるもの、そしてまた災害が起こったときどういう行動を起こすかと、そういう手順になっていくだろうと思ってございますので、これからもしっかりとした対応をしていかなければならないと思ってございます。

他県との協力関係でございますけれども、具体的にちょっと町村長、首長たちが一堂に会してということはたしかないと思っております。ただ、森林組合関係の方々は昨年６月15日に青森、岩手両県の森林組合が一堂に会し、意見交換をされたというふうに行ってございまして、馬淵川流域森林林業活性化協議会がことしの３月に設立されて、今後の協力体制等をしていくというふうになっておりますので、これからはまた市町村のほうも一緒になってということに発展していくのではないかと思ってございます。特に我々の地域は岩手県の雨量というのが相当影響しているわけでございまして、現在は二戸市石切所、この水位を常に確認し、石切所から大体早いときには４時間５時間ぐらい、ゆっくりなところで七、八時間ということはわかっておりますので、そういう部分に合わせてそれ以前に対応していくというところはとってございますが、もっと連携というのが大事になってくると思ってございますので、そういう部分も県のほうにもまた両県の連携というのが大事になってくると思いますので、要望してまいりたいと思ってございます。

また、詳細等もあったと思います。そこの部分につきましては、また担当課長のほうから答弁をいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（坂本正紀君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　工藤久夫議員のご質問の中で、データの連絡方法、マニュアルの収集方法及びそういう体制はどうなっているのかと、資料があれば提示をということでございましたけれども、ちょっと一般質問の中に具体的にそれなかったものですから、資料の提供はマニュアルというんですか、体系図がございますので、そういうのも含めてまたコピーしてお渡ししたいなと思ってございます。

また、一応基本的に災害時、自然災害ですけれども、うちのほうが対応するのは基本的には。そういう場合、気象庁からの情報でございまして、これは24時間体制で注意報、警報等が発令されますと、自動的にうちのほうにも入るようになってございます。これは青森県全市町村でございます。これは全国だと思ってございます。それに伴いまして、注意報、警報に対応する各課の対応というのがございまして、注意報の段階では基本的には総務課だけと。警報が出ますと住民

生活課、建設課、農林課、健康福祉課等々の関係職員が対応すると。また、それを超えまして、災害対策本部を設置しなければならない状況になりますと、全職員の対応と、全課対応となります。

また、連絡方法ということになりますと、最初につきましては総務課レベルですと、まず基本的には消防団というのが一番まず最初に連絡をとります。川でいいいますと、消防団待機水位というのが各水位観測所でメーター数が決まっておりますので、水防団待機水位というものに達するおそれがあるときは消防団のほうに連絡をして待機していただくと、警戒もお願いするというふうになってございます。また、それ以上の氾濫注意水位あるいは避難判断水位等に達するおそれがあるときは、また各町内の行政員の方々にもご連絡申し上げまして、もしかすると避難もしていただくかもしれないという情報を事前に流すというようなこともとってございます。また、避難所の開設等々もそろそろそういう段階で準備をするということとなります。

住民の方へ直接、じゃあどういうふうにと申しますと、やはり防災無線あるいは公用車による広報活動というのが主流になりますけれども、今はメールを、県では洪水お知らせメールというのもございます。そういうのもうちのほうで周知してございますので、入っていただくと。あとは八戸市が中心になってやります「ほっとスルメール」というのがございます。それに関しましても、町のほうで南部町で独自に避難勧告、避難指示をかけた場合はそのメールを通じて携帯電話を持っている方、これは必ずａｕ、ドコモ、全てに届くというような内容になってございます。

また、先ほど町長も申し上げましたような水位観測所のデータでございますけれども、馬淵川に関しましては、岩手県ですと８河川８カ所、青森県ですと４河川９カ所の水位観測所がございまして、それらのデータを総合的に勘案しまして、当町の危険な水位に達する時間等を推計いたしまして対応に当たるという状況としてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　建設課長。

○建設課長（工藤良夫君）　先ほど議員の質問にありました流域の自治体の事業ということで、南部町の中流域の県営事業について説明いたしましたが、関連する下流域での国の事業について説明したいと思います。

国では、尻内橋の上流付近、八幡地区の河道掘削、築堤工事を平成25年、26年で実施計画しております。また、改修計画ではございませんが、今年度完成目標に尻内地区に馬淵川河川防水ス

テーションの建設を実施しております。これは水防活動、緊急復旧のための資材設備や排水ポンプ車など、八戸市のほか南部町、三戸町を含めた広域的な災害の拠点となる施設でございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　再質問ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　時間あるから全部質問しようかどうか今悩んでいるんですけれども、例えば滝沢村の努力を見て情報公開条例とか文書管理システムとかＩＳＯの導入した効果とか、そういうのがいろいろあるんですけれども、やれる分からやっていければいいんじゃないかと。この文書管理システムなんかも３年ぐらいかけて整備したというのを聞いていますけれども。

それと、伺いたいのは、町民をお客様だと例えて、総務課で住民サービスだとか窓口の対応なんかでいろいろ目安箱みたいなアンケート用紙を入れるのがあるんですけれども、あれって大体役場の行政に対する褒め言葉というのは余りなくて、文句というかクレームが大半ではないかなと思うんです。そういうクレームというのが年間どれぐらいあって、そういうクレームが出た場合にどういうふうな対応をして、じゃあここは直そうとか、ここは申しわけなかったとおわびするとか、処理の仕方あると思うんですけれども、それは具体的にどういうふうにやっているかというのを説明して、お願いしたいと。

特にこのＩＳＯに入る入らない、やるやらないは別として、このＩＳＯの要求される事項の中に顧客満足度という視点があります。これ一般の企業ではどこでも当たり前に実施している事業なんですけれども、こういう窓口の対応についての定期的な研修とかレクチャーというのはどういうふうにやっているのか。こういう場合の対応というのはどの課がどういうふうなマニュアルでやっているのか、ちょっとお知らせしてほしいと思います。

それから、さっき災害時の住民の周知システム、防災無線だとか、あとはお知らせメール「ほっとスルメール」、これ伺いました。たしか私が調べたところは、南部町は３％か４％、たしか五、六百人しかまだ登録していないと思います。八戸は十一、二％進んでいると。これは本当はわかっていれば誰でも簡単に登録、携帯持っていればできると思いますので、広報にもちょっと出してもうちょっと早くみんなが登録したほうがいいんじゃないかなと思いますけれども。

それと例えば、私が何でこの水害のことを聞いたかというと、流量がこの分になれば水位はここまでなると。それはある程度、そんなばかみたいに流量がふえるはずがないとわかっていても、この分の流量があればこの分の水位になりますよという大ざっぱな目安がわかれば、住んでいる

人も、じゃあここにうち建てようかという人も、じゃああと50センチちょっと土盛ってから建てるかとか考えると思うんですよね。そのためにも、今すぐ答えを出せということではないんですけれども、この間の大向地区とか三戸の駅前地区の被災地を見れば、役場としても最低限ここはこの分の流量が出ればこの分浸水するおそれがありますというのを事前に周知して、できたらここは長い目で見れば建てないほうがいいとか、建てるんだったらこの分足したほうがいいとか、それは行政のサービスとしてやって当たり前じゃないかなと思うんですよ。これは別に大向地区とか三戸地区の駅前地区だけではなくて、これは剣吉でも苫米地地区でも福地にもないわけじゃない、あるんですけれども、とりあえず農地の被害は脇に置いても、家屋の被害、人命の被害というのは何が何でもゼロに抑えるんだという何かないと、やっぱり役場は親切じゃないということになるんじゃないかなと。その辺をちょっとどういうふうに考えているか、伺いたいと思います。

いろいろ聞きたいのあるんですけれども、時間も時間ですから、とりあえずお答えお願いします。

○議長（坂本正紀君）　住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君）　窓口対応におけるクレームでございますが、直接窓口でお叱りを受ける場合と、あと総務課のほうに直接電話が来る場合がございます。その都度、事実を確認いたしまして適切におわびなり改善をするように努めてございます。

それから、接遇のことですけれども、総務課のほうで接遇マニュアルを作成してございまして、それによって各自判断をし、また自己採点をしながら改善をするように努めてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君）　総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　先ほどクレームの話ということで、年間どのぐらいあるのかと。具体的に何件とちょっとお示しできないんですけれども、最低月何件かはあります。その対応はということでございますけれども、実は匿名で来る方、名指しで文書でよこす方、今多いのがやはりメールでございます。メールでちゃんと名前を出して送っていただける方にはそのまま回答できるんですけれども、匿名の方に関しましてはそれはできないということもございます。かつ

ては「こだま欄」なりそういうところに出した、合併してからはたしかなかったかなという気はしていますけれども、旧町村時代は私もありました。紙面上で答えてくださいということも、他町村に関しましては今もありますけれども。

どういう対応をしているかということでありますと、その都度まずクレームした方に対しては、匿名ではない方にはそのままお答えするということでございますし、部内におきましてはもちろんその担当課に確認をしてどういうふうにやるのかと。再発防止というのが一番でございますので、こちらに非があるというのがはっきりしている場合はそれは当然でございます。また、誤解を招いているということもございます。そういうことも含めながら対応していっているところでございます。また、目安箱も基本的にはございます。箱もあります。なかなか気がつかないところにあるのかもしれません。それは改善してきたいと思ってございます。顧客満足度を上げていくというのは当然でございまして、そういうような対応をしていきたいと。

今、住民生活課長が申し上げましたように、接遇のマニュアルというのをことしつくりまして、各項目には点数制がついてございまして、自己判断なんですけれども、この点はよくできている、できていない、まだまだだということを１点、２点、３点ということで点数をつけさせ、自分で点数をつけるんですけれども、これは。毎月出すと。先月より向上しているのかどうかというのを全職員につけさせて今やっている最中でございまして、細かいところですと服装から挨拶の仕方からということになります。電話の対応の仕方というところまで含めてございますので、そういうことも進めてございます。

「ほっとスルメール」、実際500人ちょっとでございますので、これも八戸市との会議でもっと広めていきましょうというふうに思ってございますので、努力してまいりたいと思ってございます。

○議長（坂本正紀君）　工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　さっき言ったように、毎秒何トンとか何立方という水量の想定に基づいた水位というのは私は絶対周知しておくべきだと思うんですよ。この分の流量になればこの分になりますよというのは示した上で、例えば道路をつくるにしても公共施設つくるにしても、一般の町民の方がうちを建てる、小屋を建てる、物置を建てるといったときに、ここはこれより低いんだったらやめたほうがいいですよとかというアドバイスというのは必要じゃないかなと。道路なんかをつくる場合でも、想定よりはなるべく高い路面の高さにするとか、それがなかったら何

回も同じことを繰り返すことになるんじゃないかなと。そこをぜひ検討してほしい。

　それから今後の課題として、滝沢村ではいろんな補助金をゼロから見直したと。例えば敬老会というのを、滝沢村は人口が５万3,000人か5,000人ありますから、毎年2,000万ぐらいかかっていたと。それには大変な役場も労力を使って、ボランティア団体からも労力を使って、バスもいっぱい手配してと。出席率は年々年々、あそこ８割が他の地域から移住してきた年寄りですから、出席率は悪くなったと。この分費用をかけてこの分の行事をやる意味がどこにあるかというので、３年かけて見直したんですね。地区ごとに小さい単位の敬老会に切りかえて、今度はもう民間に、民間というか地域に任せるようにしたと。結果はその分、金が浮いたということでしょうけれども。

　それと同じで、いろんな補助金というのを見直すべき時期にも入っているんじゃないかなと。例えば私、ことし１年切りの当番で納税組合の組合長というのを受けたんですけれども、還付金があります。多分よそもそうじゃないかなと思うんですけれども、いただいた還付金を何に使っているかというと大体１年に１回集まって飲んで食って温泉に行って終わりと。これがじゃあ、いい意味の使い方かというと、今度見直しして、還付金はゼロにしろと私言うつもりはないんですけれども、還付金については地域の活性化につながる前向きな使い方をしてくださいというふうに改めるとか、還付金の還付率をもっと下げるとか、やっぱり役場に入る金はふえるんだと、出す金は絞るんだと、でも効果はもっと上げるんだという視点がどうしても必要になってくるんじゃないかなと。補助金というのを辞典で調べれば、何か行おうとするときに不足分を補うものと書いています。ところが、一回もらえば麻薬と同じで、もらって当たり前と。できないからやめようとか、何か消極的になる部分もある。ですから、本来やるべきことはそれぞれの組織とか団体がやればいいので、補助金というのをずっと継続して10年も20年も30年も続けているというのはゼロから見直すべき時代であるし時期じゃないかなと。その辺も考えたりするんですけれども、それに対しての何か答弁あればお願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　さまざまな団体に補助金を出しているわけでございますけれども、我々も今チェックしているのは繰越額、そしてまたどういう事業に活用しているのかと。事業計画と事業報告はそれぞれの団体からいただいております。今、滝沢村の事例もご紹介をいただきました。ゼロにするという意味で議員おっしゃったのではないと思っております。そういう気構えで、

そこから必要な部分をしっかり補助していく部分は補助していって、歳入と歳出のバランスを考えていったほうがいいのではないかというご指摘だと、ご意見だと思ってございますので、議員もおっしゃっておりました、それぞれの団体が今までもらっている金額というのがもう頭に入っておりますので、その見直しとなると非常に大変な部分がありますが、合併して数年前にそれぞれの補助金の見直しを行いまして、大体一律的なカットも行いました。そういう部分、活動内容というのをしっかりとまた確認しながら、適正な補助金の支出という部分は必要にもなってくると思いますので、非常に逆に前向きなご意見をいただいたと思っておりますので、それぞれまた工夫しながら取り組んでまいりたいと思っております。

〇議長（坂本正紀君）　これで工藤久夫君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後１時15分まで休憩します。

（午後０時20分）

〇議長（坂本正紀君）　それでは、休憩を解きまして会議を開きます。

（午後１時15分）

〇議長（坂本正紀君）　一般質問を続けます。

７番、根市　勲君の質問を許します。根市　勲君。

（７番　根市　勲君　登壇）

〇７番（根市　勲君）　今回も最後になりましたけれども、少しの間、時間をいただいてお話を聞いてもらいます。

あと７年後、つまり2020年には国立社会保障・人口問題研究所の試算では日本の人口は１億2,410万人と予測され、2010年と比較して395万7,000人減少するとされております。四国４県の人口がいなくなるような感じでございます。65歳以上の人口は29.1％と３割近くが高齢者となるようです。

今、国の財政の規模は約90兆円、半分は税金の収入で半分は国債の発行による借金です。現在、社会保障費は毎年１兆円ずつふえて、７年後は７兆円の増、日本総研の試算では国債の利払い費は毎年金利が上昇しなくても8,000億円ふえて、７年間で５兆6,000億円増加すると予想されます。

よく消費税を１％上げれば２兆5,000億円税収は増加すると言われておりますが、この試算では７年後は社会保障費と国債の利子の増加分だけで消費税５％増加分を上回ることとなります。このまま財政破綻に向かうのか、増税、歳出削減に向かうのか、今は待ったなしの状況だと思います。

本来、国の歳出の規模は約223兆円ですが、このうち約76兆円が社会保障関係費で、また国債費が約84兆円で、地方交付税を除いた一般予算は30兆円ぐらいしかありませんから、削るのは介護と年金が一番先に上がってくると思われます。自分のもらう年金は減少してもよいのか、また自分の子供や孫の負担がこれ以上増加してもよいのか、私たちも真剣に考えなければならないと私は思いを強くしております。

それでは、南部町を含めた地方自治体の施策の重要な課題は、高齢者の増加に対応して高齢者の二分化された元気な高齢者に働いてもらう施策と、介護が必要な高齢者をしっかりと支える施策をどうするかでないでしょうか。

町内の点在している集落で暮らす高齢者の買い物や介護、医療、移動をどうするか。現状のまま支えるべきか。この数年で行政が取り組むべき課題は山積みにしていると思います。また、やるべき取り組みや改革をやらなければ、その先には悲惨な未来しかないものだと思います。日本の政治も南部町の政治も、安全安心して暮らせる町をつくり、若者が働く仕事をつくって経済的に自立する、成長する基盤をつくり、安心して結婚、子供ができる環境をつくらなければ、この国も町も衰退してしまう、そんな思いを持ちながら、今回は大きく２点の質問をさせていただきます。

まず１点目として、町内の公共施設のバリアフリー化について、今後の公共施設のあり方についてという視点で細かく３つの視点から、既存の公共施設の完全バリアフリー化対応と、行事ごとに仮設スロープ等で応急的に対応されている施設の詳しい現状について説明をいただきたいと思います。また、詳しい一覧等がありましたら、作成して渡していただきたいと思います。

さらに、先ほどの対応ができていない施設について、今後の改修計画はどのように考えておられるのでしょうか。具体的な実施時期、必要な費用、着工の優先度合いについて見解を伺いたいと思います。

私の住んでいる平広場地区の場合、町立名川病院の新築移転、あとひろば台団地の新築移転の後の跡地利用や再開発計画は今後の地域の将来にとって大変関心を持っているところですが、町では今後の計画の有無とあわせて地域住民の声をどのように反映させていく予定なのか、お答えを願いたいと思います。

次に、名川中学校や現在工事している医療健康センター周辺の道路のかさ上げについて質問いたします。

私の前にも川守田さん、工藤さん、洪水対策について質問がありましたが、過去の洪水被害の経験から考えると、学校や工事中の病院周辺の道路のかさ上げ工事や災害時の救助活動の対策は喫緊の課題だと思われますが、具体的な対策はどのようにお考えでしょうか。

以上で私の通告してある質問は終わりますが、恐らく１月には町長選挙もあると思います。10年あるいは20年後に私たちの子供や孫の世代から評価されると思われる今後の町政について、町長からの思いを語っていただければと思います。

答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　答弁を求めます。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　それでは、根市　勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、公共施設等のバリアフリー化等についてでございますが、午前中も申し上げました高齢化社会になっているわけでございまして、その中で当町においても人口が減っても高齢化の65歳以上の人数はほとんど変わらないという推移でございますので、まさに高齢者に対する取り組みというのが今後も重要になってくると思ってございます。その中で社会保障の分野が予算的には上がっていくだろうと思われますので、そういう部分も視野に入れながら、ソフト事業またハード事業等々の整備を計画的に行っていかなければならないと考えてございます。

まず、各庁舎についてでありますが、各庁舎とも玄関から庁舎内への出入りはスロープの設置や段差の解消など、車椅子でも出入りは可能でございます。トイレ等も対応しておりますが、エレベーターがあるのは南部分庁舎だけでございます。他の庁舎においては、車椅子の方は１階において用も完結できるよう、各課職員が１階に出向くことにより対応することとしてございます。

また、町管理の集会施設につきましては、出入り口のスロープ、手すり、段差の解消、トイレの洋式化など、順次改善を進めているところでございますけれども、今後とも新築の機会に大規模改修、修繕などとあわせてバリアフリー化も推進してまいりたいと考えてございます。

町内集会所の改修費の一例を申し上げますと、一般の水洗化されているトイレを車椅子対応のトイレへの改修費は約100万円ほど、玄関スロープ、手すりの設置、玄関ドア、段差の解消など

の改修費は約90万から100万円程度となってございます。１施設当たり約200万円の経費が見込まれると思われます。

優先度につきましてでございますが、その施設の年数、または利用度、そしてまた地区バランス等々も考慮しながら決めていくことになると思ってございます。町全体の施設となりますと多額になるわけでございまして、特に学校等につきましては大規模改造事業や増改築事業等を実施する際になっていくのではなかろうかなと思ってございます。

詳しい一覧表等々はちょっと準備していないと思いますので、またそれぞれの課のほうの施設の状況の確認をしながら整理してまいりたいと思ってございます。それぞれの各課長のほうも把握はしていると思いますけれども、全体的な考えとしてそういう中で整備もしていきたいと考えてございます。

次に、名川病院の跡地利用、また再開発計画についてでございますけれども、現在のところ、移転後の跡地利用の具体的な利用計画については決まってございません。今後、建物の利活用も含めた土地利用について、地元の皆さんの要望もあろうかと思いますし、またいろいろな活用方法というのも議論をしていく必要があると思ってございます。今後、活用について検討してまいりたいと考えてございます。

次に、名川病院の新築移転、またひろば台団地の移転後の跡地利用等についてのご質問でございますが、最初にひろば台団地でございますが、ひろば台団地の28戸、五日市団地の24戸、高屋敷団地の７戸、計59戸の建てかえ事業として現在、青森県地域住宅等整備計画に掲げ、平成23年度から平成29年度までの７年間で15棟、60戸を目標として社会資本総合整備事業により実施してございます。ひろば台団地の現在の整備状況でございますが、平成24年度までの建設戸数４棟、16戸、今年度に３棟、12戸が完成する見込みでございまして、進捗率46.7％、約50％となってございます。今のところ計画どおりに実施されてございます。

今後とも住宅建設につきましては、それぞれの地区においてもまた計画予定がございますので、計画どおりに進めてまいりたいと考えてございます。また、移転完了後の平成28年度からでございますが、広場団地、五日市団地、高屋敷団地、かなり老朽化してございますので、除却工事及び整地工事を計画してございます。ご指摘の跡地利用、また再開発計画につきましては事業完了を見据えながら関係機関と調整をしながら、また地域の住民も納得できる有効利用の計画を作成したいと考えてございます。

次に、名川中学校、新たに工事中の医療健康センター周辺の道路のかさ上げについてでございますけれども、周辺の主な道路は国道４号から県道櫛引上名久井三戸線を結ぶ虎渡広場線であ

り、町にとっても重要な幹線道路でございます。この路線は平成18年、そしてまた一昨年の平成23年に馬淵川の氾濫により道路が冠水し、通行どめとした経緯があります。平成23年の氾濫時には青い森鉄道の踏切も被災し、３週間にわたり通行どめとなりました。町では地域住民が安全で安心できる道づくり、また災害時に拠点となる施設へ通じる災害に強い道路として位置づけ、社会資本総合整備計画に掲げ、交付金事業を活用し、道路のかさ上げ工事を実施する計画でございます。

課題は、あそこの道路は上名久井地区の１工区、洪水になるわけでございまして、その水が馬淵川に流れていくという一つの流れの役割も果たしておりまして、道路かさ上げの場合に水を抜かすような構造にしていかなければ１工区含めながら水田等の水がはけない状況になりますので、工事費はかなり結構な額になると思いますけれども、やはり重要な路線でございますので、できるだけ早い時期に計画に入ってまいりたいと思ってございますが、平成19年に舗装の改良工事を行ってございます。まだ舗装が打ちかえには期間的にもちょっとあるものですから、そういう予算的な部分もありますけれども、先ほど申し上げました重要な路線、また医療健康センターの建物が建つという状況でございますので、しっかりと計画を立てて取り組んでまいりたいと思ってございます。

なお、平成23年の被害のときでございますが、現在の医療センターは予定の盛り土の高さまで行っていませんでした。半分ぐらいでございましたので、住民の方々も上がった上がったというふうにお話しされる方がありましたが、計画にまだ至っていないときの雨でございまして、あそこのところも冠水した状況でございますが、名川中学校の高さまでは冠水してございません。そういう当初から高さまで盛り土をするという予定でございましたが、平成23年あのような状況になりましたので、さらに安全安心を図るために約50センチほどまた高くして、現在の建設に入っているということもご理解をいただきたいと思います。

最後に、根市議員さんから10年後、20年後の思いというご質問がございました。常に申し上げていますように、我々は10年、20年後の先に対しても責任を持ってまちづくりをしていかなければならないと思ってございます。そのためには住民の方々に我慢もしていただくこともありますし、かといって我慢だけでは夢も希望もないわけでございます。そういう中で、しっかりやっていかなければならないもの、やっていくもの、こういうめり張りをつけてしっかりと取り組んでいく。そしてまた、将来の世代の方々に負担をかけない、そのことも常に今預かっている身としても将来のことはやはり考えてまちづくりはしていかなければならないだろうと常にそう思ってございます。そしてまた、10年後、20年後、若干の我慢した部分があったけれども、しかし今

こういう形になっている、そう思っていただけるようになってもらうためにも職員一丸となってまたさまざまなアイデア、創意工夫を出しながら取り組んでまいりたいと思ってございます。

○議長（坂本正紀君）　再質問はありませんか。根市　勲君。

○７番（根市　勲君）　前向きな答弁ありがとうございました。

今、我慢という町長からの声も聞こえましたけれども、やはり学校、病院、これは緊急の際、避難区域にもなると思いますので、我慢じゃなく前向きに検討して、安心できるまちづくりにしてもらいたいと思っております。

あとまた、恐らく今後10年から20年すれば、山間部の小さな集落に居住している生活弱者と言われるお年寄りたちのためのインフラの整備が町政の重要な課題になると思います。限られた財源からこれらの行政のニーズに応えられるような跡地利用をぜひ念頭に置いて検討してほしいなと思っております。

また、先ほどの道路でございますけれども、これは幸子議員さんも何回も質問なさっている八幡、上名久井三戸線、下名久井から中学校周辺通って高瀬、赤石、三戸方面、バイパス的な、１工区のところでございますけれども、現在の県道バイパスをつくってもらえれば一番安心じゃないかなと考えております。なぜならば、洪水が来たとき、一つの馬淵川の堤防がバイパスの道路でまた食いとめられるんじゃないかなという案もございましたので、またその辺を検討してもらえればと思っております。

答弁よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君）　町長。

○町長（工藤祐直君）　先ほど我慢という言葉を使いましたけれども、全て我慢という意味ではありませんでして、いろいろな要望、議員の皆さんからも今回の一般質問でもいろんな要望があるわけでございます。そういう中で現在行っているサービスまたは助成額、それが多くなれば多くなるほどいいんでしょうけれども、そういう部分で今の中で我慢をしていただきながら、逆にその分を新しいサービスを提供していきたいという意味合いでございました。

そして今後、当町においては恐らく学校の建設等々も将来的には必ずこれは出てくるわけでございます。今回の道路にしろ、大規模な予算を要する事業が将来的に発生してきます。そういう

ときにしっかりと、どの町政になっていたとしてもこれに取り組むことができる、そういう財政状況にしておかなければできなくなるわけでございますので、若干、議員の皆さんからもご理解をいただきながら今、基金のほうも増額してきました。これはあくまでも将来安定した中でまちづくりに取り組んで行っていける、そういう環境、状況を我々がしっかりつくりながら行わなければならない、そういう思いでの増額でございます。増額しっ放しではないわけでございます。しっかりとその部分を必要なときに当然、今後はインフラ整備も出てまいります。そういうときにしっかり有効に活用しながらまちづくりを進めてまいりたいと思ってございますので、またいろんなバイパス等々もあります。補助制度を活用しながらの道路計画もお願いしたりもしておりました。あらゆる部分でまた検討して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質問はありませんか。

○７番（根市　勲君）　ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　これで根市　勲君の質問を終わります。
以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君）　これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。
なお、９月６日は午前10時から本会議を再開します。
本日はこれにて散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後１時45分）

平成２５年９月６日（金曜日）

第５２回南部町議会定例会会議録

（第４号）

第52回南部町議会定例会

議事日程（第４号）

平成25年９月６日（金）午前10時開議

第　１　報告第14号　専決処分した事項の報告について
　　　　　　　　　　専決第９号　損害賠償の額を定め和解することについて
第　２　報告第15号　青森県新産業都市建設事業団に係る決算報告の件について
第　３　報告第16号　平成24年度南部町財政の健全化判断比率の報告について
第　４　報告第17号　平成24年度南部町公営企業の資金不足比率の報告につて
第　５　議案第82号　平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
第　６　議案第83号　平成24年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
第　７　議案第84号　平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　８　議案第85号　平成24年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　９　議案第86号　平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　10　議案第87号　平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　11　議案第88号　平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　12　議案第89号　平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　13　議案第90号　平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
第　14　議案第91号　平成24年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　15　議案第92号　平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　16　議案第93号　平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　17　議案第94号　平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
第　18　議案第95号　平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　19　議案第96号　平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
第　20　議案第97号　平成24年度南部町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第　21　議案第98号　平成24年度南部町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
第　22　議案第99号　平成24年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

第　23　議案第100号　平成24年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第　24　議案第101号　平成24年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第　25　議案第102号　南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定について

第　26　議案第103号　南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

第　27　議案第104号　南部町霊園条例及び南部町共同墓地公園条例の一部を改正する条例の制定について

第　28　議案第105号　八戸圏域水道企業団規約の変更について

第　29　議案第106号　町道の路線認定について

第　30　議案第107号　平成25年度南部町一般会計補正予算（第２号）

第　31　議案第108号　平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

第　32　議案第109号　平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第１号）

第　33　陳情第１号　TPPへの参加に反対する陳情

第　34　常任委員会報告

追加第１　発議第１号　「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案

追加第２　発議第２号　道州制導入に断固反対する意見書案

追加第３　発委第２号　ＴＰＰへの参加に反対する意見書案

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山　田　賢　司　君	2番	八木田　憲　司　君
3番	中　舘　文　雄　君	4番	工　藤　正　孝　君
5番	夏　堀　文　孝　君	6番	沼　畑　俊　一　君
7番	根　市　　　勲　君	8番	河門前　正　彦　君

9番	川　井　健　雄　君	10番	中　村　善　一　君
11番	佐々木　勝　見　君	12番	工　藤　幸　子　君
13番	馬　場　又　彦　君	14番	立　花　寛　子　君
15番	川守田　　　稔　君	16番	工　藤　久　夫　君
17番	坂　本　正　紀　君	18番	東　　　寿　一　君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　　　　長	工　藤　祐　直　君	副　　町　　長	坂　本　勝　二　君
総　務　課　長	小萩沢　孝　一　君	企画調整課長	坂　本　輿志美　君
財　政　課　長	小笠原　　　覚　君	税　務　課　長	谷　内　恭　介　君
住民生活課長	極　檀　義　昭　君	健康福祉課長	髙　森　正　義　君
農　林　課　長	川守田　　　貢　君	農村交流推進課長	西　村　幸　作　君
商工観光課長	福　田　　　修　君	建　設　課　長	工　藤　良　夫　君
会 計 管 理 者	若　本　勝　則　君	名川病院事務長	佐　藤　正　彦　君
老健なんぶ事務長	麦　沢　正　実　君	市　　場　　長	工　藤　敏　彦　君
教　　育　　長	山　田　義　雄　君	学　務　課　長	夏　堀　常　美　君
社会教育課長	西　村　　　久　君	農業委員会事務局長	北　山　　　哲　君
代表監査委員	山　口　裕　貢　君		

職務のため出席した者の職氏名

事　務　局　長	根　市　良　典	主　　　　　幹	留　目　日出子
主　　　　　査	留　目　成　人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君）　これより第52回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時17分）

◎報告第14号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君）　日程第１、報告第14号、専決処分した事項の報告について、専決第９号損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君）　説明資料をお渡ししておりますので１ページをお願い申し上げます。報告第14号、損害賠償の額を定め和解することについてでございますけども。

今回の趣旨は、公用車による車両接触事故に係る損害賠償に関し、示談が成立したことに伴い専決処分したことについて、地方自治法に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、平成25年７月19日午後３時10分頃、場所は大字平字広場地内。相手方は南部町在住の28歳の男性。損害賠償額は14万9,889円でございました。今回、平成25年８月８日に示談が成立したことに伴いまして、和解することにつきまして専決処分させていただいたものです。

事故の内容につきましては、事故の内容概略図が載ってございますけども、公用車が社会福祉協議会名川老人福祉センターとＢ＆Ｇ海洋センター体育館との間の通路を名久井小学校方面に向けて進行中、対向車が来たことに伴いまして、対向車に道を譲るということでバックした際に後ろに進行してきた相手方の車両に接触したものでございまして、相手が止まってございましたので、過失割合は100％というような状況でございました。以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。
質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これにて報告第14号を終わります。

◎報告第15号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君）　日程第２、報告第15号、青森県新産業都市建設事業団の決算報告についてを議題とします。
本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君）　私は、提出議案の方で説明いたしますのでよろしくお願いします。提出議案の４ページをお開き願いたいと思います。報告第15号、青森県新産業都市建設事業団に係る決算報告についてご説明申し上げます。
報告の理由でありますが、当該事業団の理事会で承認されました平成24年度決算状況について報告するものであります。
５ページをお開きください。事業団の決算書類から抜粋しましたもので、平成24年度特定事業決算資料により、説明いたします。特定事業と言いますのは、事業団が設置団体から委託されて土地を取得造成し、その土地を事業団が処分する事業であります。それでは、平成24年度特定事業会計決算の概要についてであります。
（１）受託事業の概要、これは、事業団が現在管理している造成用地でありまして、表の一行目でありますが、金矢工業用地造成事業、桔梗野工業用地造成事業、百石住宅用地造成事業、八戸北インター工業用地造成事業の４事業であります。用地の処分率でございますが、表の一番下の欄でございます。24年度末で金矢工業用地が13.7％、桔梗野工業用地が90.9％、百石住宅用地が97.2％、八戸北インター工業用地が72.4％となっております。
（２）の平成24年度の用地売却の実績であります。桔梗野工業用地については２件であります。百石住宅用地は３件でありました。八戸北インター工業用地は５件になっております。
次をお開きください。７ページをお開きください。（３）の決算の概要であります。①収益的

収入及び支出であります。当該年度の純利益は表の下から３行目の欄でございますが、金谷工業用地は268万5,734円、桔梗野工業用地は１億1,159万4,794円、百石住宅団地は１億821万7,595円、八戸北インター工業用地は５億1,226万9,653円であります。

表の下の欄は、翌年度繰越剰余金でありますが、金矢工業用地は22億3,102万6,872円の繰越利益剰余金であります。桔梗野工業用地は32億3,908万7,176円の繰越欠損金であります。百石住宅用地は12億4,867万5,146円の繰越欠損金であります。八戸北インター工業用地は22億3,032万1,756円の繰越利益剰余金となっております。

次のページをお開きください。８ページになります。②資本的収入及び支出でありますが、４事業の収入はございませんが、支出で八戸北インター工業用地1,739万5,350円となりました。その理由でありますが、工業団地内の区画の分割、道路建設のための測量設計とか地質調査の費用でございます。

次、９ページをお願いいたします。平成24年度の特定事業以外の事業についてご説明いたします。特定事業以外の事業と言いますのは、事業団の管理運営に係る事業。これは、一般管理会計として処理されているものです。設置団体から委託されて造成した工業用地が売却目標を達成した後の残地等の環境整備に係る事業。これは、一般事業会計として処理されております。この二つの事業であります。

次、10ページをお願いします。平成24年度一般管理会計の決算の歳入であります。表の二行目の欄の一般管理会計歳入総額、収入済額2,450万6,773円で、主なものは事業団設置団体、青森県と３市５町の負担金と前年度の繰越金であります。

次をお開きください。11ページ。歳出でありますが、上から二行目の欄でございます。事業団費は、支出済額が533万1,426円で、これは事業団の管理運営に係る費用であります。

下の表でありますが、一般管理会計の平成24年度歳入は2,450万6,773円、歳出が533万1,426円で、差し引き1,917万5,347円が翌年度へ繰り越しとなります。

次のページをお開きください。12ページになります。平成24年度一般事業会計の決算、歳入であります、これは臨海工業用地造成事業、市川工業用地造成事業、それと百石工業用地造成事業の残地の環境整備に係る費用であります。表の二行目の欄でございますが、事業収入の総額は４万20円で、主なものは前年度の繰越金と積み立て利子でございます。

次のページをお開きください。13ページであります。歳出でありますが、支出はございません。下の表をご覧ください。一般事業会計の平成24年度歳入総額は４万20円となり、歳出総額はゼロ円で、差し引き４万20円が翌年度へ繰り越す額となります。

以上、決算概要につきましてご説明いたしましたが、決算書類につきましては、別冊として配布いたしておりますので、よろしくお願いいたします。なお、この決算につきましては、当該事業団の監事から、決算審査の結果といたしまして、公正かつ適正に執行されているとの意見であることを申し添えて、私の説明としたします。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで報告第15号を終わります。

◎報告第16号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君）　日程第３、報告第16号、平成24年度南部町財政の健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君）　それでは、議案の14ページをお願いいたします。報告第16号、平成24年度南部町財政の健全化判断比率の報告について。

報告理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、平成24年度の南部町の財政について健全化判断比率、４つございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。まず、表でございますが、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率とも該当がございませんのでハイフンで表示しております。

実質公債費比率は14.5％となっております。前年度、15.7でございましたので、マイナスの1.2ポイントということになってございます。

それから、将来負担比率でございますが32.2％ということになってございます。前年度は45.0でございましたので、マイナスの12.8ポイントということになってございます。

それでは、平成24年度の財政健全化法における健全化判断比率、それから資金不足比率を資料

により説明いたします。

お手元に別に配布している１枚ものの資料をご覧いただきたいと思います。まず、一番上の実質赤字比率でございますが、一般会計ほか四つの会計。これがあの普通会計と呼ばれているものでございます。それぞれ、ご覧のとおり実質収支額が記載されておりまして、いずれの会計も黒字でございます。実質収支額の合計（Ａ）欄でございますが、２億2,241万3,000円ということになっておりまして、比率は算定されておりません。ハイフンで表示されております。

続いてその下の連結実質赤字比率でございますが、まず、公営事業会計でございますが、国民健康保険会計ほか全部で５会計ございます。それから、公営企業会計でございますが、公共下水道事業会計ほか全部で６会計ございます。それぞれ、実質収支額については、ここに記載をしております。いずれも黒字もしくは収支ゼロということで、合計（Ｂ）の欄でございますが、11億248万7,000円ということになってございます。普通会計と合わせた合計、（ＡプラスＢ）の欄でございますが、13億2,490万円ということになってございまして、比率は算定されておりません。ハイフンで表示されております。

続いてその下、実質公債費比率でございますが、これは普通会計、特別会計、それから町が加入している一部組合の公債費の比率ということでございます。３カ年平均（Ｃ）の欄でございますが、14.54934％ということになってございます。前年度、右端に表示しておりますが15.7％ということで1.2ポイント改善しているということでございます。

さらにその下、将来負担比率でございますが、上が一般会計地方債の現在高を含めた将来負担見込額でございます。（Ｄ）欄、トータルが214億4,348万2,000円でございます。その下が、基金ほか充当可能財源の合計でございます。（Ｅ）のところでございますが194億5,836万4,000円で、（Ｄ）から（Ｅ）を引いた（Ｆ）が分子になります。ここが19億8,511万8,000円でございます。標準財政規模は（Ｇ）欄でございます。75億2,175万2,000円。これは普通交付税に算入された公債費等の額を差し引きます。分母のところをご覧いただきますと、（Ｇ）マイナス（Ｈ）が（Ｉ）ということで61億6,051万1,000円、これが分母になります。それで（Ｆ）を（Ｉ）で割ると。その結果32.22327ということでございます。前年度右側45.0でございましたので、12.8ポイント改善されているということでございます。

それでは、議案の16ページにお戻りをいただきたいと思います。16ページは、平成24年度南部町財政健全化審査意見書ということで、監査委員からただきました意見書でございます。下の４番の（１）でございますが、審査の結果。「審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる」とされ

てございます。

次のページをお願いいたします。審査の意見でございます。①一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は算定されない。つづいて②連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。③実質公債費比率は14.5％となっており、早期健全化基準の25％を下回っている。④将来負担比率は32.2％となっており、早期健全化基準の350％を大幅に下回っているが、いずれの比率も早期健全化基準を下回っていることから、町財政の健全性は保たれていると認められるというご意見をいただいております。

（３）でございますが、特に指摘すべき事項はないということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで報告第16号を終わります。

◎報告第17号の上程、説明、質疑

○議長（坂本正紀君）　日程第４、報告第17号、平成24年度南部町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君）　それでは議案の18ページでございます。報告第17号、平成24年度南部町公営企業の資金不足比率の報告について。

先ほどと同じように財政健全化法に基づいて、資金不足比率を報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。資金不足比率報告書でございますが、先ほど説明いたしましたように、国保名川病院事業会計ほか全部で６会計ございますが、資金不足額はございません。よって、比率は算定されておりません。ハイフンで表示されております。

それでは、21ページをお願いいたします。監査委員からの意見書でございます。「（２）審査

の意見。資金の不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。（３）特に指摘すべき事項はない」という意見をいただいております。以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで報告第17号を終わります。

◎議案第82号から議案第101号の委員長報告、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　お諮りします。

この際、日程第５、議案第82号から日程第24、議案第101号までを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第101号までの平成24年度南部町各会計歳入歳出決算認定についての議案20件を一括議題とします。

本案については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、馬場又彦君。

（決算特別委員会委員長　馬場又彦君　登壇）

○決算特別委員会委員長（馬場又彦君）　決算特別委員会の報告をします。

去る８月30日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第82号から議案第101号までの平成24年度南部町各会計歳入歳出決算認定議案20件につきまして、９月４日と５日の２日にわたり本委員会におきまして慎重に審査しました。審査の結果は全議案、原案のとおり認定とすることに決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂本正紀君）　決算特別委員長の報告が終わりました。委員会の審査結果は議案第81号から議案第101号まで、それぞれ原案のとおり認定です。

説明及び質疑は決算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。立花寛子君。

（14番　立花寛子君　登壇）

○14番（立花寛子君）　2012年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

現在計画されています消費税増税は、当町の町づくりにも大きな影響を与え、住民要求も通りにくくなるでしょう。大企業、大資産家に応分の税負担を求め、多額の内部留保を労働者の賃上げや正規化、公正な下請け単価などに回すなら、景気の回復で大幅な税収入をふやすことができるでしょう。この道こそが社会保障充実、財政危機打開につながります。決算書には、一部住民要求が実現された項目はあります。これからも、住民要求実現のため努力していくことを決意し、反対討論といたします。

2012年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

一般会計からの法定外繰り入れ、国保会計の基金の一部を活用しての取り崩しなどあらゆる努力を通じて、国保税の負担軽減を求めます。減免制度の改善・拡充はどうしても必要です。県に対し、住民福祉の守り手として市町村国保への支援を強めるよう要求します。国に対しては、国庫負担の増額を要望すべきです。

国保税引き下げを要求し、反対討論といたします。

2012年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国庫負担は、当面５割にふやすこと。介護保険料は軽減し国の制度として、低所得者への減免制度をつくることを要求します。利用料は廃止すること。特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすことなど改善を求めます。町挙げて、改善を求めていくことが求められております。制度内容の見直しを要求し、反対討論といたします。

2012年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

国の財政負担をさらに減らすための高齢者医療制度が考えられております。後期高齢者医療制度の即時廃止を求め、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより分別して採決します。最初に、議案第82号、平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第83号、平成24年度南部町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第85号、平成24年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの３件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

よって、議案第83号から議案第85号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第86号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案は起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

よって、議案第86号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第87号、平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを

採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第89号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本案は起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。

よって、議案第89号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第90号、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計決算認定についてから議案第101号、平成24年度南部町大平財産区特別会計歳入歳出決算認定についてまでの12件を一括して採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

よって、議案第90号から議案第101号は原案のとおり認定されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第25、議案第102号、南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　説明資料の６ページでございます。議案第102号、南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

現在休館中の斗賀児童館、鳥谷児童館、福田児童館、片岸児童館及び杉沢児童館の５児童館を廃止するため条例を改正するものです。

５児童館は、昭和40年から44年にかけて建設され利用されてきましたが、利用者数の減少により休館となっておりました。現在、100人程度に出生数が減少しております。結果、児童数が減少しており、再利用も見込めないことから廃館とするもので、これに伴って条例の改正をするものであります。

この条例は、平成25年10月１日から施行するものであります。以上です。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　この南部町立児童館条例についてなんですが、第１条には「児童に健全な遊びを与え、幼児及び少年を指導して健康を増進し又は、情操を豊かにするため児童福祉法第35条第３項の規定に基づき南部町立児童館を設置する」こととなっております。

そこでその第３条は、業務の内容なんですが。「児童に対し、保育を行うこと」で②には、「学童に対し、健全育成の助長を図ることなど」３点の業務を定めています。

そこで、その業務内容から考えますと就学前の子どもだけではなく、小学生や中学生までもが利用できることになっておりますが、このような利用方法を考えたことがあるのかどうかその点についてお聞きします。

○議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　児童館の内容についてですが、これの設立した経緯を考えてみますと、昭和40年当時児童のための保育をやるために保育所というものを建設することが間に合わないために、合併前になりますけども児童館を各市町村で造ったと思われます。

現在残ってるのは、保育所が出来た段階で児童館を閉鎖しないためにそのまま残ってる状況が当町の場合は７館有って多かったと思います。

当然、保育所が整備された段階で見直しをするようなものでもあったものと思います。ただ、当町は集落も点在しているという事情もあったものですからそのまま残って来たと。現在、出生数が減少していることと、もう一つはですね。小学生なりに現在、学童保育という別な形で行っ

ています。ですから、通常、児童館というものは保育所が出来ない段階で認められて設立した経緯がありますので、議員がおっしゃる児童館の目的というものは、現在の保育所、学童保育で対応可能かなと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君）　14番。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　今の説明では町の考え、経過を説明していただいたのですけど、町内の皆さん方も就学前の子どもの集まるところという認識以外には、児童館という使用方法について理解と言いますか。それ以上に広がりを持っていないかもしれませんけれども。学童保育は小学３年生までと決定しており、その他の子どもは学童保育を利用できない状況となっております。

土曜日とか日曜日の子どもの遊び場確保のためには、児童館を利用できるはずなのですよ。考え方からいきますと。それで、前にも児童館の「本来の」と言えばあれなんですが。町の状況はそれとしても、児童館としての本来の活用方法を活かせれば、子どもの大事な遊び場となるはずでした。

そこで、もう少し建物の状況から考えますと、まったく利用できない建物の状況なのか。また利用価値のある建物も残っているのかそういうところから、今そういう状況になっているのかご答弁願います。

○議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　現在の状況ですけども、昭和40年から44年にかけております。低い窪地にあるような建物についてはもう湿気で雨漏りとか床が傷んでおります。それから、どれにも共通して言えますけど、窓なんかは隙間があってほこりとかあってひどい状況になっております。現在使われている鳥谷児童館についても雨漏り等ひどくて、「もうどうしようも出来ない」と。だからと言って、建て替えということにもならない。と言うのは、利用者数もかなり減少しておりますし、当然、児童館であっても集団教育というものを念頭に置いてやらなければならないというのがありますし。いずれにしても、これからまた再度利用する場合には大規模な修理、もしくは建て替えが必要な建物となっております。以上です。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質疑ありませんか。（「議長、３回目ですよね」の声あり）

どうぞ。

○14番（立花寛子君）　すみませんでした。

ところで現在、中止中である斗賀児童館始め４児童館について、地域住民の皆さん方から意見を聴くなど、集会を開くなどして話し合われた経過があるのか。そのまま「中止しているので条例としても廃止します」と言うことは少し乱暴ではないかなと思います。

最後の質問になりますので、学童保育のほかに児童生徒の活動できる施設を造られていくお考えがあるのかどうかという点も答弁願います。

○議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　児童館について「新たに」と言うことですけども。先ほど申しましたように児童館利用者が減ってきていると。集団教育というのは概ね10人程度を指すかと思いますけども、10人切って、５人程度になった段階で親御さんとも話し合って、近くにある近隣の施設等も保育園ありますから親御さんから聞いた段階で子どもにとって集団、多くの人数でやった方がいいものなのか。それとも、一人二人でやった方がいいものなのか。全部の児童館に通所している親御さんから意見を聞きまして説明しています。その段階で、人数が少なくて子どものためにならないということで認めてきております。

今後新たにということですが、出生数が低下している。今100人。今年は95人程度の出生数になるかと思いますけども。児童数が減少してきております。ですので、今後、新設の子どものための施設というのは考えにくい状況ですが、来年ですね医療健康センター出来ますけども。その健康センター内に、少ない親御さん達が行き場所がないということも踏まえて母子保健事業で使う部屋については開放して利用してもらいたいと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君）　川守田稔君。

○15番（川守田稔君）　あくまで保育所の代用品という形で、その延長線でもってものを考えていらっしゃるようなんですけど。児童館に関してはですね私も思い入れがちょっとだけあるんですよ。あったって言うか。今もあるんですけど。東京にいる頃にですね、世田谷区の児童館の職員という人と親しく付き合って。今でも付き合っていますけどね。「児童館のお祭りだ」と言う

ものですから、「川守田君ちょっと遊びにおいでよ」という感じで。普段も行きましたけれど。上京すると、一日開けて遊びに行ったりした経験があるんですけど。そういった風景を見てますとですね。決して保育園の代用品というあれではないんですよ。小学生も来れば、中学生も集まる。小学校に上がる前の子ども居ればですね。自然とですね、私がよく訪ねたところはですね。小田急線沿いの梅ヶ丘からちょっと歩いたとこなんですけど。それなりの住宅地だったりするのですけど。結構の人数が居るんですよ。そうすると、良いなって思うのがですね。例えば、小学生は学校終わったら児童館さ行くんですよ。かなりの割合で来てるんだと思うんですよ。そうするとですね、その子たちが就学前の子どもたちを面倒見たりするというような風景があるんですよ。小学校卒業してもですね、中学生も来てるんですよ。結構な数来てるんですよ。中学生。中には中学校卒業して高校生になった奴も居たりして。それは、中学生を面倒見たり、小学生を面倒見たりですね。そういったことになるんです。その職員の中にはですね。こんなちっちゃい頃からずっとその児童館に通ってですね。高校卒業してそこの職員になっちゃったっていうのも居たりするんですよね。非常に地域に密着した存在になっていると。頻繁にその児童館とかの行事というのを企画したりしてですね。とりあえずお母さんを引っ張り出すんですよ。お母さん引っ張り出すのさ成功するとですね。お父さんまで付いて来ちゃったりとかですね。夫婦してうどんだとかそば打ちをやったりしてるんですよね。打ち湖が足りなくて団子になったうどんか何か一生懸命ほぐしている人が居たったんですよ。そうしたらその人が三戸の出身の人だと言うのでびっくりしたことがあるんですけど。これは余談ですけど。そういった本来の児童館の活動というのは多分、そういったもんだろうという。私は思い込みがあったんですけど。立花議員おっしゃるのはそういう活動を指して言ってるのかなという気がします。ですから昔、鳥谷小学校、鳥舌内小学校を廃校にして、二中の現場に一緒にするっていうような時に実は小学校が親を含めて拠点だったって事実があったじゃないですか。今、どうなのか、今どういうふうな活動をなさっているのかわからないですけども。そういう意味で「私たちからそういった拠点を無くさないでください。」みたいな陳情があった記憶があります。そういった地域、地域にはそういう事情があったりするわけですから、単に小学校だとかそういった中学校だとかっていうことを離して考えるのではなくてですね。ずっと世代の繋がりということを考えると児童館の役割というのが非常に重要な位置を占めるということに気が付くのだと思うんですよ。そういった意味でですね。新しい建物にそういったスペースを設けるというのであれば、活動を意識して単に託児所みたいな感覚ではなしに物を考えていってもらいたいなと思いながら立花議員の質問を聞いていました。そういうことでした。

○議長（坂本正紀君）　答弁はよろしいですか。（「いいです」の声あり）
　これにて質疑を終わります。
　討論を行います。討論ありませんか。

○議長（坂本正紀君）　14番。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　南部町立児童館条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。
　現在、休止しているからそのまま廃止するということですが、もう少し時間をかけて考慮すべきではないでしょうか。子どもの遊び場確保としてはすばらしい施設であります。そのような考えから、条例の一部を改定することには賛成できません。反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君）　次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。
　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
　議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席願います。起立多数です。ご異議なしと認めます。
　議案第102号は原案のとおり可決されました。
　ここで、11時20分まで休憩いたします。

（午前11時08分）

○議長（坂本正紀君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第26、議案第103号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　説明資料の７ページでございます。議案第103号、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例及び南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

条例の改正理由は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用する法律の一部を改める必要が生じた事から、関連する条例について所要の改正を行うものです。

南部町ひとり親家庭等医療費給付条例第２条第２項第７号中及び南部町営住宅条例第６条第２項第８号中に引用する法律の題名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が「保護等に関する法律」に改められました。

改正前は、配偶者からの暴力に対する支援の制度を定めたものでしたが、改正後は生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても被害者を救済するために改正されたもので、町条例の資格の対象となるものです。

この条例は、平成26年１月３日から施行するものであります。以上です。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　私の知り合いの中でですね。知っている人で。一緒に暮らしているんだけど、生活が厳しいから偽装離婚をして母子手当をもらって生活費が楽になりますわな。そういう暮らしをしている人も居ますね。特に、実際離婚しても母子手当をもらって、夜は繁華街に行ってお水系の仕事をして所得は申告しないでという人もいる。世の中には性善説で全部説明できないようなずるい生き方をする人が私らの世代より若い世代にふえているのが確かなわけですね。

だから、私お伺いしたいのはですね。こういう条例に基づかなくても、ドメスティック・バイオレンスとかそういうのに対しては、刑法を適用して「近づくな」とか様々法律があるわけですよね。そうしたら、あまりこういう条例まで作って母子家庭を優先的に町営住宅に入れるんだと

か、家賃もそれなりの減免をするんだというのは「やらなくてもいいんじゃないか」という考えもひらめくんですけど。その辺の整合性についてどのようにお考えか伺いたい。

○議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　適用についての考え方になりますけど。当初この法律は2001年でしたか。制定された時には、配偶者から更には事実婚、もしくは離婚された方の暴力防止ということで給付を受けるとかじゃなくて暴力。これは刑事事件になるかと思いますけど。その予防対策も含まれているものであります。最近、同居、結婚しない交際相手からの暴力によって重症もしくは死亡等のことが発生しております。逆に虐待にも繋がっている事例が多くあると。それを未然に防ぐために、所要の手続きが取れるように法律で定められたものと理解しております。

ただ、さっき議員おっしゃった給付の方については整合性と言っても、私は取れ得ないのかなと思って、別な観点から対応していかなければならないのかなと考えております。以上です。

○議長（坂本正紀君）　工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　要するに、個人情報保護とかプライバシーの保護とかっていう観点で行政がそういう。夫婦ってのは社会の基礎的な。社会を形成する基礎的な母体になるわけですから、踏み込めない部分がある。それで、刑事事件になる恐れがあるからという理由だけで、警察沙汰にならなくても「じゃあ、面倒見ましょう。保護しましょう。」そこまで行政がやるべきかどうかと言うと。それ以前に何かやるべきことがあるんじゃないかなと。そういうのも、これを厳密に考えて条例改正してもいいんでしょうけども。それ以前に行政がどういうふうにチェックするかというのを上手くやって行かないと、真面目に働いて真面目に税金払っている人が、悪く言えば不真面目にちょっと法律があるから「悪用して家賃も安く暮らしましょう」で、「ずるやって得をする」それを許すようなことは極力避けるべきだろうっていう視点で今、言ってるんですよね。その辺の運用にあたって、これを「だめだ」とか何とか私も反対するつもりはないけども。それ以前にやるべきことが何かあるような気がして、その辺を何て言うんですか「正直者がばかを見る」っていう言い方はちょっとあれなんでしょうけど。計画的にずるやれば、「本当は喧嘩していなくても暴力があるということにして」ってことになりかねないんですよね。その辺を、相談受けた時に「はいそうですか。それじゃ町営住宅安く貸しましょう。」っていうのは、慎重

に運用する必要があるんじゃないかと。そこを考えて…。

○議長（坂本正紀君）　工藤議員。これ、ここに括弧書き。平成13年度法律が改正されたのに従って、南部町でもそういうのになってますので。（「わかります」の声あり）そこは、ご理解ください。（「はい」の声あり）

○16番（工藤久夫君）　ということで、慎重に運用してください。

○議長（坂本正紀君）　川守田君ありますか。川守田君。

○15番（川守田稔君）　私もですね、法律改正に伴っての条例改正であるというのはよくわかって質問するのですけど。これは、そうすると認定しますよね。これは配偶者の方から暴力があるんだと。認定する作業がありますよね。旦那さんが暴力振るうのか、奥さんが暴力振るうのか俺はわかりませんけどね。認定しますよね。そうすると、例えばその認定する作業というのはどういった作業になるのですか。例えば、町の職員が認定したらそれでいいのか。警察が介入した事例に限るとか、例えば、傷害で起訴されるような事例まででもって判断するとかですね。色んなあれがあると思うんですけど。実務としてはどういうことがあるんですか。

○議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　配偶者の暴力につきましては、裁判所における保護命令手続きがありますので、法律に基づいた命令手続きが終わった段階で来るものと理解しています。

○議長（坂本正紀君）　川守田君。

○15番（川守田稔君）　そうしますと、ストーカー防止法とかってありますよね。つきまとわれてとか。「ここの家にあれして、暴力されて、こんなところさ居られないから町営住宅を貸してください」というような。そこはわかりますけども。例えば、危害を加える相手がですね、新しい新居に上がり込むとか、つきまとうとかそういうようなことが解決されないとですね、こういった措置っていうのは根本的に解決されないと思うんですけど。そういうところからいくとです

ね、そういった排除されるべき配偶者。どちらかの配偶者をどのように排除するっていう周辺の法律っていうのは同時に改正されているわけですか。

○議長（坂本正紀君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　ストーカーの方については法律またかわりますけども。現実的には、暴力があった。暴力につながる恐れがあるっていうことで、当然その中には被害者がいるわけですよね。町にもそういう相談がきますけども。警察に行って本人に事実確認しながら対応するようにしています。そうしないと先ほど工藤議員もおっしゃったように、本人だけの確認だけで終わってしまうと、「対応がまずい」ということもありますので。やはりその事実関係を確認した上で対応することになると思います。

ただ、その法律が適応になっているかなっていないかっていうのは、次の作業になる場合もありますので、そこはその時の対応次第だと思います。以上です。

○議長（坂本正紀君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第27、議案第104号、南部町霊園条例及び南部町共同墓地公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君）　提出議案説明資料の８ページをご覧いただきたいと思います。

議案第104号、南部町霊園条例及び南部町共同墓地公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。趣旨でありますが、町営墓地の南部町長谷霊園及び南部町福地共同墓地公園の利用区画を緩和するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でありますが、①南部町霊園条例第８条利用区数及び②南部町共同墓地公園条例第６条利用場所の面積及び制限で、墓地の利用は利用者１世帯につき１区画と規定しておりますが、「ただし、その利用については、町長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。」を加えるものであります。

その特別な理由につきましては、別に施行規則で定めることになりますが、「少子高齢化が進み、亡くなっても供養してくれる家族がいない故人のために親族が代わって墓石を建てて管理する。」など今後、このような事例が多くなる可能性を考慮し、１区画内に使用者と使用者の親族の墓石の建立を可能にするものであります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。以上で終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君）　この墓地に関しては、何かしら使用料としてお金をいただくわけでしょうか。そういった場合にですね。やはり、一般財源に普通に繰り入れて、一般のお金と一緒に使ってしまうじゃなくてですね。ある程度の基金というのを用意して、それに積み重ねていくような形をとってですね。例えば、今の時代ですから墓守る人が居なくなるというあれは往々にしてあるじゃないですか。あると思うんですよね。昔よりかももっと頻度の高い割合でそういった人たちが出てくると思うんですよ。そういった時に、ある一定時期を過ぎてしまったら無縁仏様にしてしまうんだとかっていうようなことではなくてですね。なるべく何かしらの形で町営の墓地なのであればですね。町が管理して行くような体制をとるという意味でですね。基金化していくという。特別会計にする必要があるのだと思うんですけど。そういうふうなお金の積み上げっていうのが必要だと思うんですけど、どんなもんなんでしょうか。

○議長（坂本正紀君）　住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君）　共同墓地のことですけど、福地共同墓地につきましては昭和62年から供用開始しておりまして、現在は49％が使用されております。この時点で〇〇化というのは、担当部局と相談しないと私の方では返答できません。（「返答できません」の声あり）はい。

○議長（坂本正紀君）　川守田稔君。

○15番（川守田稔君）　返答できなくてもいいんですけど。こういったことは、それぞれの宗教観だとかそういったものによって随分と違ってくるのだと思いますけど。やっぱり、御遺骨を納める所を町が関わるわけじゃないですか。ですよね。墓を守るというのは今までの価値観からいくと跡取りの仕事だったりするんですよ。その跡取りが往々にして長男長女しか、長男しかいなかったり、長女しかいなかったりとかってですね。跡取りが居なくなる事例っていっぱいあるじゃないですか。私の周りでもいっぱい居ますよ。そういった時にそういったことを。ご時世を考慮すればですね。あんまり事務的な対応というのは課長申されるようにですね。今行われている対応というので、果たしてその仏様さ申しわけがたつのでしょうかというようなところで言っているわけですよ。「私、そったの気にしたことありません。」って言ったら「はいそうですか」ってそれだけのことなんですけど。そうなんであればですね。そうなんであれば、特別にその分のお金っていうのは別に管理して、それを財源としてですね。10年で無縁仏様になるところをですね、20年位は大丈夫だとか30年とか可能なんであれば、永代供養でもやって差し上げるのがこういう事業を手掛けた町のある意味での責任だと思うんですよ。そういった意味で、答えられませんっていうものわかるんですけど。そういった物の考え方をしていく必要があるんじゃないでしょうか、どうでしょうかっていうのが質問だったのであります。そういうことなのでした。

○議長（坂本正紀君）　川守田議員。ただ今は条例を制定じゃないですので、条例改正、ただし書きを付けるということですので、条例に関しては後で担当課の方によく言って、（「わかりました」の声あり）お話ししてください。お願いします。

　ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
　討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
　議案第104号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。
　議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　お諮りいたします。
　この際、日程第28、議案第105号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。
　本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君）　説明資料の９ページをお願いします。議案第105号、八戸圏域水道企業団規約の変更についてご説明いたします。
　この二又地区簡易水道事業につきましては、安定した給水と効率的な運営を目的といたしまして、平成26年４月１日から八戸圏域水道事業の給水区域に編入する計画であります。これに伴い、送水管敷設工事を平成21年から23年の３年間で実施しております。財源につきましては、国庫補助金、簡易水道事業債、過疎債を充当しており、現在、起債分について償還しております。
　このうち、簡易水道事業債は統合に伴い、八戸圏域水道企業団への引き継ぎ起債として償還が終了するまで南部町が負担することになるため、規約の一部を新旧対照表のとおり改正するものであります。
　経費の支弁の方法第13条３項中の一部を改めまして、次に「（１）南部町から企業団へ引き継がれた簡易水道事業債　南部町」（２）「前号以の簡易水道事業債　八戸市」を加えるものです。

施行日は平成26年４月１日です。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第105号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第29、議案第106号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君）　説明資料の10ページをお願いします。議案第106号、町道の路線認定について説明させていただきます。

認定する路線について。この２路線は医療健康センターの建設に伴い新設される道路ですが、幹線道路と接続し、交通量、歩行者も多いと予想されます。一部、バス路線としても使用されることから、公共性が高いと考えますので町道として認定し、維持管理するものであります。

内容につきましては、お配りしました別紙資料をもってご説明したいと思います。図面の方ですけども、図面の左側赤い部分になります。医療センター１号線、延長は242.1メートルでござ

います。起点は下の部分になりますけども、下名久井字白山87番地３となります。終点は、同じく87番地５となります。図面の右側の青い部分になりますが、医療センター２号線、延長226.3メートルでございます。起点は下側になりますけども、下名久井字白山92番地２、終点は上になりますけども、同じく87番地１となります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第106号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第30、議案第107号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君）　それでは議案の32ページをお願いいたします。議案第107号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第２号）の説明をいたします。

第１条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億6,755万5,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,913万8,000円とするものでございます。

第２条は債務負担行為の追加、第３条は地方債の変更でございます。

それでは、歳出から主なものを説明いたします。44ページをお願いいたします。２款総務費、１項５目財産管理費でございますが、2,762万4,000円の追加でございます。11節でございますが、南部分庁舎の施設の修繕料212万円。それから、15節には旧福地小学校の施設解体工事費2,550万4,000円の計上でございます。続いて９目自治振興費でございますが、1,093万5,000円を追加し、6,110万6,000円とするものでございます。15節は、あかねの集会施設の屋根改修工事費225万2,000円でございます。19節でございますが、荒町町内会館及び諏訪ノ平町内会館の解体に充てる補助金でございます。868万3,000円でございます。続いて13目定住自立圏推進費でございますが、1,307万9,000円の計上でございます。19節でございますが、定住自立圏連携事業負担金1,307万9,000円。これは、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を取り崩しまして、新たに定住自立圏振興基金を積み立てるための負担金でございます。

続いて、次のページ。３款民生費に入ります。１項２目の住民生活費でございますが、349万円を減額し、３億8,653万3,000円とするものでございます。28節でございますが、国保会計の繰り出し金を減額するものでございます。平成24年度の事業費確定による減額。それから、健康センター建設事業債に係る利子償還金の支払いを国保会計から一般会計に移したことによる減額でございます。続いて、３款２項１目児童福祉総務費でございますが、1,601万7,000円の追加でございます。13節には、「子ども子育て支援法」に基づき実施する子育て支援ニーズ調査業務288万2,000円。それから、子育て支援システムの導入業務委託料1,313万5,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。６款農林水産業費でございますが、１項５目果樹振興費には414万7,000円の追加でございます。19節には、特産果樹産地育成等確立事業補助金414万7,000円の追加でございます。これは、県からサクランボの雨よけハウスの事業費追加配分を受け計上するものでございます。続いて、11目農村整備費でございますが、822万円の追加でございます。11節の115万1,000円は、用水路等の修繕料でございます。次のページ19節でございますが、青森県営中山間地域総合整備事業の負担金600万円でございます。県から事業費の追加配分を受け、町負担分を計上するものでございます。

続いて７款商工費、１項１目商工業振興費でございますが600万円の追加でございます。19節でございますが、商工会のプレミアム商品券発行に対する補助金400万円、小企業経営改善資金利子補給事業補助金200万円の計上でございます。これは、平成25年度から27年度までの借入金について最長２年間の利子補給をするものでございます。続いて３目観光施設費でございますが、

421万8,000円の追加となってございます。11節にはバーデハウス、チェリリン村等の施設修繕料を計上しております。

続いて一番下。８款土木費、２項１目道路橋りょう維持費でございますが、7,186万2,000円の追加でございます。11節には消耗品費472万5,000円。主に融雪剤の購入費でございます。燃料費については、除雪機械の燃料費195万円。修繕料には、町道の修繕料、除雪機械の修繕料など810万円を追加してございます。次のページをお願いいたします。13節でございますが、除雪業務の委託料には3,530万円の追加でございます。15節の1,600万円は町道の舗装穴埋め工事など道路維持工事費でございます。

続いて次のページ。９款消防費、１項２目非常備消防費でございますが、100万円の追加でございます。19節には医療健康センター敷地内の消火栓設置負担金100万円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。12款公債費、１項２目の利子でございますが、147万8,000円の追加でございます。23節は利子償還金でございまして、先ほども触れました国保会計に計上していた健康センター整備事業債に係る利子償還金を一般会計で一元管理するために移し替えるものでございます。

続いて歳入を説明いたします。41ページをお願いいたします。まず、上から二つ目、９款１項１目地方交付税でございますが2,607万円を追加し、53億2,206万1,000円とするものでございます。本補正予算の一般財源として増額するものでございます。ここで、平成25年度の普通地方交付税は52億8,700万余りと確定いたしました。前年度に比較し、1,600万余りの減額ということになってございますのでここで報告をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。14款県支出金、２項２目民生費県補助金でございますが1,601万5,000円の追加でございます。これは、子育て支援特別対策事業補助金でございます。先ほど説明したシステムの構築。それから、子ども子育てのニーズ調査に充当するものでございます。その下、４目農林水産業費県補助金でございますが、276万6,000円の追加でございます。説明の欄上の特産果樹産地育成等確立事業補助金これが先ほど説明したサクランボの雨よけハウスに充当するものでございます。

続いて次のページ。17款繰入金、２項５目公共施設整備基金繰入金でございますが、2,530万4,000円の追加でございます。これも先ほど説明いたしました福地小学校の解体工事費に充当するものでございます。

続いて19款諸収入、５項３目雑入でございますが、1,936万2,000円の追加でございます。まず、説明の欄、各種助成金は市町村振興協会あるいは県町村会からの各種助成金623万2,000円でござ

います。各種返還金1,307万9,000円は先ほど説明した広域ふるさと市町村圏基金取り崩しによる返還金でございます。

20款町債については第３表で説明をいたします。まず先に債務負担行為について説明をいたしますので、37ページにお戻りをいただきたいと思います。債務負担行為の補正でございます。７款で説明いたしました小企業経営改善資金利子補給金に係る債務負担行為を組むものでございます。期間は、平成25年度から平成30年度まで。限度額でございますが、平成25年４月１日から平成28年３月31日までに町内事業者が日本政策金融公庫から融資を受けた小企業等経営改善資金の未償還元金に対し、借入後２年間、年１％以内の利子を補給するものでございます。

次のページをお願いいたします。第３表地方債補正でございます。まず、臨時財政対策債でありますが、補正前の限度額３億4,880万円を6,730万円プラスしまして、補正後の限度額を４億1,610万円とするものでございます。臨時財政対策債の発行可能額確定による増額でございます。その下、中山間地域総合整備事業でございますが、補正前の限度額3,750万円に600万円をプラスしまして4,350万円とするものでございます。先ほども触れました県からの事業費の追加配分を受けたことによる増額でございます。合計３億8,630万円の限度額を４億5,960万円に増額するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第107号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第31、議案第108号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　52ページをお開きください。議案第108号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

はじめに第１条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,881万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,803万円とするものであります。

55ページをお開きください。はじめに歳入の主なものからご説明いたします。９款２項１目の一般会計繰入金について前年度の繰入金の精算と本年度の繰入金のうち、健康センターに係る公債費の利子充当分を一般会計に組み替えるため、349万円を減額するものです。10款１項２目その他の繰越金は繰越金が確定したため3,230万5,000円を補正するものです。

56ページをお開きください。歳出のご説明をいたします。９款基金費、１項１目の財政調整基金積立金1,649万8,000円を補正するものです。

10款１項１目公債費は､健康センターに係る公債費利子を一般会計組み替えにより147万8,000円減額するものであります。

11款諸支出金１項３目償還金は、平成24年度退職被保険者等療養給付費交付金の精算により超過交付金を返還するため1,379万6,000円を補正するものです。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
　議案第108号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。
　議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　日程第32、議案第109号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。
　本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（髙森正義君）　57ページをお開きください。議案第109号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。
　はじめに第１条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,453万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,135万9,000円とするものであります。
　61ページをお開きください。歳入からご説明いたします。３款国庫支出金、２項５目の地域ケア会議活用推進等事業費補助金は今年度限りですが国から認められた事業で、町内の介護支援専門員の資質向上のため導入したものです。
　８款１項１目繰越金が確定したための1,399万9,000円を補正するものであります。
　62ページをお開きください。３款地域支援事業費４目の包括的・継続的マネジメント事業費の53万7,000円は歳入で申し上げた地域ケア会議活用推進事業に係るもので、講師謝礼と研修会開催に必要な経費を計上したものです。
　４款基金積立金１項１目の介護給付費準備基金積立金は、平成24年度の繰越金と平成24年度事業費確定による差額として68万5,000円を補正し、６款諸支出金１項２目償還金は平成24年度事業費確定により国庫、県費支払基金に対する返還金1,330万6,000円を補正するものであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第109号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第１号の委員長報告

○議長（坂本正紀君）　日程第33、陳情第１号は産業建設常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長の登壇を求めます。（「暫時休憩願います」の声あり）

暫時休憩いたします。

（午後０時03分）

○議長（坂本正紀君）　休憩を解き会議を開きます。

（午後０時04分）

○議長（坂本正紀君）　産業建設常任委員長川守田稔君。

（産業建設常任委員長　川守田稔君　登壇）

○産業建設常任委員長（川守田稔君）　大変、お見苦しいところをお見せいたしました。ご迷惑お掛けしました。

産業建設常任委員会の陳情審査結果のご報告をいたします。去る、８月30日本会議において本委員会に付託になりました陳情第１号、ＴＰＰへの参加に反対する陳情につきまして同日、本委員会を開催し慎重審議いたしました。

採決の結果、賛成多数であり採択とすることに決しました。

陳情結果の報告を終わります。

◎陳情第１号の質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　常任委員長の報告が終わりました。

日程第33、陳情第１号、ＴＰＰへの参加に反対する陳情書を議題とします。この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を行います。質疑ありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　委員会では熱心な討論の結果、採択ということになったようですが。私はですね、ＴＰＰは大いに推進するべきだとそういう観点ですから。この採択には、反対してＴＰＰは推進すべきだという意見を申し述べさせていただきます。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。工藤久夫君。

（16番　工藤久夫君　登壇）

○16番（工藤久夫君）　バブルが崩壊する約20年前は、日本の農産物の生産額っていうのは約12兆円でした。現在８兆円です。よく農業団体で言われるのは、ＴＰＰに参加すれば生産額は更に３兆円４兆円に下がるという主張をするわけですけども。これは、農業の従事者が自然に高齢化によって減っていって何もやらなければ、ＴＰＰに参加してもしなくても生産額３兆円、４兆円下がって日本の農業生産額っていうのは４兆から５兆円に下がるだろうと言われております。

それをちゃんと解決して、日本の農業をいい方向にもっていくのは、日本の政治の果たすべき役割だと思っております。

それと、トータルで行きますと、日本は農業生産額８兆円から９兆円なわけですけども、全体のＧＤＰってのが約450兆から500兆円と言われてます。その全体のＧＤＰを確保しながら日本の経済を成長させるためには、ＴＰＰへの参加は絶対必要な条件だと思いますから、この採択には反対して討論を終わります。

○議長（坂本正紀君）　次に原案に賛成者の発言を許します。立花寛子君。

（14番　立花寛子君　登壇）

○14番（立花寛子君）　ＴＰＰへの参加に反対する陳情に対する産業常任委員会報告に対する討論を行います。

政府は７月23日、ＴＰＰ交渉への参加を強行しました。地方議会の８割が反対や懸念する決議をあげ、各界各層の広範な団体が強い反対の意見を表明するなど、国論を二分する状況下での交渉参加は絶対に容認できません。安倍首相は交渉を通して、国益は守れるとして交渉参加を強行しましたが、国益の中身については明らかにしていません。「米・小麦・乳製品などの農産品５品目を重要品目とし、関税撤廃の対象から除外できる。」としていますが、その根拠も補償はありません。非関税分野についても食の安全、環境保全、公的医療、雇用、地場産業の育成など国民生活全般に関わるルールが多国籍企業の利益最優先に歪められ、格差と貧困を更に押し広げ、国民の生存権さえ脅かされかねません。進出先国の政策によって損害を受けたとして、投資家や企業が国際仲裁機関に政府を提訴することができるＩＳＤ条項は国家主権を脅かすものです。

当初のＴＰＰは、第一次産業の問題、権益を脅かされる一部業界団体が反対しているなどの分断攻撃を跳ね返し、ＴＰＰ反対の一地点で共働の拡大が図られてきました。ＴＰＰ参加を絶対に阻止するために全力をあげようではありませんか。

産業建設常任委員会委員長の報告を支持し、ＴＰＰへの参加に反対する陳情に賛成するもので

あります。賛成討論を終わります。

○議長（坂本正紀君）　これで討論を終わります。

陳情第１号を採決します。この陳情は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　起立多数です。陳情第１号は採択とすることに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君）　日程第34、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。常任委員会の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君）　お諮りします。

本日、発議第１号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案。発議第２号、道州制導入に断固反対する意見書案。それに、発委第２号、ＴＰＰへの参加に反対する意見書案の３件の意見書案が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　ご異議なしと認めます。意見書案３件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

（午後０時15分）

○議長（坂本正紀君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

（午後０時16分）

◎発議第１号の上程、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　追加日程第１、発議第１号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書案についてを議題とします。

本件については説明、質疑を省略し討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

発議第１号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君）　異議なしと認めます。

発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎発議第２号の上程、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　追加日程第２、発議第２号、道州制導入に断固反対する意見書案についてを議題といたします。

本案については説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

○議長（坂本正紀君）　まず、原案に反対者の発言を許します。工藤久夫君。

（16番　工藤久夫君　登壇）

○16番（工藤久夫君）　日本の政治というのは、戦後68年経過して現憲法で今のシステムになって66年経ったわけですけども。日本の行政のシステムっていうのは大きく改める転換点にきていると思います。従って、日本が今よりも政策がスムーズに決定され、スムーズに実行され、時代の変化に対応していくためには道州制の必要性というのは、非常にこれから重要になってくるものと思われます。従って、今までのシステムをずっと維持するという保守的な考えだと日本の将来は無いものだと私は思っております。従って、今の意見書案には私は反対を表明して終わります。

○議長（坂本正紀君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。14番立花寛子君。

（14番　立花寛子君　登壇）

○14番（立花寛子君）　道州制導入に断固反対する意見書提出についての討論を行います。道州制について国民の間では議論がなされていないだけではなく。道州制の中身自体がほとんど知られていません。多くの国民に中身が知らされていないまま進められようとしているのが、現在の道州制ではないでしょうか。自民党などが目指す道州制とは地方制度の改変に留まらず、国と地方の在り方を大元から変えるものです。こうした道州制の検討と具体化を政府自民党と一体で進めてきたのが財界です。政府の道州制ビジョン懇談会中間報告2008年に具体化された内容は、次のとおりです。国の権限は、国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的に道州と基礎自治体が担うとされ、国の仕事を国家安全保障、外交、通商、司法などに限定し、社会保障や教育は地方の責任とされました。しかも、国が国民に補償すべき最低限度の生活水準の放棄まで検討課題としました。

道州制とは社会保障や教育など憲法にうたわれた国民の基本的権利を守る国の責任が投げ捨てられるとともに、国から地方への財源支出の削減で住民施策の水準確保が危ぶまれるものです。

全国町村会は、平成20年の全国町村長大会の決議以来、一貫して反対してきたとして、道州制は大都市圏への更なる集中を招き、地域間格差は一層拡大すると指摘しています。全国町村議会

議長会は４月15日、会長名の緊急声明を発表しております。町村の存在意義を否定する道州制の導入には断固として反対する。国民的な議論もないまま押しつけることは、地方分権の精神に反するものとし、道州制は小規模町村の存在を否定し、事実上の強制合併を余儀なくされるものであり、住民と行政の距離が遠くなり住民自治が衰退してしまうことは明らかと告発し、我々町村に対する暴挙であると痛烈に批判しています。よって、我々南部町議会は道州制の導入に断固反対するものであります。意見書提出に賛同し、賛成討論といたします。賛成討論を終わります。

○議長（坂本正紀君）　これで討論を終わります。

発議第２号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　起立多数です。

発議第２号は可決されました。

◎発委第２号の上程、説明、討論、採決

○議長（坂本正紀君）　追加日程第３、発委第２号、ＴＰＰへの参加に反対する意見書案についてを議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。産業建設常任委員長の登壇を求めます。

産業建設常任委員長川守田稔君

（産業建設常任委員長　川守田稔君　登壇）

○産業建設常任委員長（川守田稔君）　発委第２号、ＴＰＰへの参加に反対する意見書についてのご説明を申し上げます。

議員各位ご周知のとおり、ＴＰＰ交渉の内容は農業分野に限らず日本の国内産業全般に渡り幅広く関わる、これまでに類を見ないというような重要な国際交渉事案でございます。

当町は農業が基幹産業であるという土地柄、委員会での話し合いは農業分野を中心とした話題に終始した感はございますが、実に熱心な審議が行われました。

それらの審議の内容を大まかに要約いたしますと、交渉過程の情報が秘密とされ、国民に公開

されないままなし崩し的に締結へと進む可能性が大きいことへの不安、ＩＳＤ条項等を含む国内法に優先する事項による日本国としての主体性喪失への不安、地域農業に対する積極的なカンフル剤として期待するとの意見もございましたが、その流れに対応できない農業者の存在を想定し、その心境と行く末を慮らなくてはなりません。全体的な意見は、農業分野への利益の保証が担保されない状態でのＴＰＰ参加は認められないというものでありました。

国にあっては、農業を中心とした国内産業における中小零細業者に対する、具体的でその実現プロセスをも示した政策を早急にご提示願いたいと申し添え、議事録にとどめ、以上をもってＴＰＰには参加しないよう求めるものであります。なお、意見書はお手元に配布のとおりであります。平成25年９月６日産業建設常任委員会委員長川守田稔。

以上で提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　説明が終わりました。質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。16番、工藤久夫君。

（16番　工藤久夫君　登壇）

○16番（工藤久夫君）　先ほど申し上げた通りの理由で、今回のＴＰＰに反対する意見書案というのは採択しないように求めて、私の討論を終わります。

○議長（坂本正紀君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。川守田稔君。

（15番　川守田稔君　登壇）

○15番（川守田稔君）　ＴＰＰ締結反対の立場で討論をしたいと思います。

私が一番危惧することはですね。ＩＳＤ条項など含むそれに絡む国内法に優先する条約項目であります。提案の説明にも申しましたけど、関税の自主権というのは国家の主権であります。グローバリズムとは言われながら、世界はブロック化しております。ＴＰＰ祭りであります。ブロック内における、覇権争いが起ころうとしております。ちなみに、ＴＰＰを環太平洋と訳すのは間違いであります。環太平洋というのであれば、パンパシフィックであります。トランスパシフィックということは、とりもなおさず太平洋を飛び越えてアメリカと日本という意味を持ちます。これは意図的な語訳なのか分かりませんけども。そういった不信感を端々に含んでおります。

国内の公共工事を日本の土建屋さんが独占してどこが悪いのでしょうか。国民の預金を国民の

ために運用してどこが悪いのでしょうか。日本人の雇用を第一に考えてどこが悪いのでしょうか。日本の医療・福祉は外国からとやかく言われる筋合いのものではないと思います。日本の国は日本人だけのものじゃないと久夫議員あんた言えますか。「ご破算で願いまして」はとよく言います。今の状態がよろしくないからご破算してしまえ。ご破算したら管直人だとか鳩山みたいな総理大臣が誕生しました。これでいいんでしょうか。こういったものの考え方でいいんでしょうか。言いたいことは色々あるんですが。この辺にとどめて、ＴＰＰ参加に対して反対の意思としたいと思います。皆さんご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（坂本正紀君）　これで討論を終わります。

発委第２号を採決します。本案は原案のとおり賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君）　ご着席ねがいます。起立多数です。発委第２号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君）　以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

（町長　工藤祐直君　登壇）

○町長（工藤祐直君）　第52回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、８月30日から本日までの日程でございましたが、議員各位には何かとご多忙の折ご出席いただき誠にありがとうございました。

また、ご提案申し上げました全ての案件につきまして、慎重なご審議を賜り、原案のとおりご承認、ご議決を賜り、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

とりわけ、平成24年度南部町一般会計及び特別会計20件の歳入歳出決算につきましては、決算特別委員会におかれまして綿密なご審議をいただいたことに対しまして、深甚なる敬意と感謝を表する次第であります。

一般質問でも取り上げられたように少子高齢社会、人口減少社会に向けて、今まで以上に職員の意識改革と行政改革が必要だと考えております。

今年度策定予定の「第二次南部町行政改革大綱実施計画」に基づき、更なる改革を実行していく所存であります。

平成28年度以降、普通交付税に加算されている合併算定替分が段階的に削減されるため、予算規模を縮小するなど厳しい財政運営が強いられることが予想されますが、その状況においても活力あふれる地域を創造し、少子高齢社会における住民福祉サービスを維持・向上していかなければならないという課題があります。

将来を見据えて財政の健全性を堅持していくために、本定例会でご審議いただいたご意見、ご提言を真摯に受け止め、実施事業の事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性を厳しく吟味することで、必要な見直し、再構築を図ってまいります。また、町民が主役になるまちづくりを推進するために、町民と町の橋渡し役となる「地域担当職員」の活用について検討しているところであります。地域の活性化と町民の主体的な活動の手助けになるよう、地域経営の視点から持続可能な町づくりに取り組んでまいります。

さて、皆さまご承知のとおり、一日に開催された第21回青森県民駅伝競走大会において、我が南部町は、町の部１位、総合２位、過去最高タイムの１時間44分58秒と素晴らしい成績をあげました。嶋守学監督を始め、最後まであきらめず、正にチーム一丸となった当町の選手たちの力強い走りは、町民の皆様へ大きな元気を与えていただいたと感じております。

また、今月29日に福地運動公園等を会場に、大規模地震を想定した防災訓練を実施する予定であります。東日本大震災から２年半が経過いたしますが、当時の記憶や大震災から得た教訓を活かし、日常生活の中で、突然発生する地震災害について、日用品を利用した応急措置訓練など、実践的な防災訓練を計画してございます。

消防団員あるいは自主防災組織会員はじめ、関係機関及び町民の皆様の積極的な参加のもと、地域防災力の向上に努めてまいる所存でありますので、議員各位のこれまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄御自愛をいただきながら、町政発展のため、引き続き、御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして、本定例会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、私からも一言御礼の言葉を申し述べさせていただきます。

去る８月30日から本日までの８日間、議員各位におかれましてはご熱心にご審議を賜り、平成24年度各会計の決算を認定、また、条例の制定並びに平成25年度各補正予算などの多岐にわたる議案の成立がなされましたことを議長として厚く御礼を申し上げます。

また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねて御礼を申し上げます。

なお、理事者側各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望を十分に尊重いたし、執行に当たっては周到な注意を払われ、今後の施策の運営に反映されますことを強く要望する次第であります。

皆様におかれましては、今後ますますご健勝で南部町発展のために格段のご尽力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単でありますがお礼のあいさつといたします。

これをもちまして、第52回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後０時40分）

地方自治法第123条第２項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長　　　　坂　本　正　紀

署　名　議　員　　　　馬　場　又　彦

署　名　議　員　　　　立　花　寛　子